

彦根市

子ども・若者プラン

第3期 令和7～11年度



令和7年（2025年）3月

彦根市

「子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢を みんなで応援するまち」の実現をめざして

子ども・若者は、社会の未来を担うかけがえのない存在です。すべての子ども・若者が健やかに成長し、自分らしく生きることができる社会を築くことは、私たちの責務であり、地域の持続的な発展にもつながります。

近年、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。少子化の進行や家庭・地域における子育て環境の変化、子どもの貧困や児童虐待、不登校・ひきこもりといった課題に加え、デジタル化の進展や、家庭や学校における価値観やライフスタイルの多様化など、子ども・若者の成長に関わるさまざまな問題が顕在化しています。



こうした状況を踏まえ、国においては令和4年6月に「こども基本法」が制定され、すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、幸福な生活を送る権利を保障するための取組が進められています。また、令和5年4月には「こども家庭庁」が設置され、子ども・若者を中心とした政策の推進や、支援の一元化が図られるようになりました。さらに、令和5年7月に閣議決定された「こども大綱」では子ども自身が政策形成に関わることの重要性が明記されました。

本市におきましても、こうした国の動向を踏まえ、子ども・若者の声を大切にしながら、これまでの取組を継承・発展させる「彦根市子ども・若者プラン（第3期：令和7年～11年度）」を策定しました。本プランでは、すべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、自らの夢や希望を持って生きることができるよう、「子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢をみんなで応援するまち ひこね」をめざすまちの姿とし、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ります。また、子ども・若者の意見を尊重し、成長・発達に応じた意見表明の機会を充実させるとともに、社会参画を促進する仕組みづくりを進めてまいります。

子ども・若者を支えるのは家庭や行政だけではなく、地域、学校、企業、市民一人ひとりが協力し合うことが不可欠です。本プランの推進にあたり、子ども・若者が夢と希望を持ち、自分らしく成長できるまちをともに築いていくため、市民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました子ども・若者会議の委員の皆様をはじめ、調査にご協力いただいた皆様、貴重なご意見をお寄せくださった皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

彦根市長 和田 裕行

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 SDGsへの取組について	3
4 計画の期間	4
5 本計画の対象	4
6 本計画策定に係る国の動向等について	5
第2章 彦根市の子ども・若者を取り巻く現状と課題	7
1 子ども・若者を取り巻く状況	7
2 子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識	29
3 第2期計画の進捗状況の評価	51
4 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く課題	56
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 めざすまちの姿	59
2 基本的な視点	60
3 基本目標	60
4 施策体系	63
第4章 施策の展開	64
 基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	64
1 安心して出産・子育てができる環境づくり	64
2 親子の健康への支援	66
3 共働き・共育への推進	69
 基本目標Ⅱ すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり	70
1 幼児期の教育・保育の充実	70
2 学校教育の充実	72
3 次世代の子どもたちの健全育成支援	74
4 社会参加や自立に向けた支援	75
 基本目標Ⅲ すべての子ども・若者が大切にされ、幸せに暮らせるまちづくり	78
1 児童虐待・配偶者に対する暴力などの防止	78
2 青少年の非行防止	80
3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実	81
4 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	83
5 いじめや不登校等への対応	85
6 子どもの権利を保障する取組の推進	86
 基本目標Ⅳ 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり	87
1 子ども・若者を応援する体制の整備・充実	87
2 子ども・若者育成のための環境づくり	90

3 地域における子育て支援の充実	91
第5章 量の見込みと確保方策	93
○子ども・子育て支援制度の概要	93
1 教育・保育提供区域	95
2 子どもの将来人口推計	96
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	98
4 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策	100
5 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進	109
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	109
第6章 計画の推進に向けて	110
1 市の推進体制	110
2 計画の進行管理	110
3 市民・事業所・関係機関・市との連携	110
資料編	112
1 彦根市子ども・若者会議条例	112
2 彦根市子ども・若者会議委員名簿	114
3 彦根市子ども・若者プラン策定経過	115
4 指標一覧	117
5 用語解説	119

※本計画では、制度、国の政策に関する箇所は「こども」とかな表記、その他は「子ども」と漢字を使用しています。また、制度に準じる場合には「児童」、「生徒」と表記することとします。



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の出生数は、現在も減少を続けており、令和5年（2023年）の日本人の出生数は、72万7,277人で、前年より4万3,482人減少しました。出生数が減少するのは8年連続で、統計開始以来、過去最少になりました。

国立社会保障・人口問題研究所が令和4年（2022年）に公表した予測では、日本人の出生数が80万人を下回るのは、2033年と推計していて、想定より10年以上早く少子化が進行しています。

このような急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっていきます。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、さらにきめ細やかな子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

国においては、令和5年（2023年）4月にこども家庭庁が発足し、令和5年（2023年）12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められます。

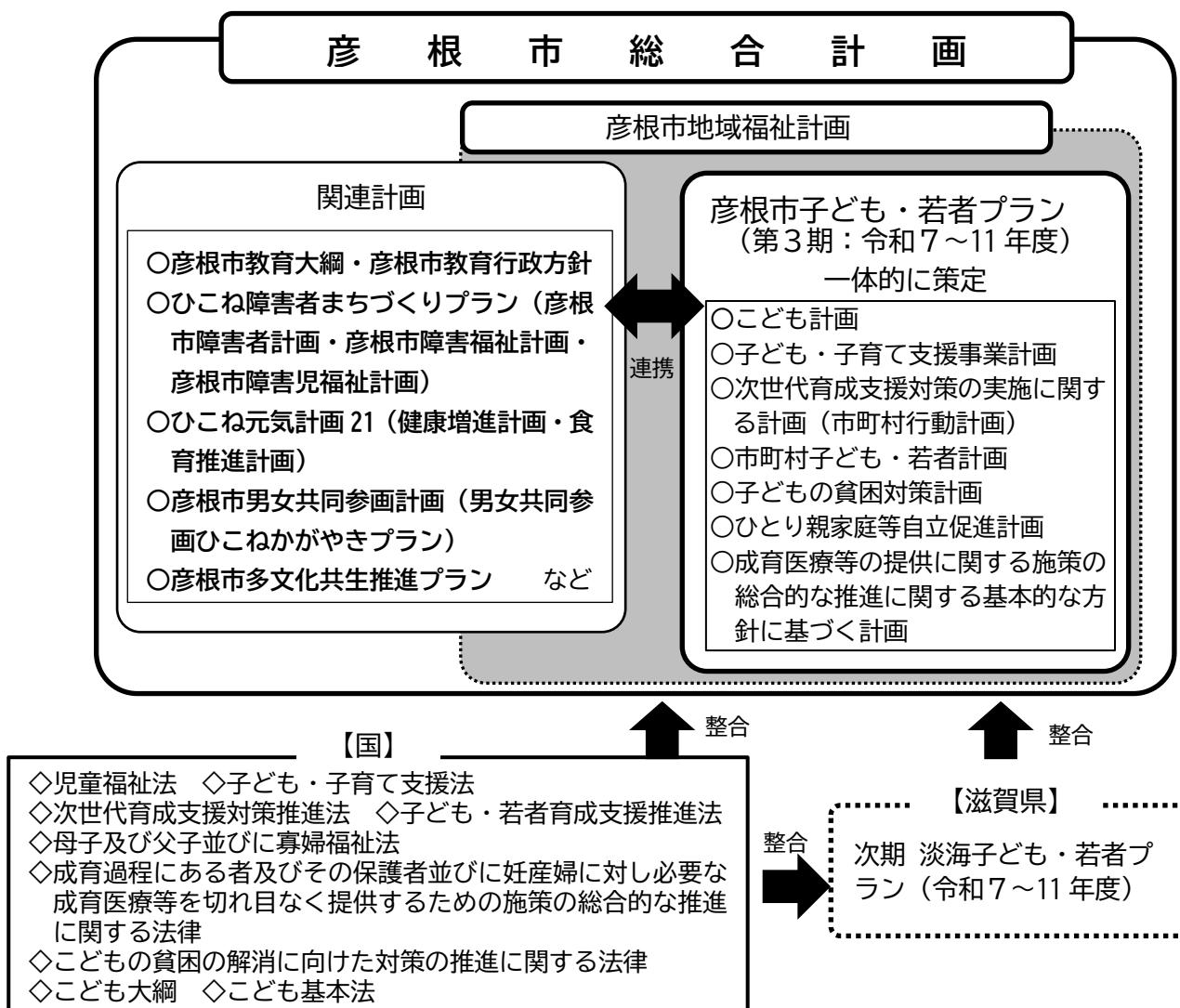
本市においては、令和2年（2020年）3月に「子ども・子育て関連3法」、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいた「第2期彦根市子ども・若者プラン」を策定し、多様な子ども・若者支援施策を推進しています。

このたび、「第2期彦根市子ども・若者プラン」が令和6年度（2024年度）末に終了することから、新たな国・県の制度や方針等を踏まえた上で、子ども・若者の意見を聴き、参加を得ながら、すべての子ども・若者の育ちが保障され、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、こども計画と一体的に「第3期彦根市子ども・若者プラン」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年改正）第10条に基づく「子どもの貧困対策計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画（母子家庭及び寡婦自立促進計画）」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画」、また、新たにこども基本法第10条に基づく「こども計画」の7計画を一体的に策定するものです。

また、この計画は、市の最上位計画である「彦根市総合計画」と整合を図るとともに、福祉分野の上位計画である「彦根市地域福祉計画」、子どもと子育てを取り巻く福祉、保健などの各分野における関連計画の「ひこね障害者まちづくりプラン（彦根市障害者計画・彦根市障害福祉計画・彦根市障害児福祉計画）」、「ひこね元気計画21（健康増進計画・食育推進計画）」、教育分野の上位方針である「彦根市教育大綱・彦根市教育行政方針」、「彦根市男女共同参画計画（男女共同参画ひこねかがやきプラン）」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て、若者支援の関連施策を推進していきます。



3 SDGsへの取組について

平成27年（2015年）の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、国際社会が一体となって「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた取組を進めています。SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の支援をめざしており、本計画においてもSDGsの視点をもって取り組んでいきます。



4 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）を初年度として、令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、計画期間の中間時点である令和9年度（2027年度）に必要に応じて見直しを行うこととします。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	彦根市子ども・若者プラン (第2期：令和2年～6年度)					彦根市子ども・若者プラン (第3期：令和7年～11年度)				
		●中間 見直し			●改定			●中間 見直し		●改定

5 本計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、市内のすべての子ども・若者とその家族、地域住民、事業者とします。

本計画における「子ども」は概ね18歳までの者（法令や条約、施策によってはそれ以上の年齢を含む）、「若者」は概ね18歳から39歳までの者と定義します。なお、この定義には外国人住民を含みます。

6 本計画策定に係る国の動向等について

本計画は、新たにこども基本法第10条に基づく「こども計画」も含めたものとなります。こども基本法やその他の法改正等の動向は以下のとおりです。

(1) 「こども基本法」の施行

令和5年(2023年)4月に「こども基本法」が施行されました。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定めされました。

こども基本法（市区町村に關わる部分の一部抜粋）

(地方公共団体の責務)

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、**その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

(都道府県こども計画等)

第10条第2項

市町村は、**こども大綱**（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村における**こども施策についての計画**（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第10条第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画**その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。**

(設置及び所掌事務等)

第17条

こども家庭庁に、特別の機関としてこども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

第17条第2項第1号

こども大綱の案を作成すること。

附則

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正)

第7条

（前略）この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第8条第1項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正)

第9条第3項

こども基本法第9条第1項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第1項の規定により定められた大綱とみなす。

(2) 「こども大綱」の策定

令和5年(2023年)12月に「こども大綱」が閣議決定されました。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められています。

(3) こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

少子化トレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策的基本方針をとりまとめた「こども未来戦略（以下、本戦略という）」を閣議決定しました。基本理念として、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3つを掲げています。今後3年間は集中取組期間として、「加速化プラン」が実施されます。

少子化対策「加速化プラン」

①若い世代の所得を増やす

児童手当

- 所得制限撤廃 支給期間3年延長（高校卒業まで）
- 第三子以降は3万円に倍増

高等教育（大学等）

- 授業料減免（高等教育の無償化）の拡大
- 子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和
- 授業料後払い制度の拡充

出産

- 出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引き上げ
- 2026年度から、出産費用の保険適用などを進める

働く子育て世帯の収入増

- 106万円の壁を超えても手取り収入が逆転しない
- 週20時間未満のパートの方々→雇用保険の適用を拡大
自営業やフリーランスの方々→育児中の国民年金保険料を免除

住宅

- 子育て世帯が優先的に入居できる住宅
今後、10年間で計30万戸
- フラット35の金利を子どもの数に応じて優遇

②社会全体の構造や意識を変える

育休をとりやすい職場に

- 育休取得率目標を大幅に引き上げ
- 中小企業の負担には十分に配慮／助成措置を大幅に拡充

育休制度の抜本的拡充

- 3才～小学校就学までの「親と子のための選べる働き方制度」を創設
- 時短勤務時の新たな給付
- 産後の一定期間に男女で育休を取得した場合の給付率を手取り10割に

③全ての子ども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援

切れ目なく全ての子育て世帯を支援

- 妊娠・出産時から0～2歳の支援を強化
伴走型支援：10万円＋相談支援
- 「こども誰でも通園制度」を創設
- 保育所：量の拡大から質の向上へ
- 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児

(4) 子ども・子育て支援法改正

令和6年(2024年)10月1日に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が施行されました。改正内容は、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「子ども・子育て支援特別会計(こども金庫)の創設」、児童手当等に充てるための「子ども・子育て支援金制度の創設」とされています。

(5) 次世代育成支援対策推進法の改正

令和6年(2024年)5月に育児・介護休業法および次世代育成支援対策推進法(次世代法)が改正され、次世代法の有効期限が令和17年(2035年)3月31日までに再延長されることになり、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。

第2章 彦根市の子ども・若者を取り巻く現状と課題

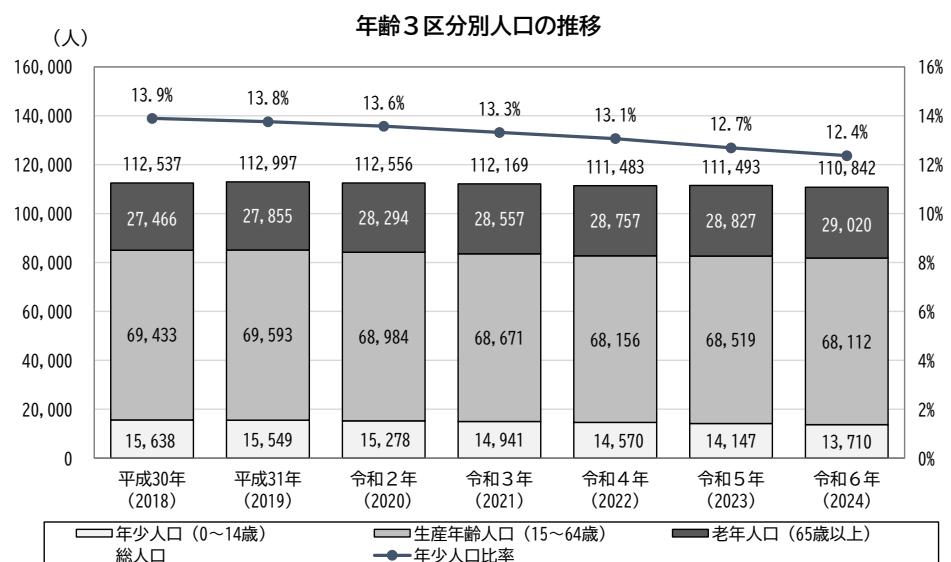
1 子ども・若者を取り巻く状況

(1) 人口や世帯の状況

①人口の推移

本市の総人口は、令和6年(2024年)4月1日現在、110,842人で、平成30年(2018年)からの6年間で、1,695人(1.5%)減少しています。

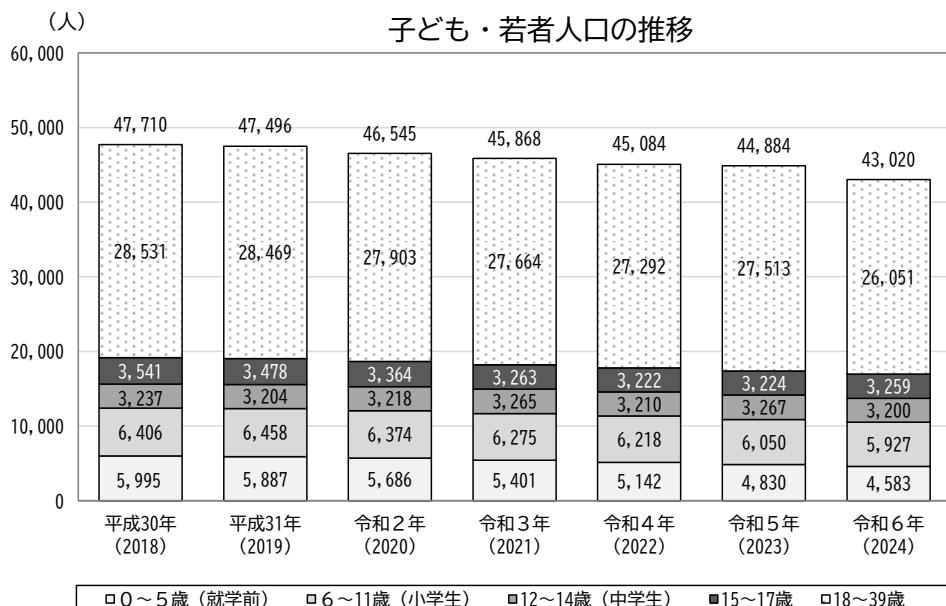
年齢3区分別の人口動向は、この6年間で老人人口(65歳以上)は1,554人(5.7%)増加している中で、生産年齢人口(15~64歳)は1,321人(1.9%)、年少人口(0~14歳)は1,928人(12.3%)減少しており、年少人口比率も12.4%となり1.5ポイント低下しています。



資料：「住民基本台帳」4月1日現在

②子ども・若者人口の推移

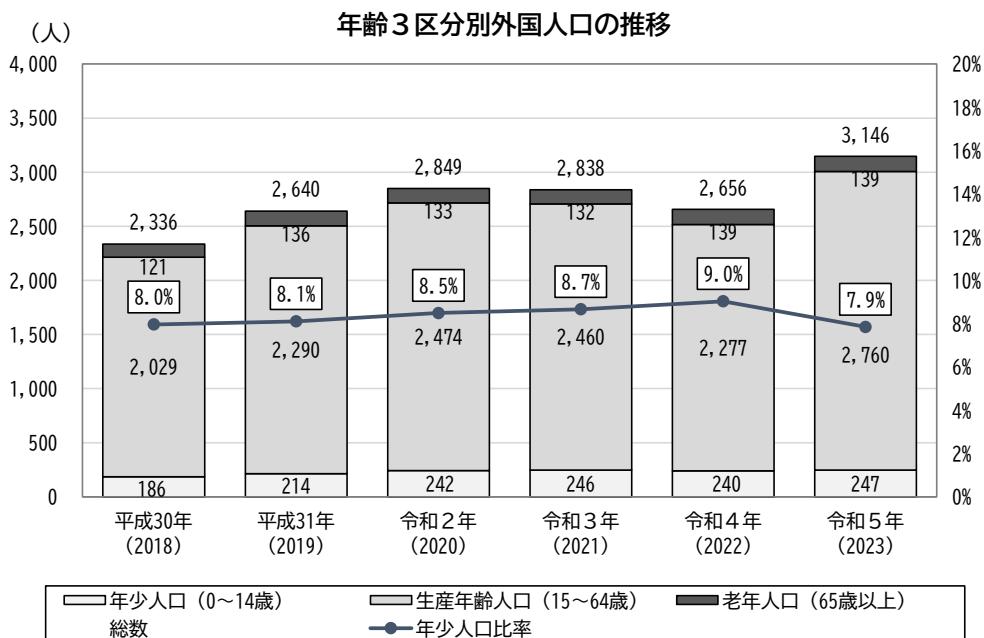
本市の子ども・若者の人口は、各年齢区分で概ね減少傾向となっています。



資料：「住民基本台帳」4月1日現在

③外国人人口の推移

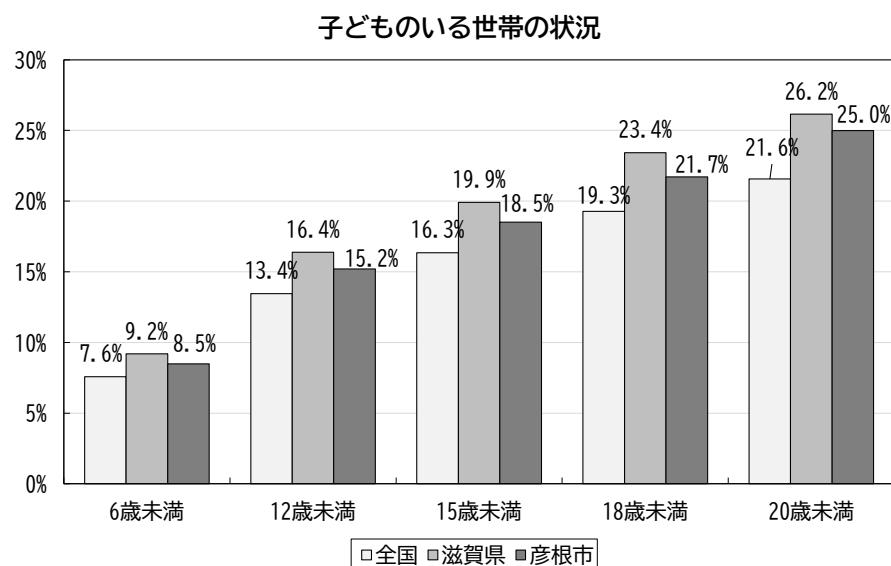
本市の近年の外国人人口は、令和4年（2022年）に一旦減少しましたが、概ね増加傾向で推移しており、令和5年（2023年）の年少人口は247人、年少人口比率は7.9%となっています。



資料：総務省「住民基本台帳人口」(各年1月1日現在)

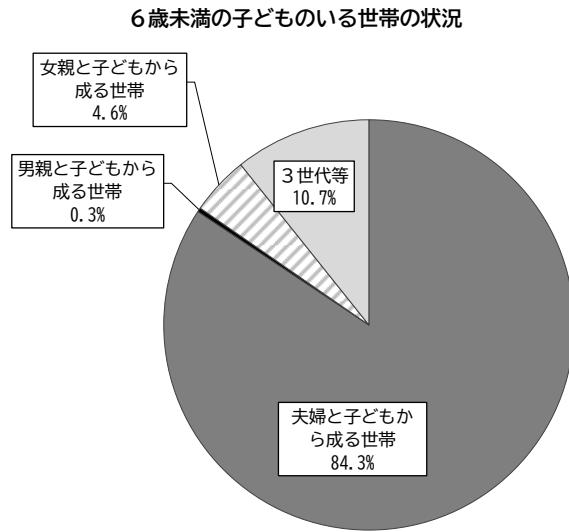
④子どものいる世帯の状況

子どものいる一般世帯の状況を見ると、すべての子どもの年齢で全国水準を上回っているものの、滋賀県水準と比べると低い割合となっています。



資料：「国勢調査」令和2年

一般世帯の6歳未満の子ども（5,436人）のいる世帯は4,089世帯であり、89.3%が核家族となっています。



資料：「国勢調査」令和2年

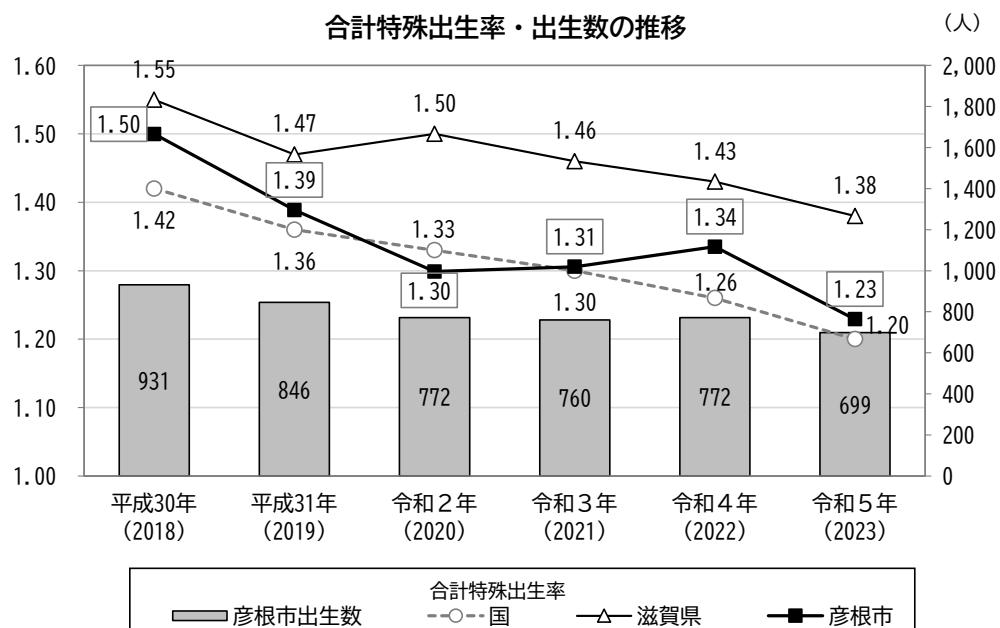
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	48,137	111,769	5,436
6歳未満がいる世帯	4,089	16,370	5,436
核家族	3,650	13,948	4,843
夫婦と子どもから成る世帯	3,448	13,354	4,598
男親と子どもから成る世帯	13	32	16
女親と子どもから成る世帯	189	562	229
3世代等	439	2,422	593

資料：「国勢調査」令和2年

(2) 出生の動向

本市の令和5年(2023年)の合計特殊出生率は、全国水準よりも高いものの、滋賀県水準に比べ低い1.23となっています。

年間あたりの出生数は、平成30年(2018年)の931人から令和5年(2023年)には699人と5年間で232人減少しています。

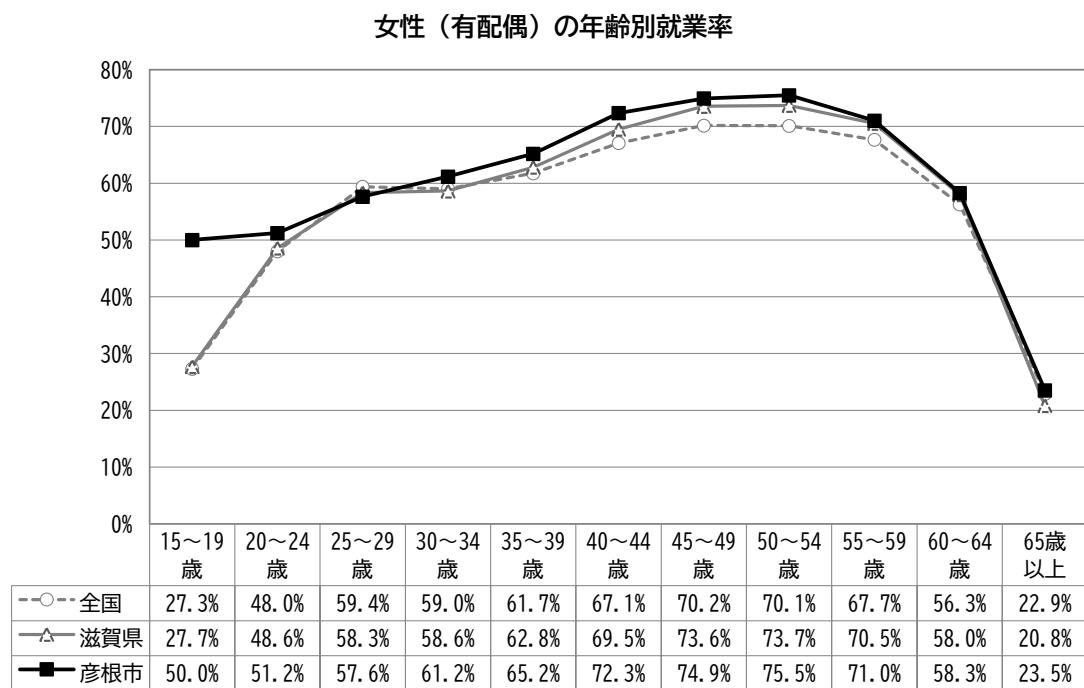


資料：出生数「人口動態統計」

合計特殊出生率（国、滋賀県：「人口動態統計」、彦根市：出生数、女性人口により独自算出）

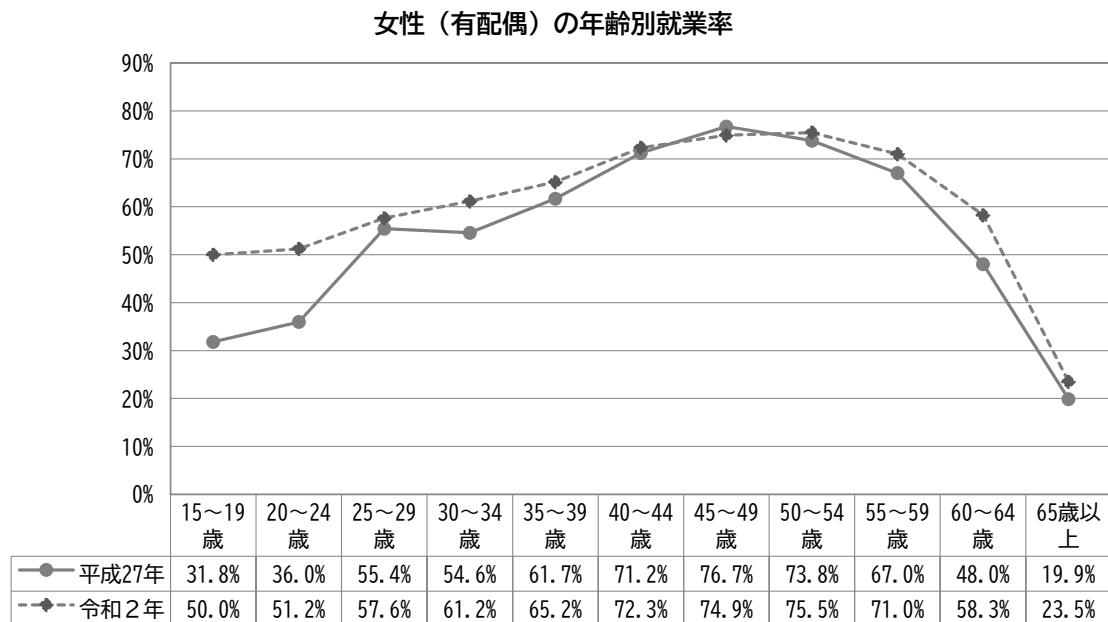
(3) 女性の就労の状況

有配偶の女性の年齢階級別就業率を見ると、25～29歳以外の年齢層において全国や滋賀県と比べてやや高い割合となっています。



資料：「国勢調査」令和2年

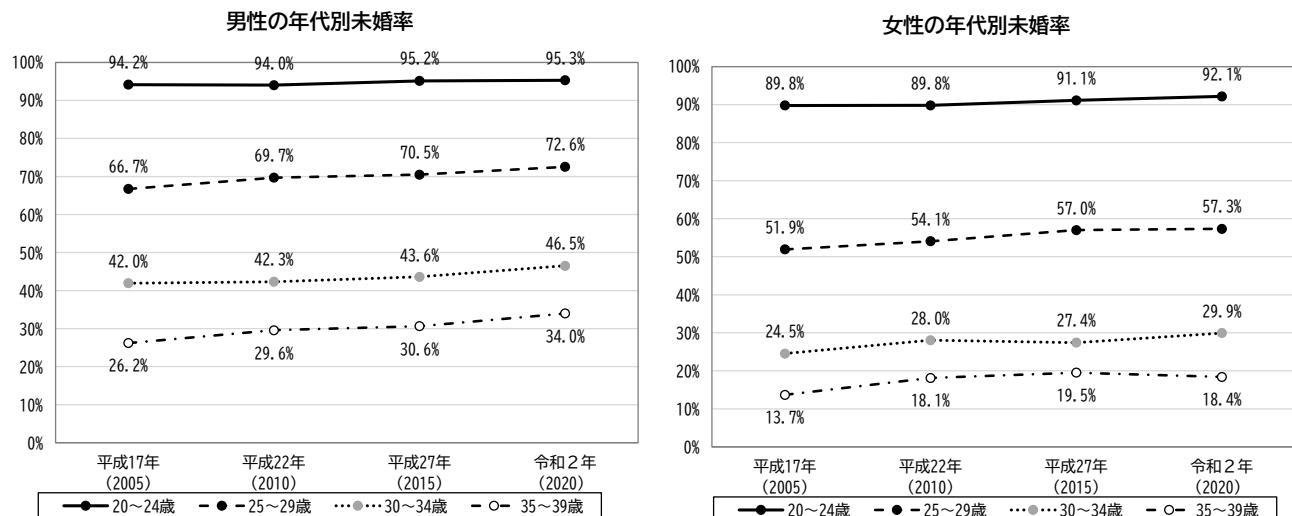
本市における平成27年(2015年)と令和2年(2020年)有配偶の女性の就業率を比較すると、30~34歳において、令和2年(2020年)の値が平成27年(2015年)より6.6ポイント高くなっています。M字カーブは解消されています。



資料：「国勢調査」

(4) 未婚化の状況

本市の年代別未婚率は、男女ともに年々増加しており、令和2年(2020年)の25~29歳の女性の未婚率は57.3%、男性は72.6%で、平成17年(2005年)からの15年間で、男女ともに6ポイント程度上昇しています。



資料：「国勢調査」

(5) 保育・幼児教育の状況

①保育所等の利用者数と入所率

(単位：人)

【①保育所】	定員(A)	入所児童数							入所率(B/A)	定員との差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)		
1 市立西保育園	110	2	12	13	17	24	19	87	79.1%	-23
2 市立東保育園	120	3	11	15	20	27	26	102	85.0%	-18
3 市立ふたば保育園	140	2	15	18	24	27	29	115	82.1%	-25
公立 計	370	7	38	46	61	78	74	304	82.2%	-66
4 城南保育園	170	3	21	23	27	45	30	149	87.6%	-21
5 日夏保育園	80	2	9	12	14	18	15	70	87.5%	-10
6 花田保育園	60	2	9	11	13	13	14	62	103.3%	2
7 多景保育園	60	3	7	9	9	12	12	52	86.7%	-8
8 旭森保育園	150	3	12	17	32	45	39	148	98.7%	-2
9 鳥居本保育園	50	2	3	6	10	12	15	48	96.0%	-2
10 亀山保育園	60	3	9	8	11	15	14	60	100.0%	0
11 しあわせ保育園	90	3	12	18	18	23	23	97	107.8%	7
12 稲枝ふたば保育園	80	2	9	12	16	12	22	73	91.3%	-7
13 ことぶき保育園	50	2	10	7	5	11	14	49	98.0%	-1
14 みづほ保育園	110	1	11	17	16	21	28	94	85.5%	-16
15 ノゾミ保育園	90	2	5	14	15	25	25	86	95.6%	-4
16 めぐみ保育園	90	4	12	17	19	17	19	88	97.8%	-2
17 るんびにー保育園	90	2	13	12	15	24	21	87	96.7%	-3
18 彦根乳児保育所	70	5	11	21	18			55	78.6%	-15
19 どんぐり保育園	90	3	11	14	17	17	15	77	85.6%	-13
20 森の子保育園	110	3	22	24	25	24	19	117	106.4%	7
21 旭森乳児保育園	45	6	14	13	7			40	88.9%	-5
22 レイモンド大藪保育園	90	5	14	16	17	17	18	87	96.7%	-3
23 ほいくえんももの家だいち	85	3	14	17	13	22	19	88	103.5%	3
24 こだまそよかぜ保育園	90	6	8	15	15	21	15	80	88.9%	-10
25 どんぐりけんだいまえ保育園	46	2	9	9	10	11	10	51	110.9%	5
26 ひこねさくら保育園	90	6	13	18	23	24	20	104	115.6%	14
27 ウエルネス保育園彦根	44	4	2	6	2	5	5	24	54.5%	-20
28 彦根かんがるー保育園	50	0	9	10	10	12	14	55	110.0%	5
29 アイグラン保育園 南彦根	60	5	10	11	12	14	6	58	96.7%	-2
民間 計	2,100	82	279	357	389	460	432	1,999	95.2%	-101
合 計	2,470	89	317	403	450	538	506	2,303	93.2%	-167

資料：彦根市資料（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

【②認定こども園】 (2・3号(保育)認定)	定員 (A)	入所児童数							入所率 (B/A)	定員 との差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)		
30 市立平田こども園	90	5	12	16	19	22	24	98	108.9%	8
31 聖ヨゼフこども園	70	2	7	12	14	20	20	75	107.1%	5
32 ABC ENGLISH プリスクール	45			4	9	14	14	41	91.1%	-4
33 認定こども園ひかりの森	60	0	10	12	16	16	16	70	116.7%	10
34 金城こども園	109	8	20	15	16	15	8	82	75.2%	-27
合 計	374	15	49	59	74	87	82	366	97.9%	-8

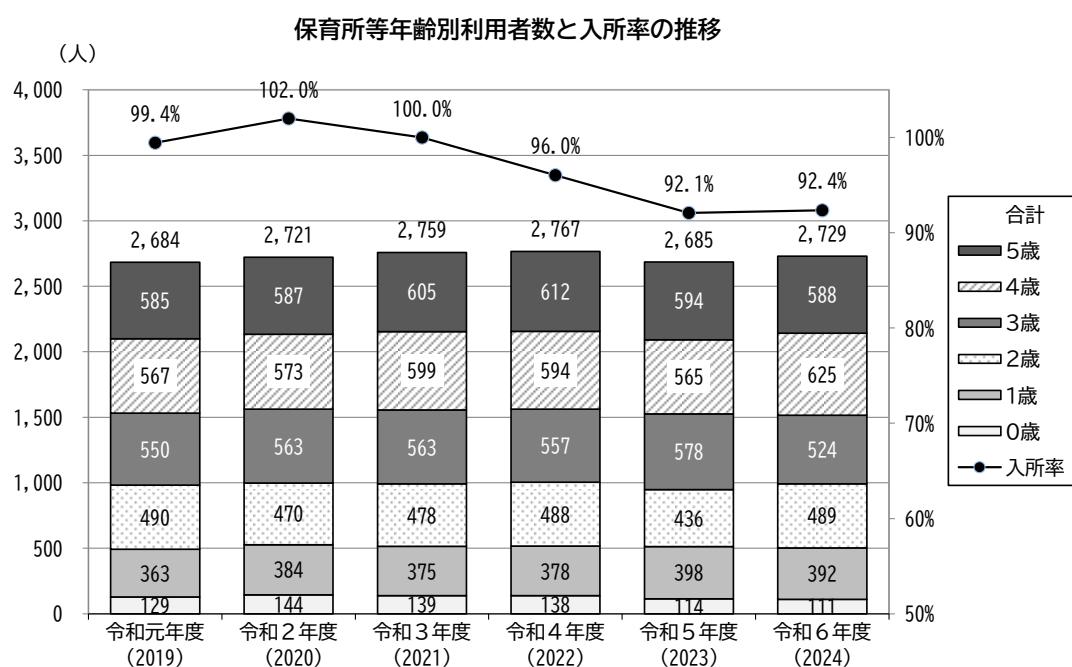
【③小規模保育事業所】	定員 (A)	入所児童数							入所率 (B/A)	定員 との差	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)			
35 ほほえみ園	19	1	4	7					12	63.2%	-7
36 パレット	19	3	5	3					11	57.9%	-8
37 にこにこおひさま園	19	0	3	1					4	21.1%	-15
38 つぼみ保育園	19	2	3	8					13	68.4%	-6
合 計	76	6	15	19					40	52.6%	-36

【④事業所内保育事業所】	定員 (A)	入所児童数							入所率 (B/A)	定員 との差	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)			
39 かるがも保育所	35	1	11	8					20	57.1%	-15

	定員 (A)	入所児童数							入所率 (B/A)	定員 との差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)		
保育所全体 (①～④合計)	2,955	111	392	489	524	625	588	2,729	92.4%	-226

資料：彦根市資料（令和6年4月1日現在）

定員に対する入所率は、令和2年度（2020年度）の102.0%をピークに、減少傾向となっています。



資料：彦根市資料（各年4月1日現在）

②幼稚園等の利用状況

(単位：クラス・人)

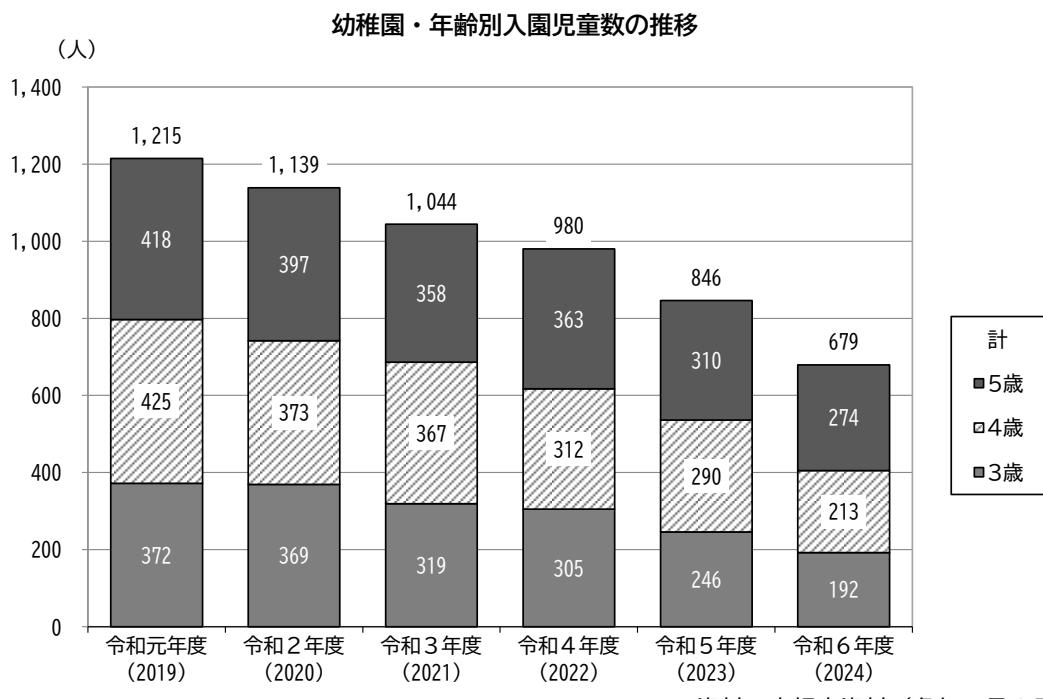
		区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		
			クラス数	児童数											
1	彦根幼稚園	3歳児	2	29	2	45	2	31	1	24	1	12	1	9	
		4歳児	2	36	1	28	1	29	1	21	1	24	1	12	
		5歳児	1	35	1	35	1	31	1	27	1	19	1	22	
2	高宮幼稚園	3歳児	1	25	1	25	1	18	2	29	1	17	1	7	
		4歳児	1	34	1	28	1	29	1	23	1	26	1	19	
		5歳児	1	31	1	34	1	28	1	27	1	23	1	26	
3	稲枝東幼稚園	3歳児	1	19	1	17	1	25	1	14	1	9	1	9	
		4歳児	1	18	1	14	1	16	1	18	1	13	1	8	
		5歳児	1	15	1	19	1	11	1	13	1	20	1	11	
4	旭森幼稚園	3歳児	2	44	2	45	1	22	2	26	2	29	1	16	
		4歳児	2	50	2	39	2	44	1	22	1	26	1	26	
		5歳児	2	45	2	46	1	33	1	47	1	19	1	26	
5	城北幼稚園	3歳児	1	22	1	18	1	17	1	13	1	14	1	8	
		4歳児	1	22	1	22	1	17	1	19	1	10	1	12	
		5歳児	1	20	1	22	1	22	1	19	1	20	1	10	
6	金城幼稚園	3歳児	2	49	2	33	2	30	2	27	1	21			
		4歳児	2	51	2	51	2	37	1	27	1	23			
		5歳児	1	34	2	50	2	49	2	37	1	28			
7	佐和山幼稚園	3歳児	1	25	1	27	1	22	1	20	1	15	1	15	
		4歳児	1	32	1	28	1	32	1	26	1	19	1	15	
		5歳児	1	35	1	28	1	29	1	33	1	25	1	18	
8	城陽幼稚園	3歳児	1	24	1	25	1	26	1	20	1	18	1	16	
		4歳児	1	31	1	28	1	24	1	29	1	20	1	15	
		5歳児	1	22	1	32	1	27	1	24	1	30	1	19	
9	平田こども園 (1号認定)	3歳児	2	36	2	36	2	35	2	35	2	32	2	28	
		4歳児	2	42	2	40	2	39	2	33	2	37	2	28	
		5歳児	2	41	2	36	2	34	2	39	2	39	2	35	
10	聖ヨゼフ幼稚園 (1号認定)	3歳児	4	32	4	29	4	30	4	27	4	26	4	15	
		4歳児		37		27		26		28		21		16	
		5歳児		34		27		24		21		22		18	
11	ひかりの森 (1号認定)	3歳児							1	6	1	6	1	6	
		4歳児							1	2	1	5	1	6	
		5歳児							1	5	1	2	1	5	
12	ABC EN GLISH プリスクール	3歳児						1	5	1	6	1	5	1	6
		4歳児						1	4	1	6	1	5	1	5
		5歳児						1	2	1	4	1	8	1	4
13	金城こども園	3歳児											1	24	
		4歳児											1	12	
		5歳児											1	21	
14	みどり幼稚園	3歳児	2	67	2	69	2	58	2	58	2	42	1	33	
		4歳児	2	72	2	68	2	70	2	58	2	61	1	39	
		5歳児	3	106	2	68	2	68	2	67	2	55	2	59	

※金城幼稚園は、令和6年3月31日に閉園

※平田こども園は、1・2号同クラスで各2クラス

※聖ヨゼフ幼稚園は、1・2号同クラスで3～5歳縦割りクラスで計4クラス

資料：彦根市資料（各年5月1日現在）



資料：彦根市資料（各年5月1日現在）

③認定区分別利用状況

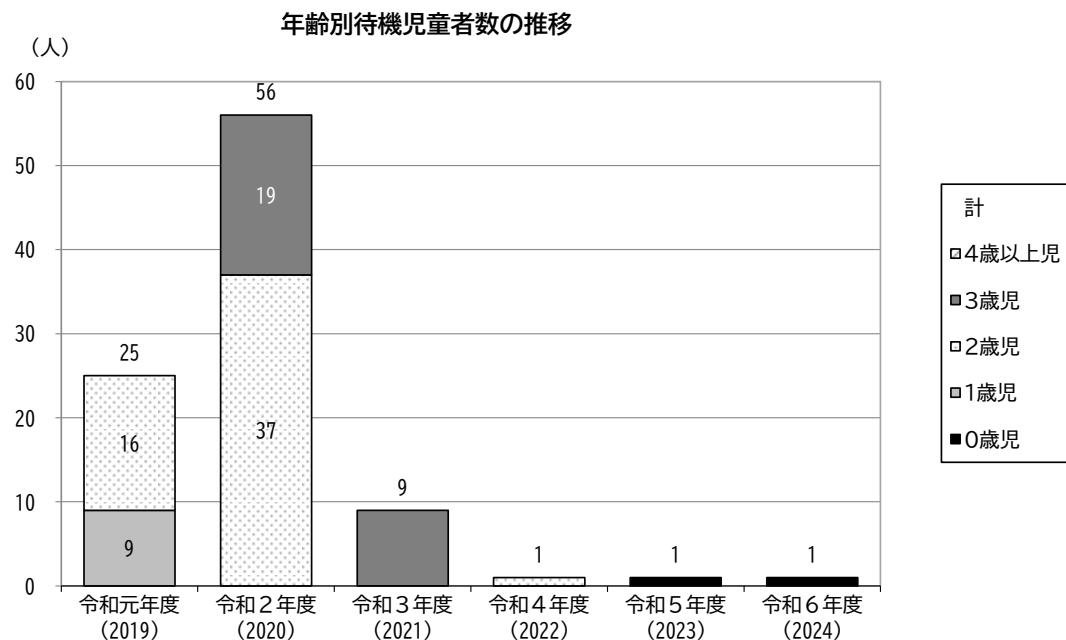
彦根市の幼稚園・保育所等の利用状況を年齢別・認定区分別で見ると、1号認定の利用率がほぼ一貫して減少している一方で、2号3号認定は、0歳以外は増加傾向となっています。

			令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
利用者数 (人)	0歳	3号認定	144	139	138	115	111
	1歳		384	375	378	398	392
	2歳		507	478	489	436	489
	3歳	1号認定	369	314	299	241	192
		2号認定	582	572	557	578	524
	4歳	1号認定	373	363	306	285	213
		2号認定	573	599	594	565	625
	5歳	1号認定	397	356	359	302	274
		2号認定	587	605	612	594	588
利用率	0歳	3号認定	16.9%	18.3%	17.8%	16.7%	16.6%
	1歳		41.6%	43.5%	50.6%	51.1%	56.2%
	2歳		54.5%	52.5%	57.1%	59.5%	63.7%
	3歳	1号認定	37.3%	34.1%	33.9%	28.4%	26.4%
		2号認定	58.8%	62.1%	63.1%	68.0%	72.1%
	4歳	1号認定	38.0%	37.3%	33.5%	32.6%	25.0%
		2号認定	58.4%	61.6%	65.0%	64.7%	73.4%
	5歳	1号認定	39.3%	36.6%	37.2%	33.4%	31.4%
		2号認定	58.2%	62.2%	63.4%	65.6%	67.43%

資料：彦根市資料（1号認定利用者数は各年5月1日現在、2・3号認定利用者数は4月1日現在）

④待機児童数

待機児童数は、令和2年度（2020年度）に56人まで増加していましたが、その後は減少し、令和4年度（2022年度）以降は1人となっています。

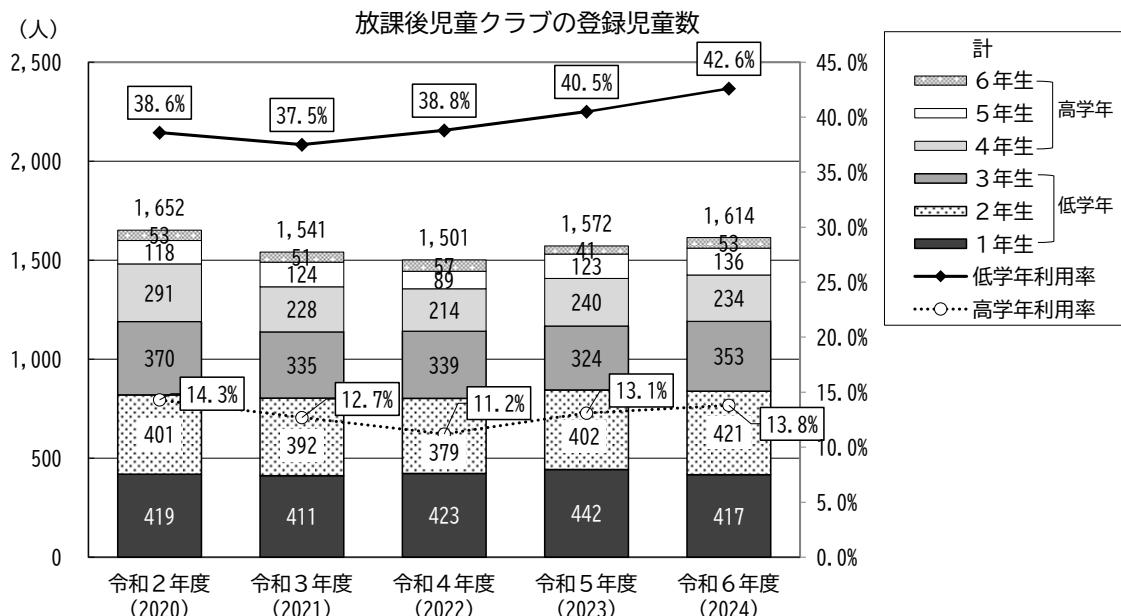


資料：彦根市資料（各年4月1日現在）

（6）放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの登録児童数は、令和4年度（2022年度）以降は増加傾向となっていますが、待機はありません。

令和6年度（2024年度）の児童数における放課後児童クラブの利用率は、低学年は42.6%で、令和2年度（2020年度）からの5年間で4.0ポイント増加、高学年は13.8%で同期間で0.5ポイント減少しています。

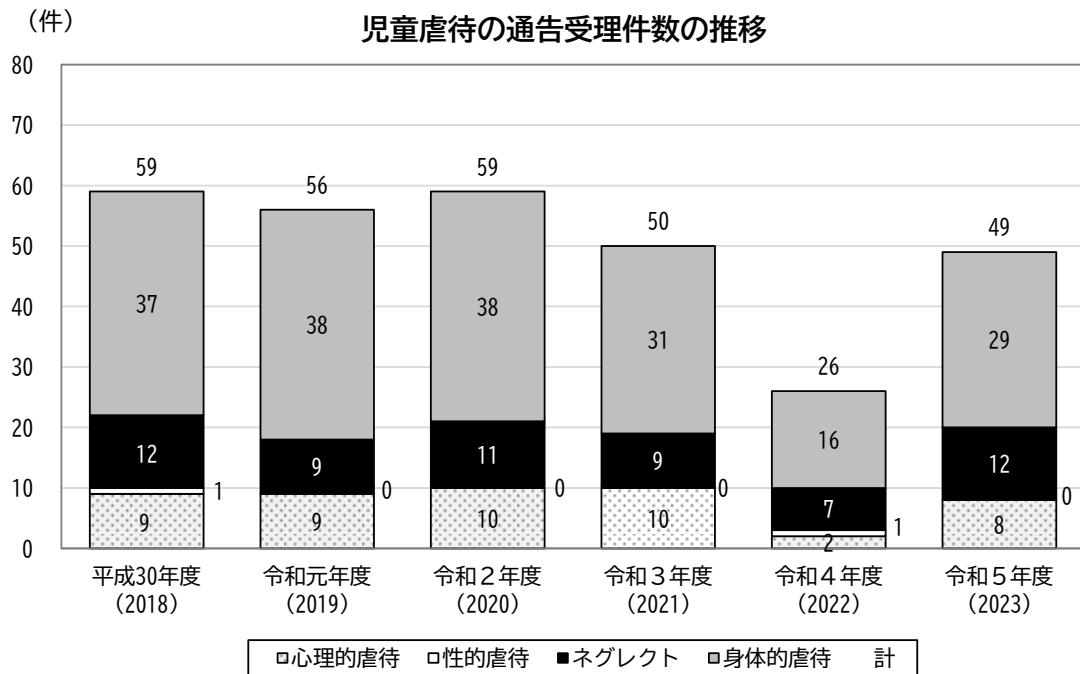


資料：彦根市資料（各学年基準日現在）
基準日：学年始め通常利用開始日

(7) 児童虐待の状況

本市の児童虐待通告受理件数の推移については、平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）までは50件台で増減を繰り返しながら推移していましたが、令和4年度（2022年度）は26件と大きく減少しています。しかし、令和5年度は50件弱となっています。

種類別件数については、毎年度身体的虐待が最も多く、全体の過半数を占めています。次いでネグレクトが多くなっています。

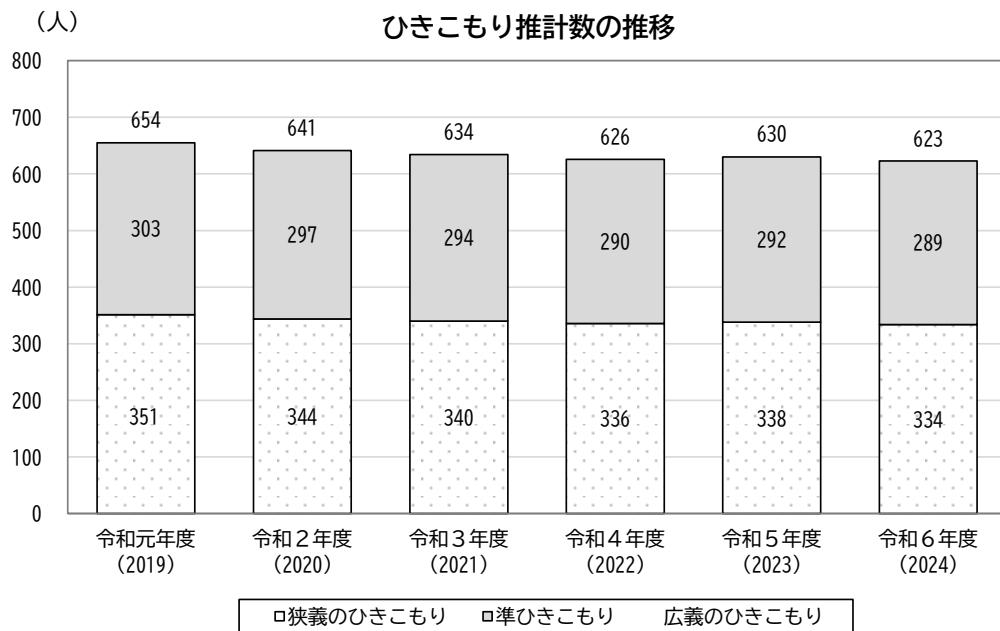


資料：彦根市資料

(8) ひきこもりの状況

①推計数

ひきこもりの推計数について、内閣府が令和4年（2022年）11月に実施した「若者の生活に関する調査」に基づきひきこもりの推計値を算出したところ、本市におけるひきこもりの推計数の推移を見ると、若年人口が減少していることから、減少傾向となっています。



資料：彦根市資料 （住民基本台帳人口 15～39 歳までに基づく「ひきこもり推計数」）

注) 各年4月1日の住民基本台帳人口、内閣府令和4年11月度調査結果から推計

注) ひきこもりの割合から算出したものであり、端数処理を行った都合上、①と②の計と、③の数値は一致していません。

■内閣府「若者の生活に関する調査（令和4年11月）」結果

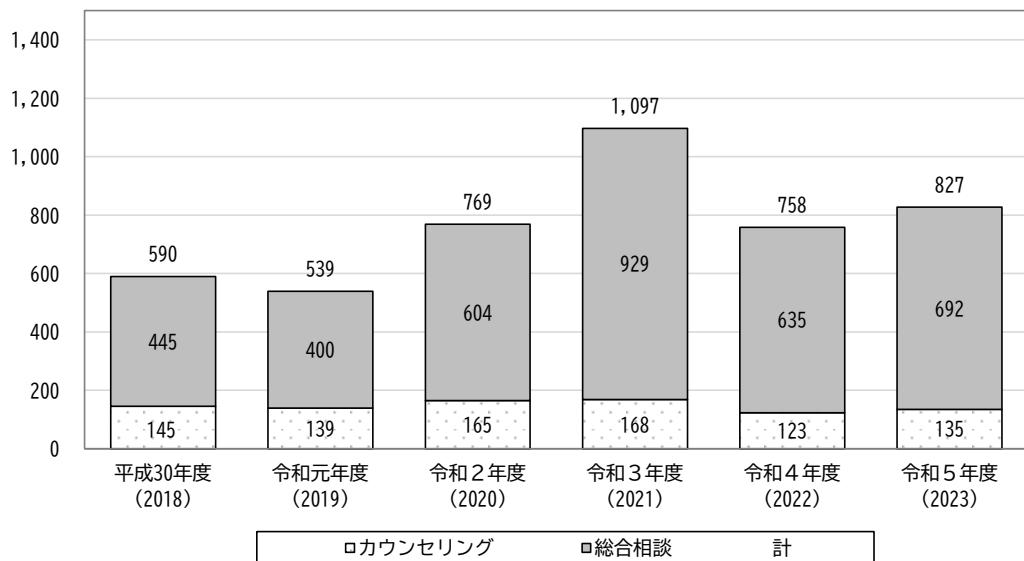
①狭義のひきこもり 1.10%	0.74% ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
	0.36% 自室からは出るが、家からは出ないまたは自室からほとんど出ない
②準ひきこもり	0.95% ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
③（狭義+準）広義のひきこもり	2.05% （合計）

②彦根市子ども・若者総合相談窓口での相談件数

平成28年（2016年）10月に開設された彦根市子ども・若者総合相談窓口における相談件数は、令和3年度（2021年度）には1,097件にまで増加しましたが、その後は減少に転じ、令和5年度（2023年度）はカウンセリングと総合相談を合わせて827件となっています。

(人)

子ども・若者総合相談窓口での相談件数の推移



注) 令和4年度から、民間団体への委託から市直営での開設に移行し、相談件数の集計方法が変更されています。

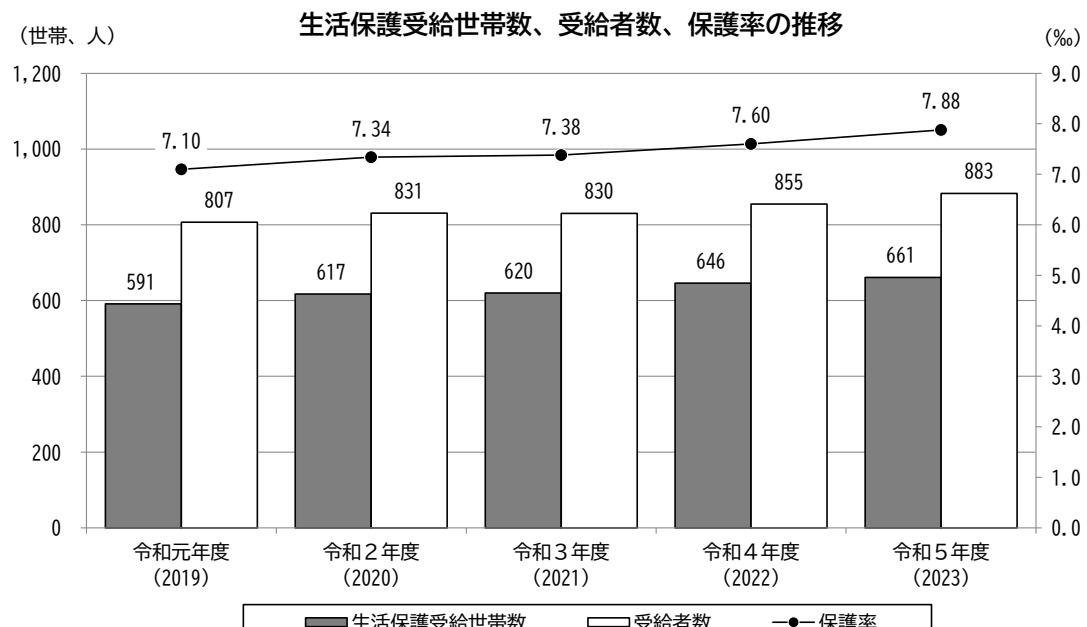
資料：彦根市資料

(9) 支援・経済状況および保護者の就労状況

①生活保護の受給状況

ア 生活保護の状況

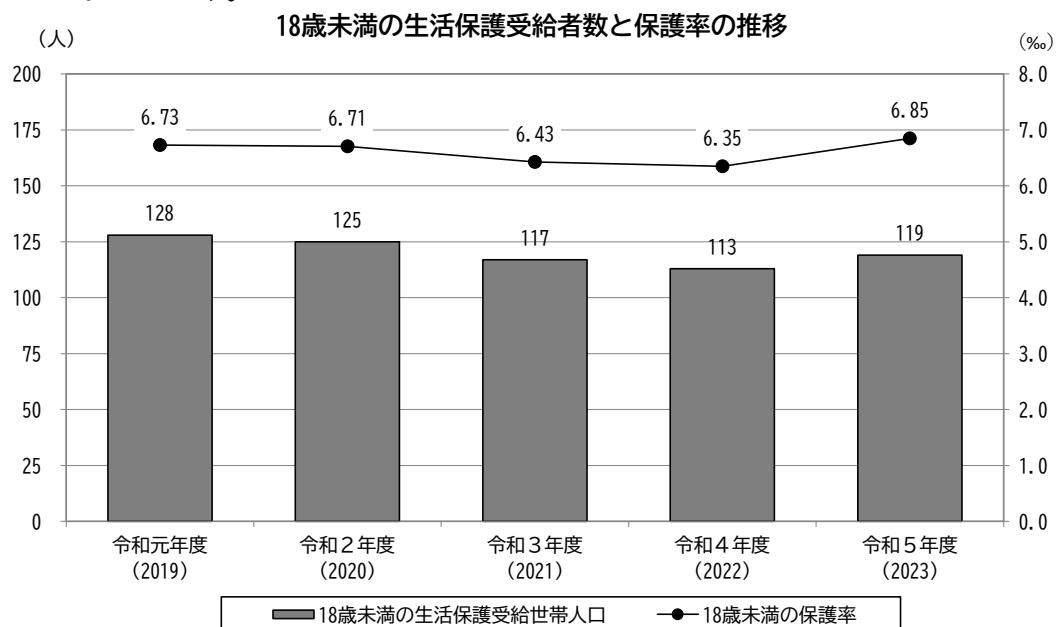
本市の生活保護受給世帯数および受給者数、保護率を見ると、受給世帯数、受給者数、保護率ともに概ね増加傾向となっており、令和5年度（2023年度）では受給世帯数は661世帯、受給者数は883人、保護率（人口千人当たり）は7.88%となっています。



資料：彦根市資料

イ 18歳未満の生活保護受給世帯人口の状況

本市の生活保護受給世帯に属する18歳未満人口と18歳未満生活保護率を見ると、人口、受給率ともに令和元年度（2019年度）以降は減少傾向となっていましたが、令和5年度（2023年度）に増加に転じ、18歳未満の生活保護受給世帯人口は119人、保護率（人口千人当たり）は6.85%となっています。



資料：彦根市資料

②児童扶養手当の状況

本市の児童扶養手当受給資格者数と受給者数を見ると、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）まではどちらも減少傾向で推移しています。

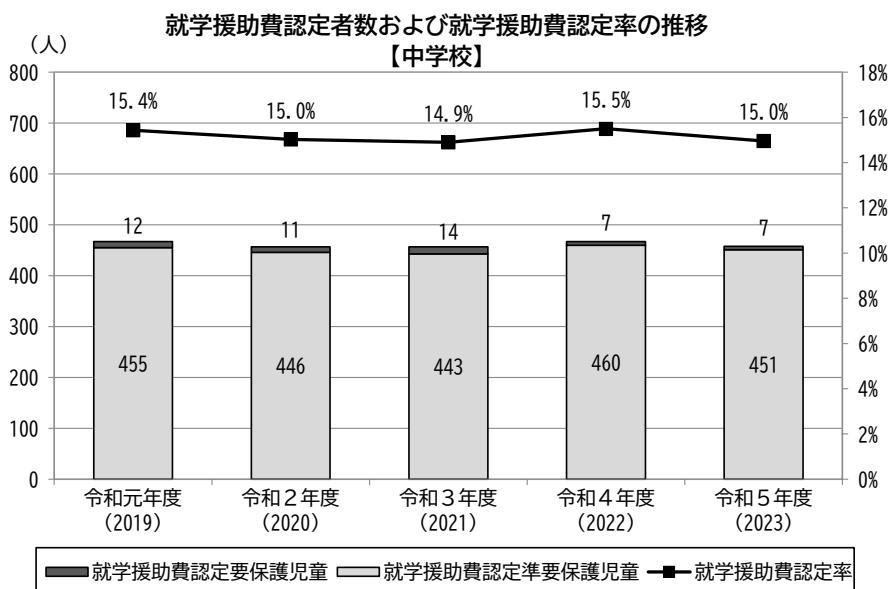
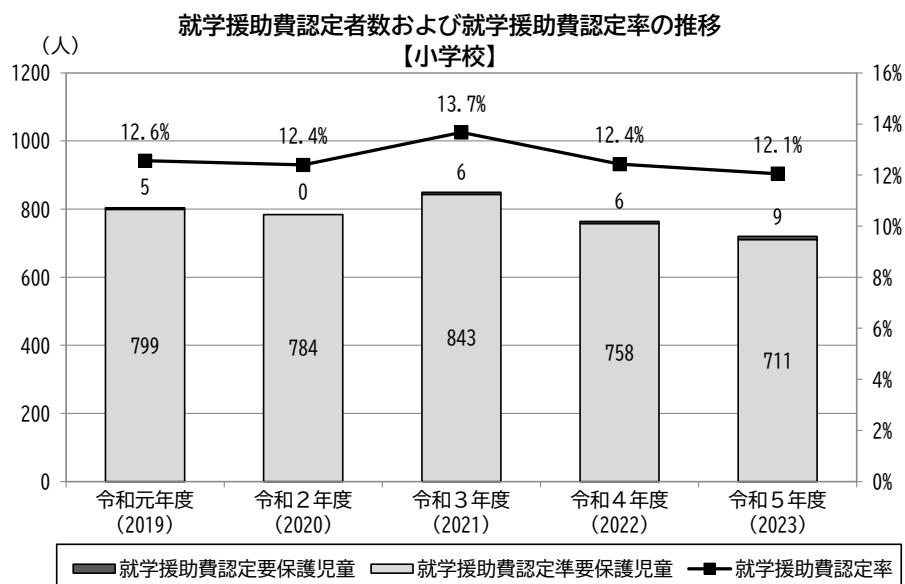
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童扶養手当受給資格者数	1,001	967	938	905	894
児童扶養手当受給者数	845	828	804	753	725

注) 受給資格者数には、児童扶養手当全部支給額停止を含む。

資料：彦根市資料

③就学援助の状況

本市の就学援助費認定者数および就学援助費認定率を見ると、小学校では令和3年度（2021年度）の認定率の13.7%をピークに減少しており、令和5年度（2023年度）は12.1%となっています。一方、中学校では、認定者数・認定率ともに横ばいで推移しています。



資料：彦根市資料

④学校給食費の滞納状況

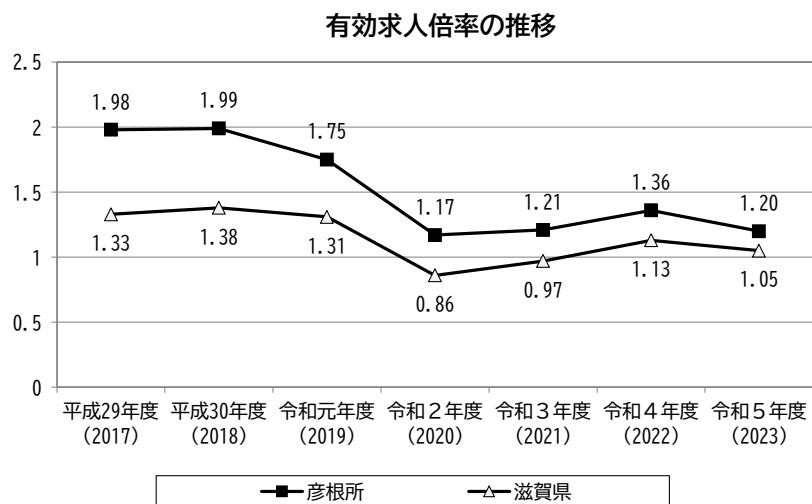
本市における学校給食費については、令和3年度（2021年度）にやや改善したものの、令和5年度（2023年度）は0.48%となっています。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小学校	0.18%	0.19%	0.45%	0.36%	0.52%	0.48%
中学校	0.57%	1.57%				

注) 令和2年度から公会計化により、小学校と中学校を合わせた値
資料：彦根市資料

⑤有効求人倍率

彦根所（ハローワーク彦根が所管する圏域）における有効求人倍率を見ると、いずれの年も滋賀県よりも高い値で推移しており、令和5年度（2023年度）は、1.2倍となっています。

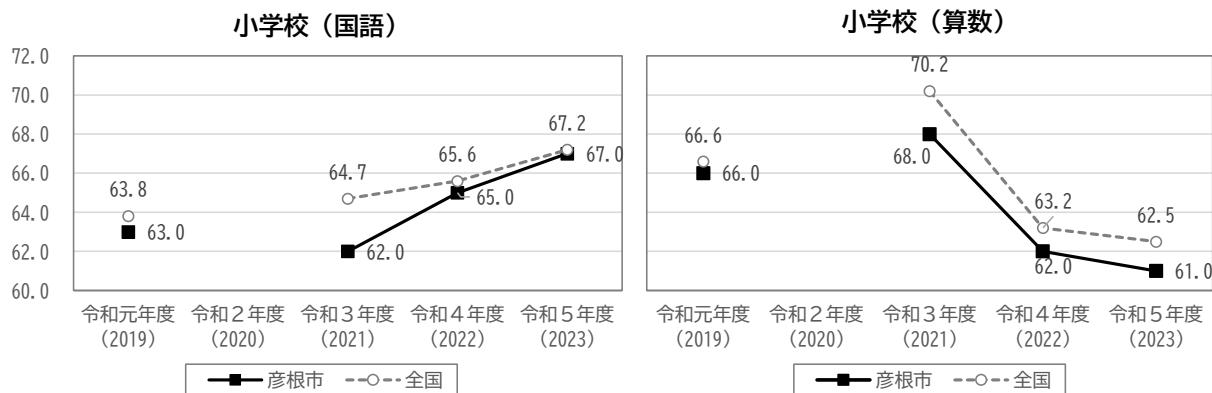


注) 有効求人倍率は、有効求職者数に対する有効求人数の割合
資料：「滋賀県労働局統計」

(10) 子どもの学習・学校教育の状況

①全国学力・学習状況調査の状況

全国学力・学習状況調査での平均正答率を見ると、本市の小学校では、全国平均値を下回って推移しており、正答率の差は令和3年度（2021年度）は2教科合わせて2.5点でしたが、その後は1点以内となっています。

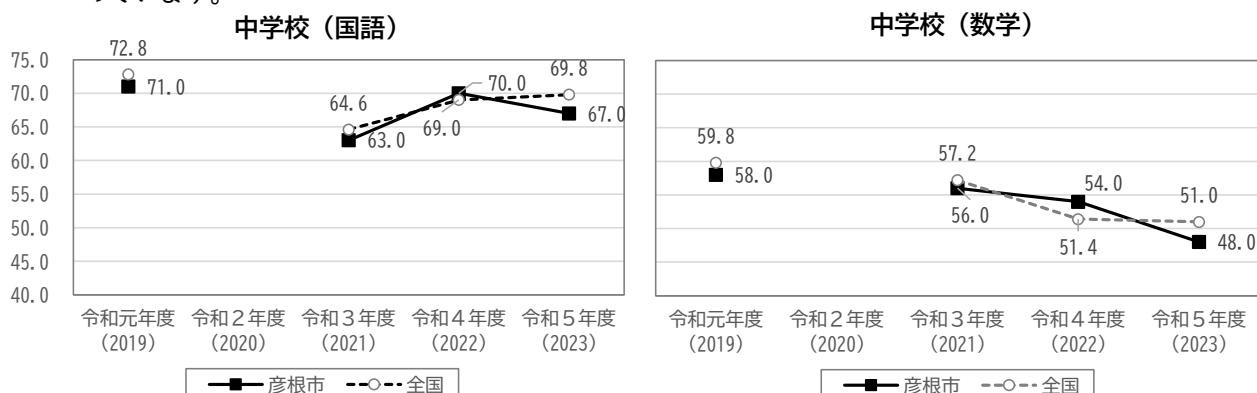


全国平均値との正答率の差

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
国語	全国	63.8	—	64.7	65.6	67.2
	彦根市	63.0	—	62.0	65.0	67.0
	正答率の差	-0.8	—	-2.7	-0.6	-0.2
算数	全国	66.6	—	70.2	63.2	62.5
	彦根市	66.0	—	68.0	62.0	61.0
	正答率の差	-0.6	—	-2.2	-1.2	-1.5
2教科の正答率の差の平均		-0.7	—	-2.5	-0.9	-0.9

注) 令和2年度は未実施
資料：「全国学力・学習状況調査」

一方、中学校では、国語・数学の平均正答率について、令和4年度（2022年度）以外は、全国平均値を下回って推移しており、正答率の差は令和5年度（2023年度）は2教科合わせて2.9点となっています。



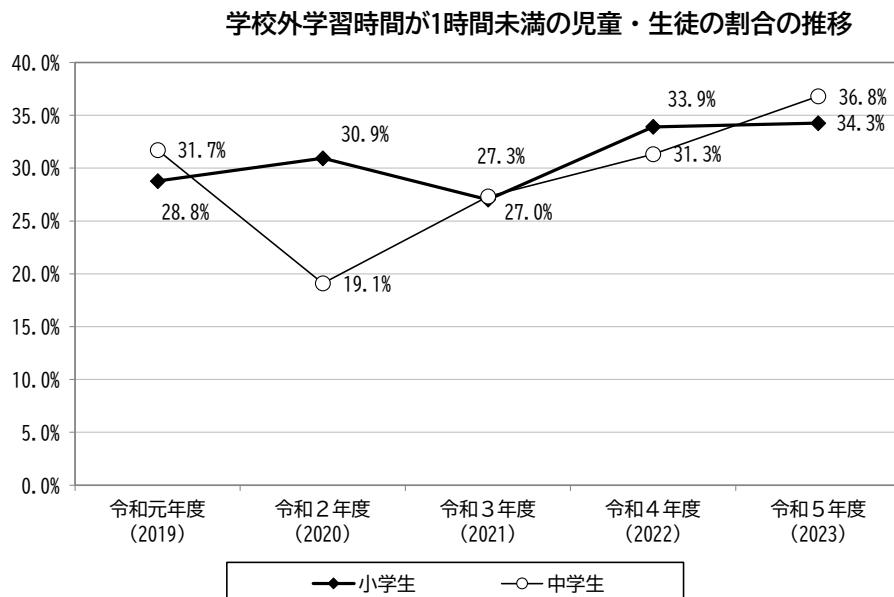
全国平均値との正答率の差

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
国語	全国	72.8	—	64.6	69.0	69.8
	彦根市	71.0	—	63.0	70.0	67.0
	正答率の差	-1.8	—	-1.6	1.0	-2.8
数学	全国	59.8	—	57.2	51.4	51.0
	彦根市	58.0	—	56.0	54.0	48.0
	正答率の差	-1.8	—	-1.2	2.6	-3.0
2教科の正答率の差の平均		-1.8	—	-1.4	1.8	-2.9

注) 令和2年度は未実施
資料：「全国学力・学習状況調査」

②学校外学習時間の状況

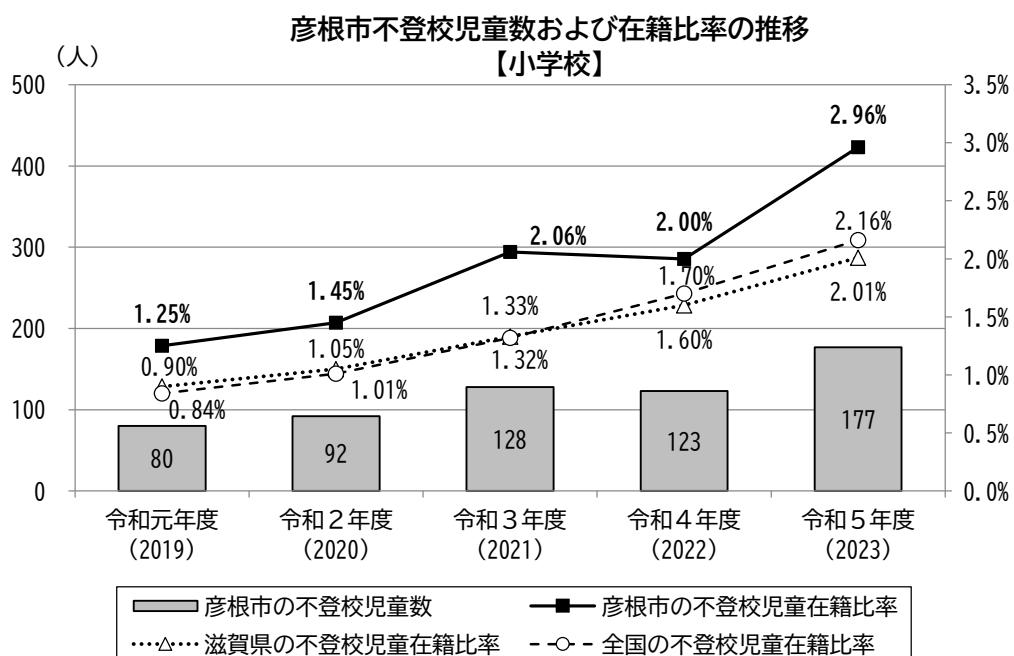
全国学力・学習状況調査の受検者のうち、学校外学習時間が1時間未満の児童の割合を見ると、本市の小学校では、令和3年度（2021年度）以降、中学校では、令和2年度（2020年度）以降増加傾向となっています。



資料：「全国学力・学習状況調査」

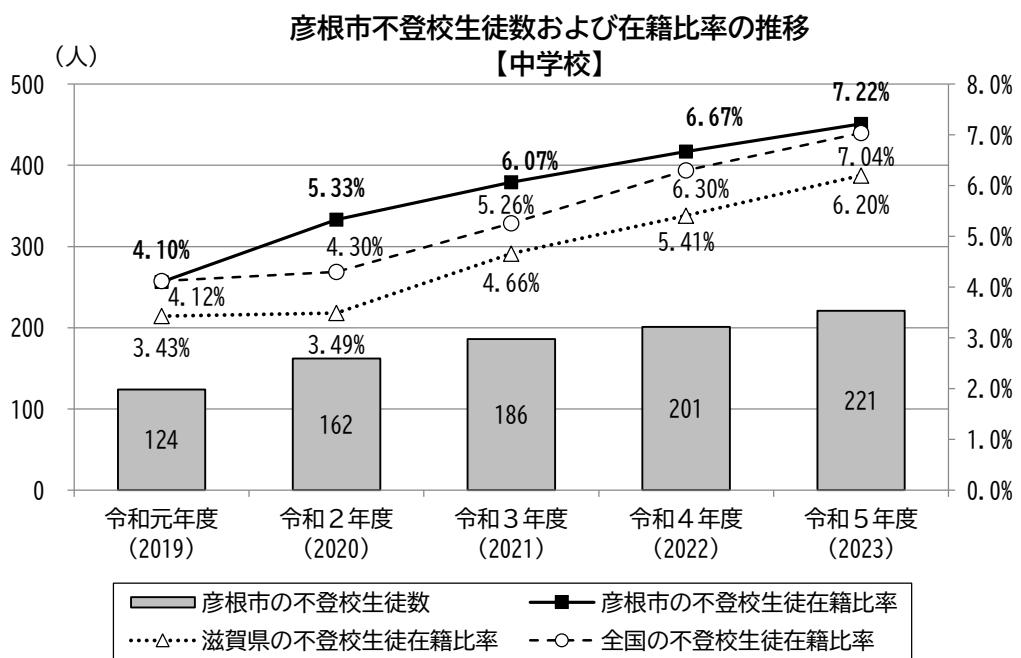
③市内小・中学校の不登校児童・生徒

本市の不登校児童・生徒数および不登校児童・生徒在籍比率を見ると、概ね滋賀県や全国の値を上回って推移しています。



注) 例年11月公表

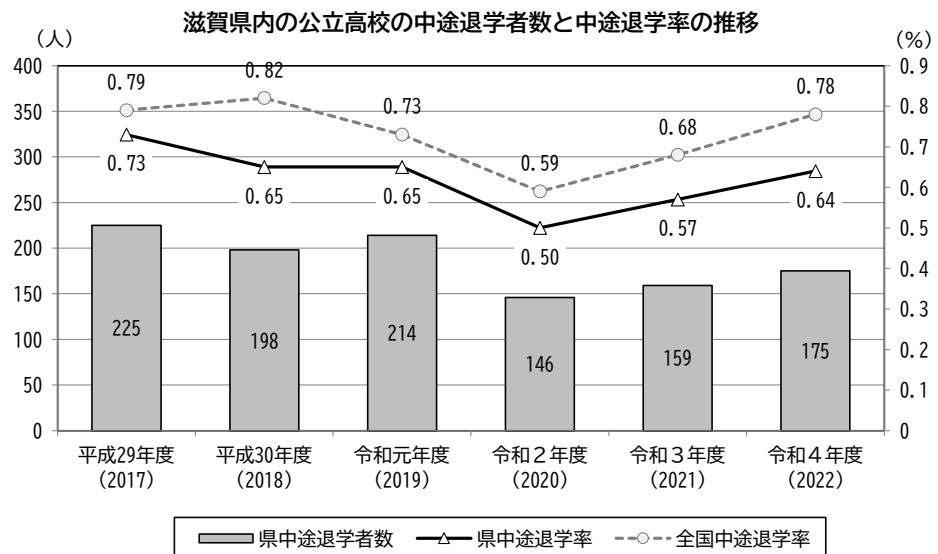
資料：彦根市資料



注) 例年11月公表
資料:彦根市資料

④県内の公立高校の中途退学者

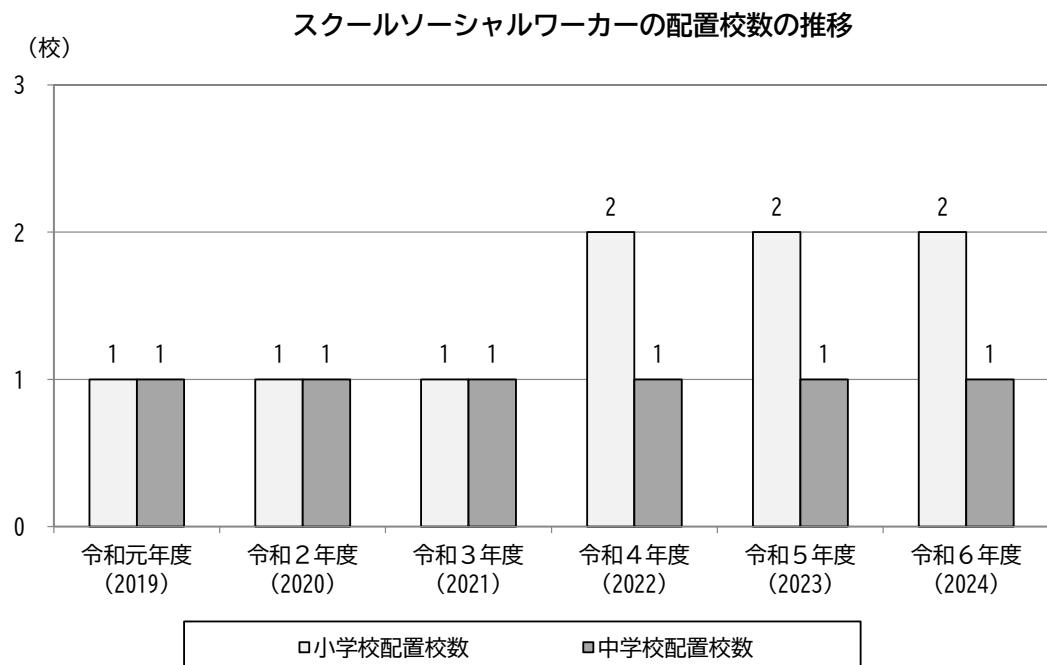
滋賀県内の公立高校の中途退学率を見ると、国の中途退学率を下回り、令和2年度(2020年度)までは減少傾向でしたが、その後増加傾向に転じ、令和4年度(2022年度)には0.64%となっています。



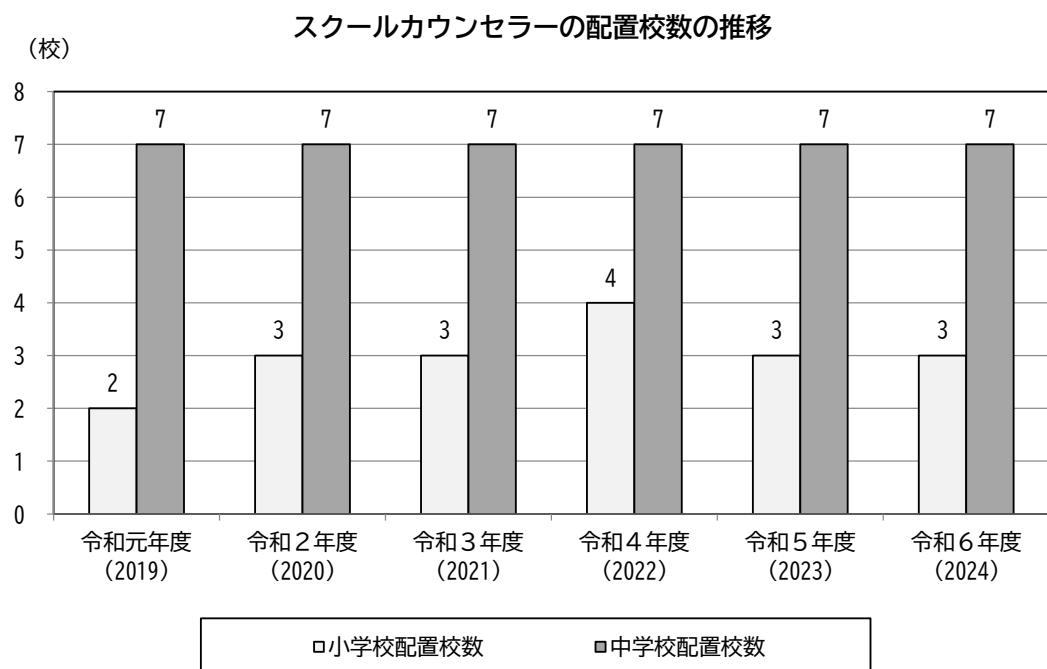
資料:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果等の概要について」

⑤スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの状況

令和6年度の本市のスクールソーシャルワーカーの配置は小学校2校、中学校1校、スクールカウンセラーの配置は小学校3校、中学校7校となっていますが、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーともに、すべての小・中学校に決められた日数での派遣がされています。



資料：彦根市資料

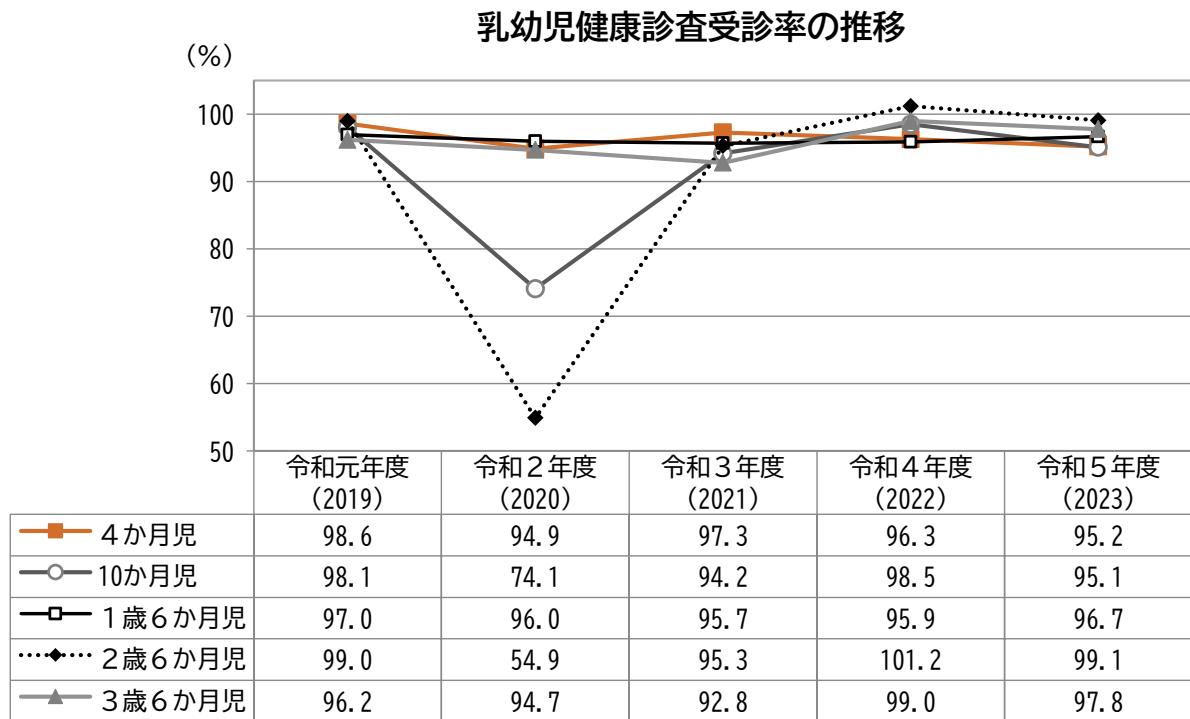


資料：彦根市資料

(11) 子どもの健康や生活の状況

①乳幼児健診受診率

本市の乳幼児健康診査受診率を見ると、令和2年度（2020年度）の10か月児では74.1%、2歳6か月児で54.9%となっているものの、その他はいずれも90%以上となっています。



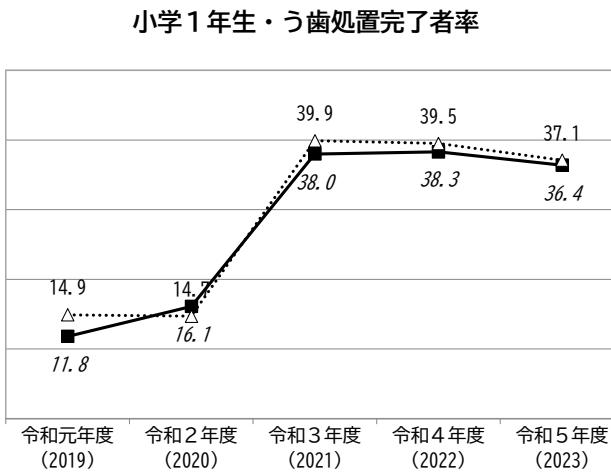
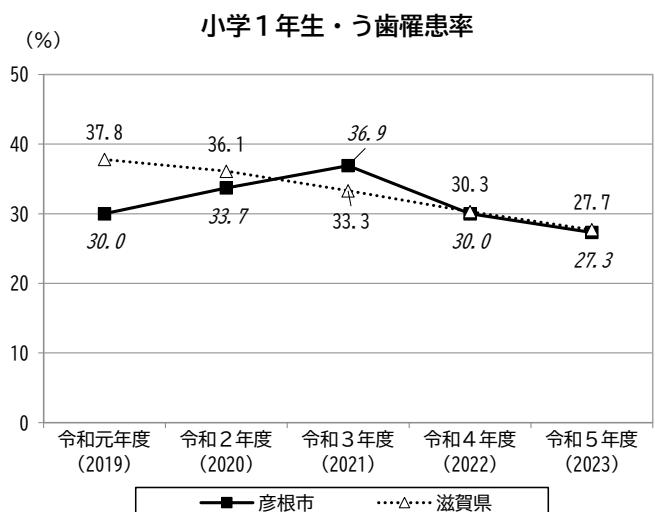
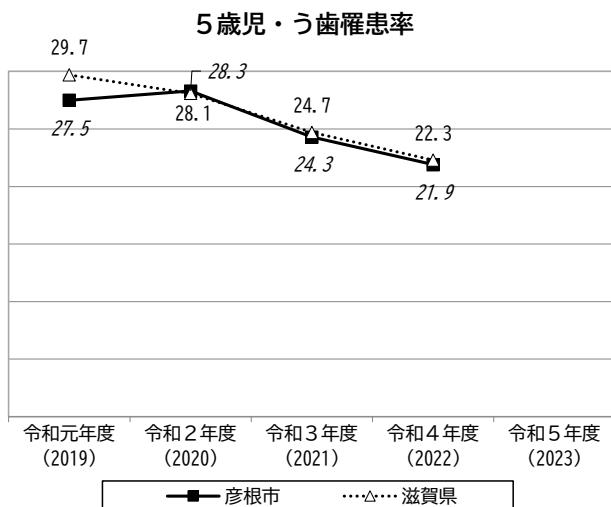
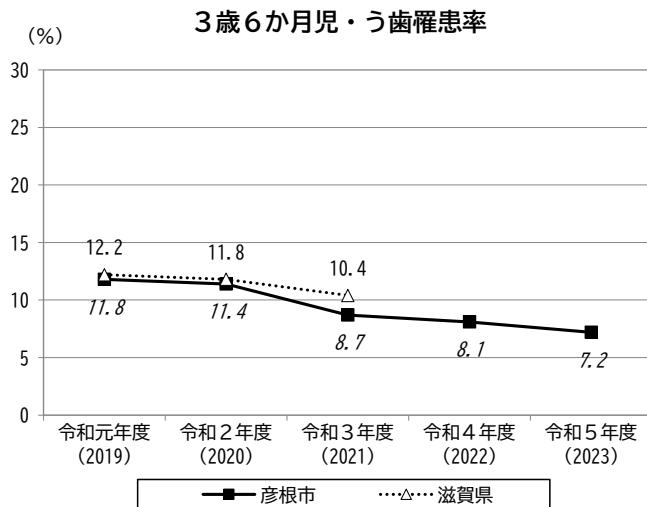
注) 令和4年度の2歳6か月児は前年度の対象者も含むため100%を超えている。
また、令和2年度は、10か月、2歳6か月は、中止にした期間があったため、受診率が下がっている。

資料：彦根市資料

②う歯（むし歯）の有無

本市のう歯罹患率を見ると、3歳6か月児、5歳児は県よりやや低く、年々減少傾向となっています。

小学1年生は令和3年度（2021年度）までは増加傾向となっており、令和3年度（2021年度）の罹患率は、県より3.6ポイント高くなっています。一方、小学1年生のう歯処置完了者率は令和3年度（2021年度）に大きく増加し、令和5年度（2023年度）は36.4%となっています。



注) 5歳児の令和5年度データは令和7年1月1日時点で未公表
資料：滋賀県の歯科保健関係資料集

2 子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識

(1) 調査実施状況

①調査目的

本調査は、「第3期彦根市子ども・若者プラン」の策定にあたり、市内にお住まいのお子さんのいるご家庭、18歳～39歳の若者、施設・団体等を対象に、子育てに関する実態や子どもたちの生活実態、市民のみなさまのご意見などをうかがいし、今後の市の子育て支援、子ども・若者支援に係る事業計画策定の基礎資料として活用することを目的として実施したものです。

②調査の実施状況

	調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
A 就学前児童 調査・小学生 児童調査	市内の小学校入学前(0～5歳児)の子どものいる世帯	1,874人 (無作為抽出)	805人	43.0%	令和6年 4月1日～ 4月19日	郵送配布・郵 送またはWEB 回収
	市内の小学生 (1～4年生)の子どものいる世帯	3,888人	1,191人	30.6%	令和6年 3月19日～ 4月11日	学校経由配 布・WEB回収
B 若者の 意識調査	市内の18歳～ 39歳の若者	1,000人 (無作為抽出)	153人	15.3%	令和6年 4月1日～ 4月19日	郵送配布・郵 送またはWEB 回収
C 子どもの 生活に関する 調査	市内の小学5年生、 中学2年生の子どものいる世帯	2,044人	582人	28.5%	令和6年 3月19日～ 4月11日	学校経由配 布・WEB回収
	市内の支援団体・ 行政機関・ 児童福祉施設	31か所	23か所	74.2%	令和6年 4月1日～ 4月19日	郵送配布・ WEB回収
	市内の保育所・幼稚園・認定こども園・ 小学校・中学校・高校・大学	79か所	39か所	49.4%		郵送配布・ WEB回収
	定期的な学習支援 を利用している児童・生徒	60人	26人	43.3%		郵送配布・郵 送またはWEB 回収
D 子どもの 意識調査	市内の小学6年生、 中学3年生の子ども	約2,000人	1,774人	-	令和6年 8月28日～ 9月20日	調査依頼文は メール・WEB 回収
E フリースクール ヒアリング調査	市内のフリースクールに通っている 子ども	-	-	-	令和6年 8月29日	ヒアリング調 査

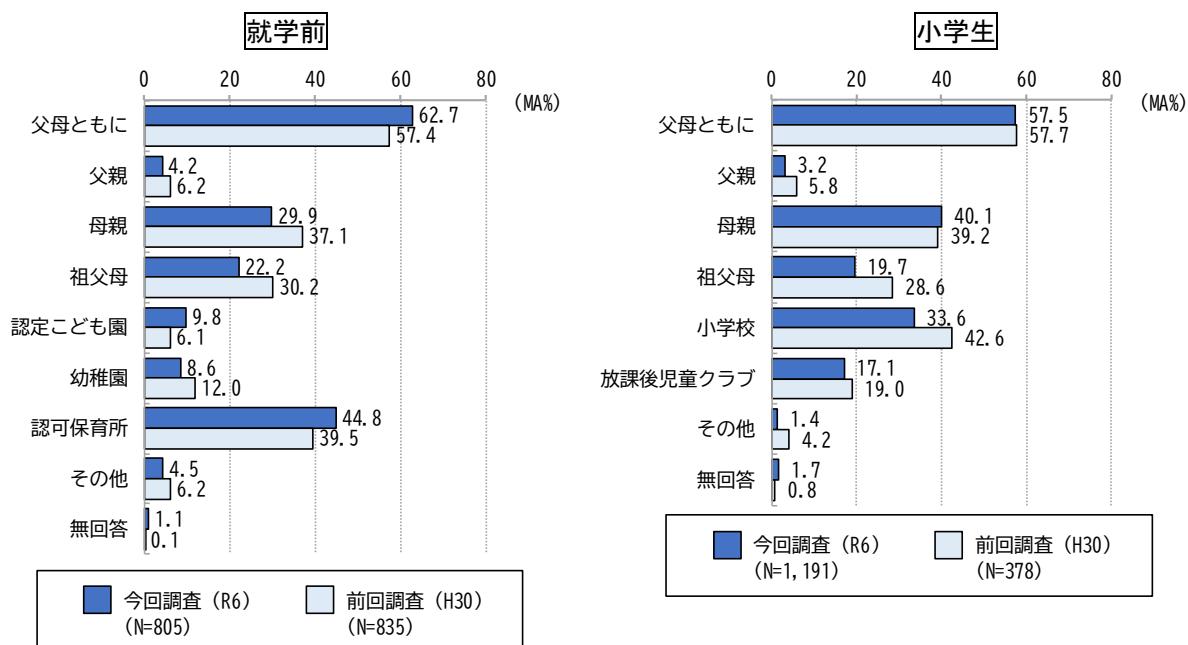
(2) 調査結果概要

A 就学前児童調査・小学生児童調査

①子どもの育ちをめぐる環境について

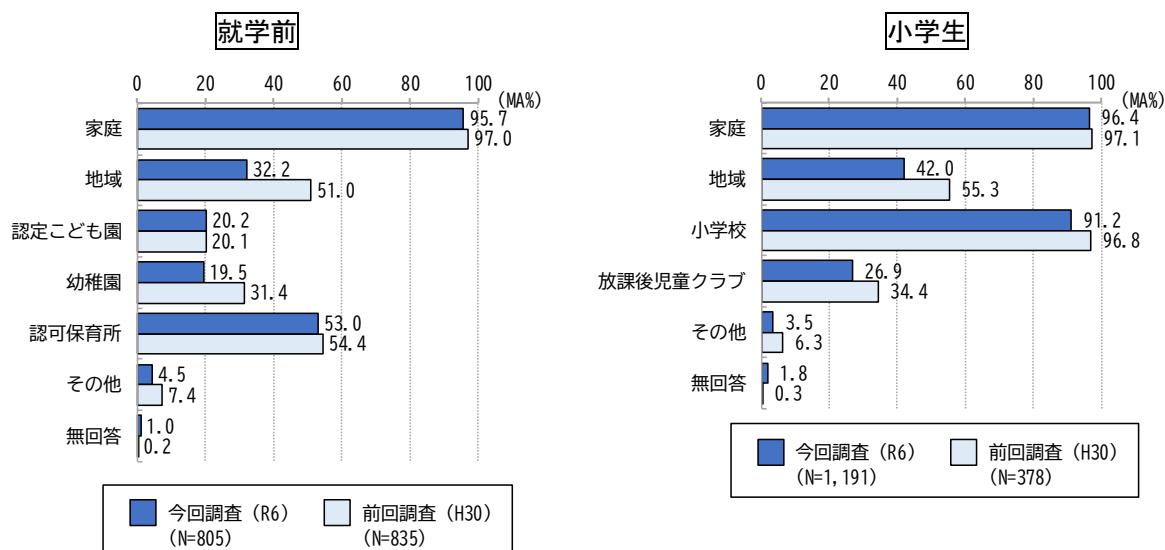
・子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方

子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人（施設）については、「父母ともに」が、就学前では62.7%、小学生では57.5%と最も多くなっています。前回調査に比べ、就学前では5.3ポイント高くなっています。



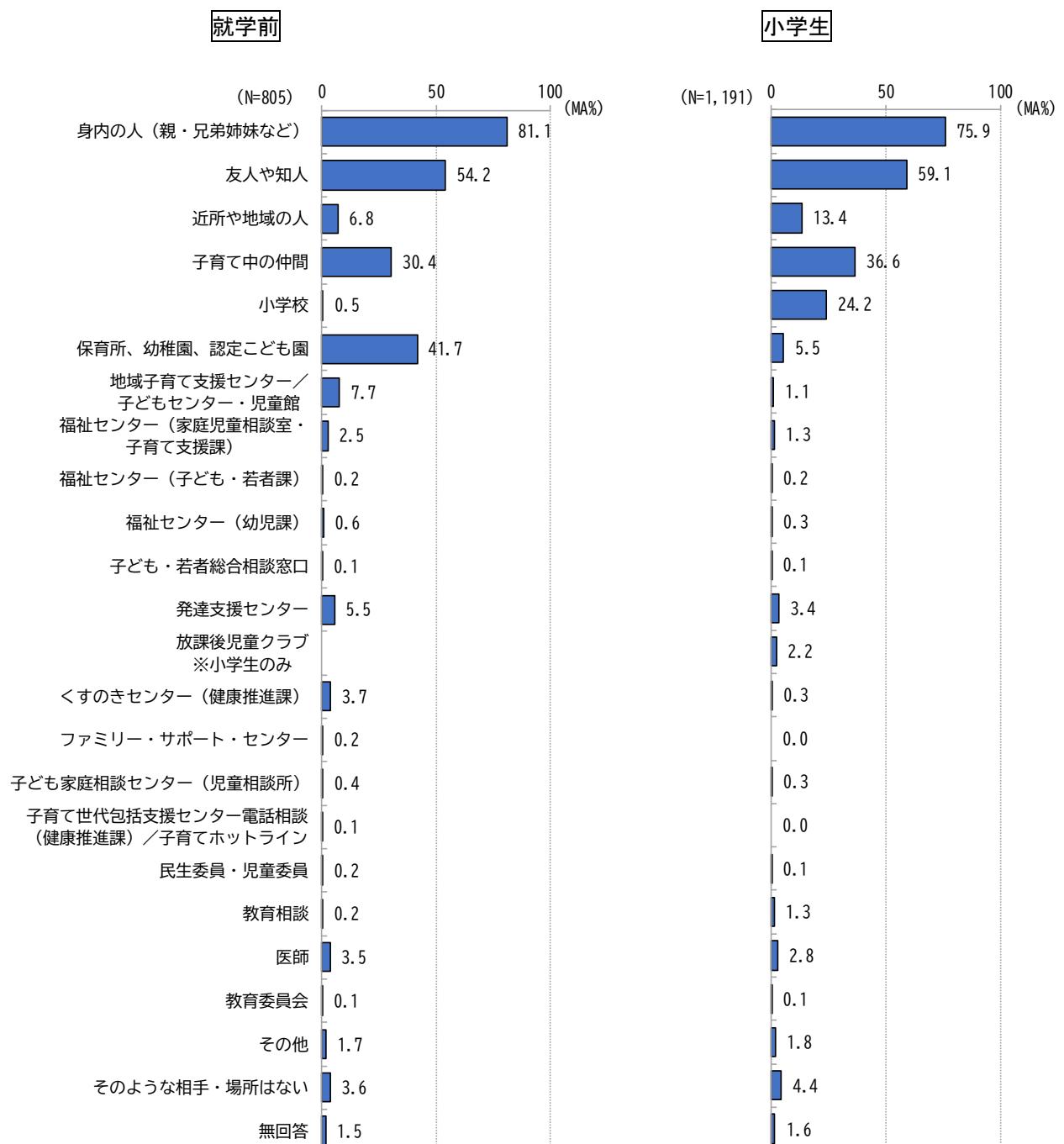
・子育てに影響すると思われる環境

子育て（教育を含む）に影響すると思われる環境については、「家庭」が、就学前では95.7%、小学生では96.4%と最も多くなっています。



・子育てについて相談できる人や場所

子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手や場所については、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が、就学前では81.1%、小学生では75.9%と最も多くなっています。

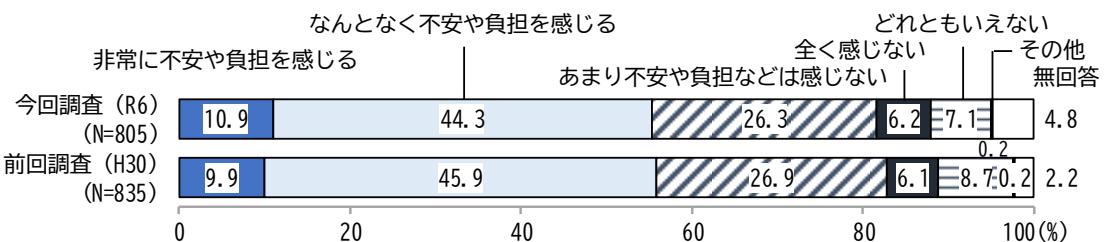


②子育て観やサービスの満足度などについて

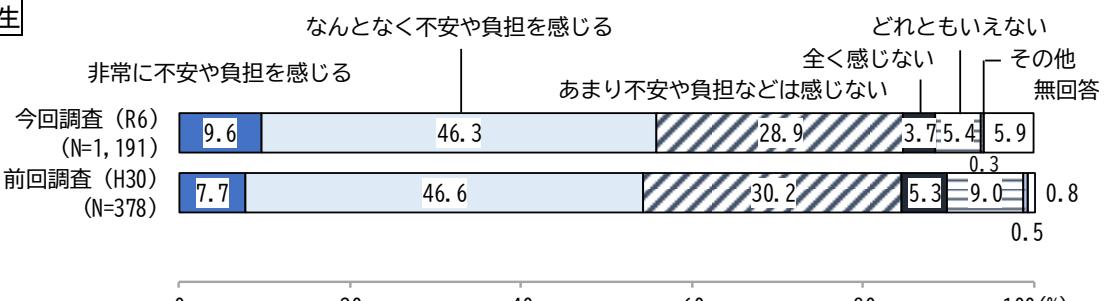
・子育てに関する不安や負担の有無

子育てに関する不安や負担については、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた『不安や負担を感じる』が就学前では55.2%、小学生では55.9%と多くなっています。

就学前



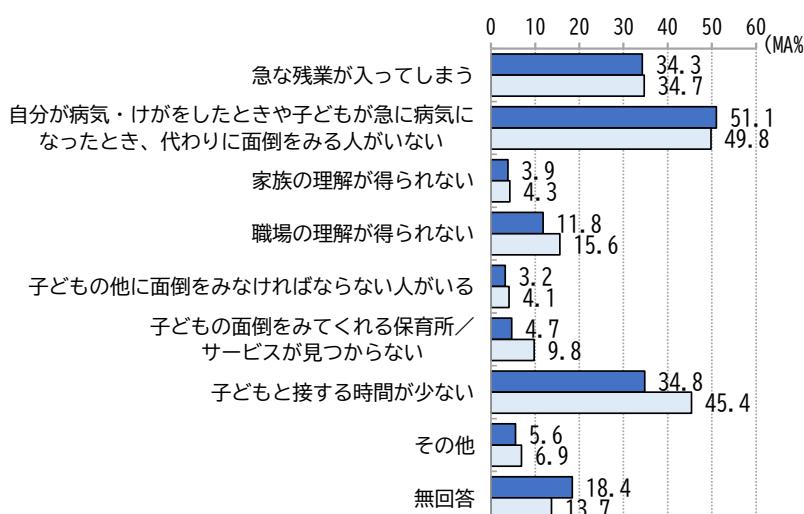
小学生



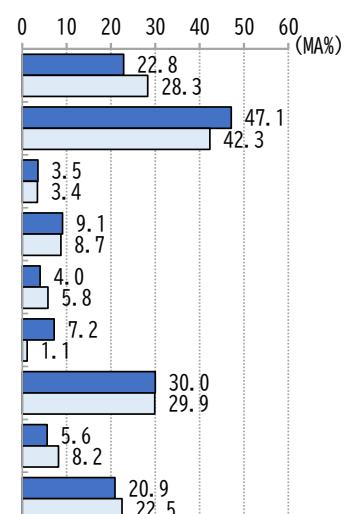
・仕事と子育てを両立させる上で大変なこと

仕事と子育てを両立させる上で大変なことについては、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったとき、代わりに面倒を見る人がいない」が就学前では51.1%、小学生では47.1%と最も多くなっています。

就学前



小学生

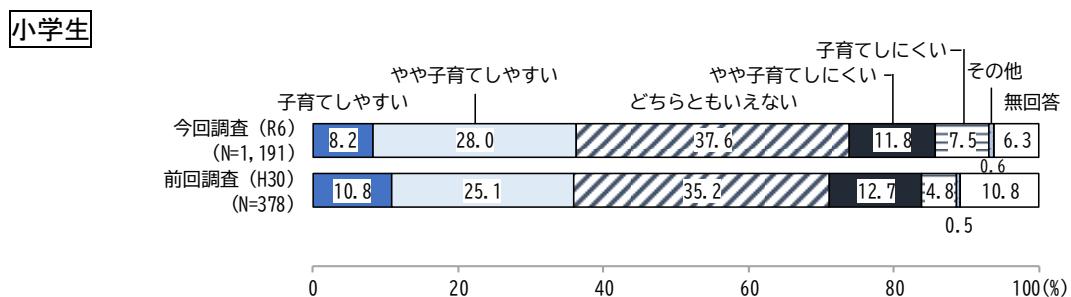
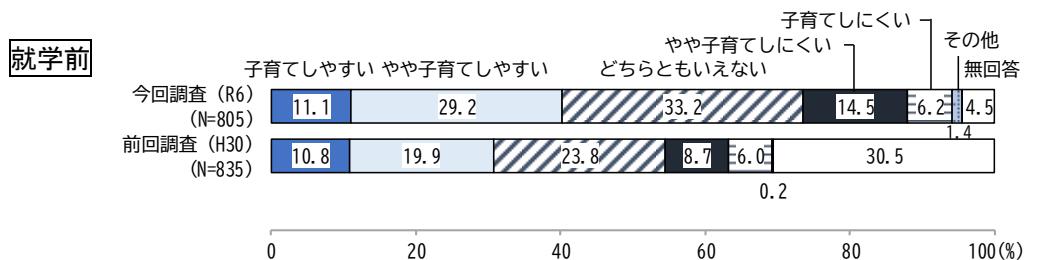


■ 今回調査 (R6)
(N=805) ■ 前回調査 (H30)
(N=835)

■ 今回調査 (R6)
(N=1,191) ■ 前回調査 (H30)
(N=378)

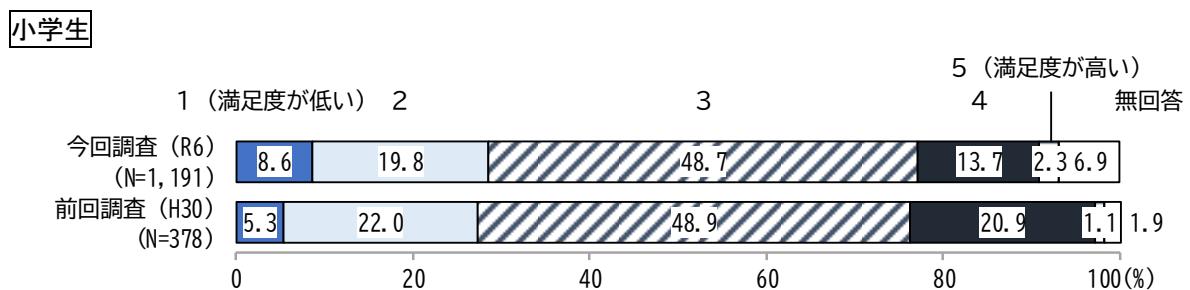
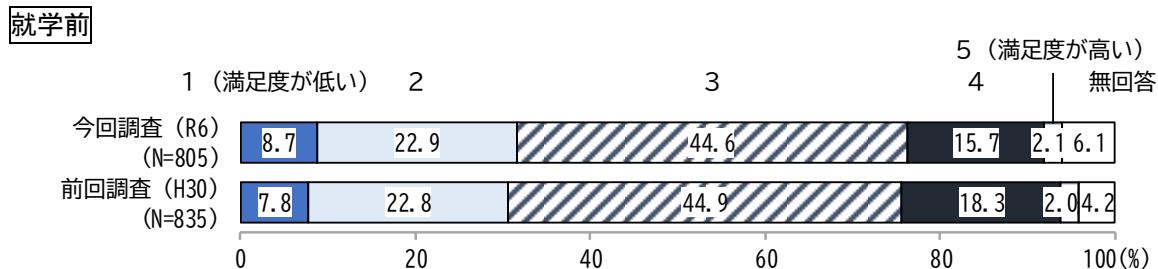
・彦根市は子育てしやすいところだと思いますか

彦根市は子育てしやすいところだと思うかについては、「子育てしやすい」と「やや子育てしやすい」を合わせた『子育てしやすい』が就学前では40.3%、小学生では36.2%となっています。



・地域における子育て環境や支援についての満足度

地域における子育ての環境や支援への満足度については、「3」(中程度)が就学前では44.6%、小学生では48.7%と最も多く、無回答者を除いた加重平均点は、就学前では2.78点、小学生では2.80点となっています。

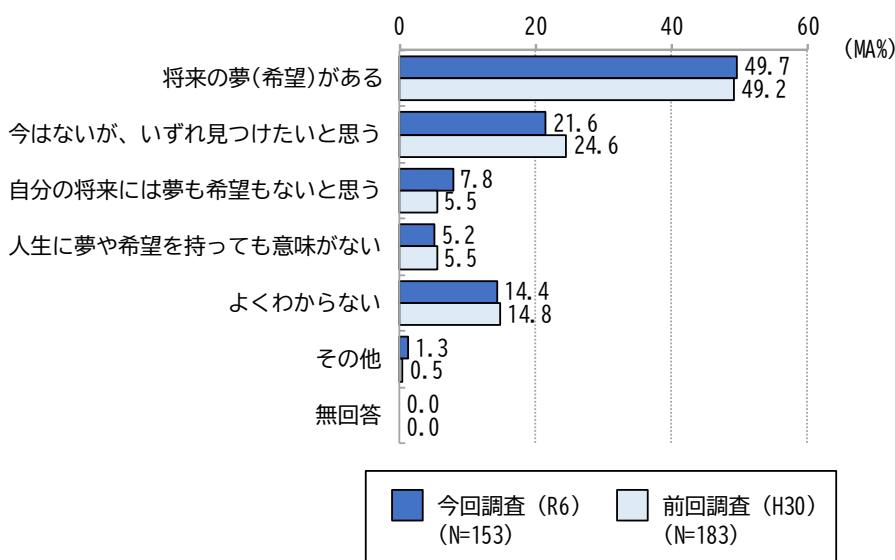


B 若者の意識調査

①将来について

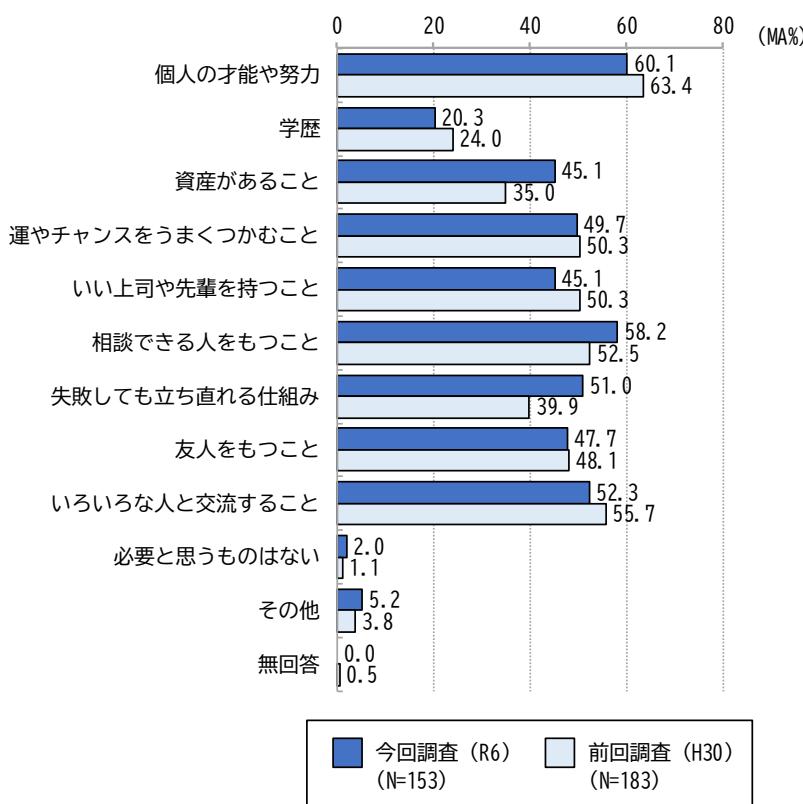
・将来の夢や希望

将来の夢や希望については、「将来の夢(希望)がある」が49.7%と最も多く、次いで、「今はないが、いずれ見つけたいと思う」が21.6%となっています。



・社会で生きていくために必要なこと

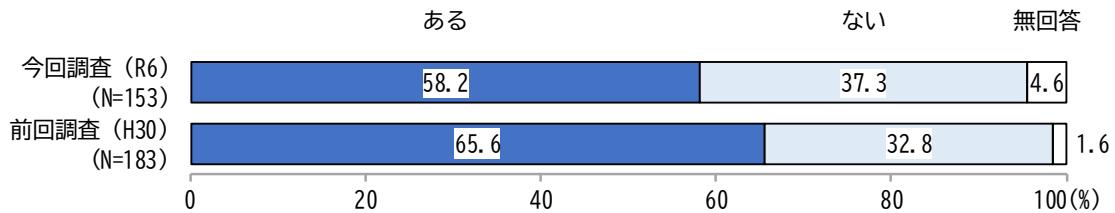
社会で生きていくために必要だと思うことは、「個人の才能や努力」が60.1%と最も多く、次いで、「相談できる人をもつこと」が58.2%となっています。



②ご自身の状況について

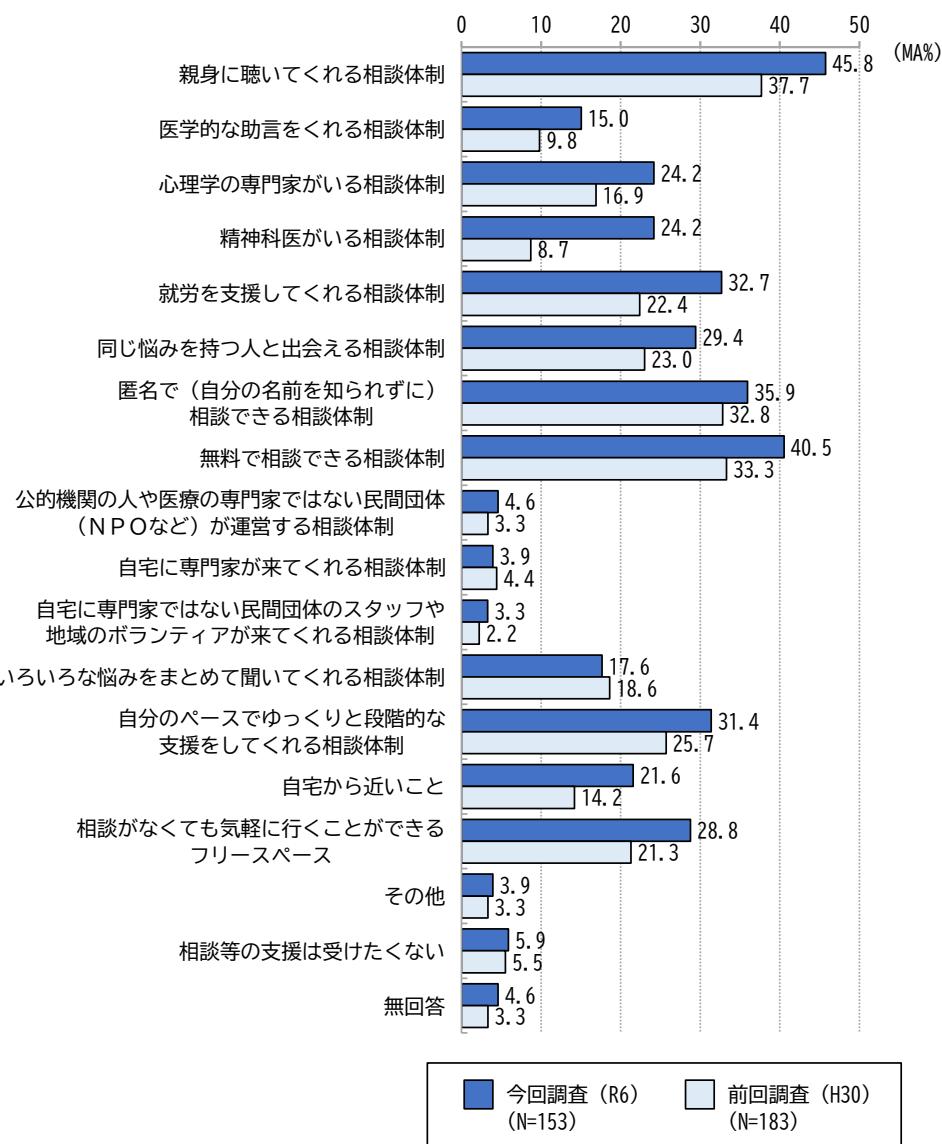
・困りごとについて

悩みや心配ごと、困っていることについては、「ある」が58.2%、「ない」が37.3%となっています。



・若者を支援していくために必要だと思う相談体制

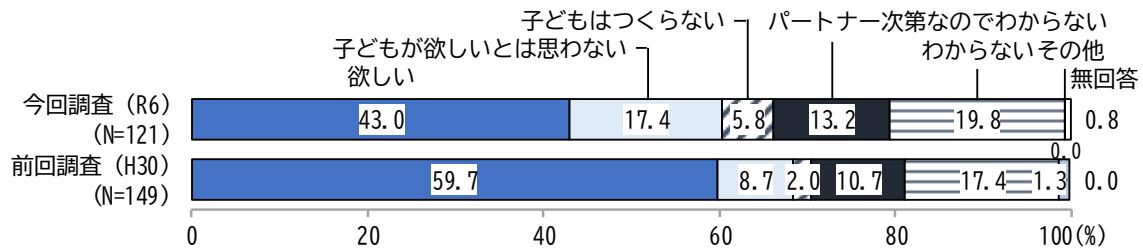
若者の悩みや心配ごと、困っていることに対応していくために必要だと思う相談体制については、「親身に聴いてくれる相談体制」が45.8%と最も多く、次いで、「無料で相談できる相談体制」が40.5%となっています。



③仕事と家庭、子育てについて

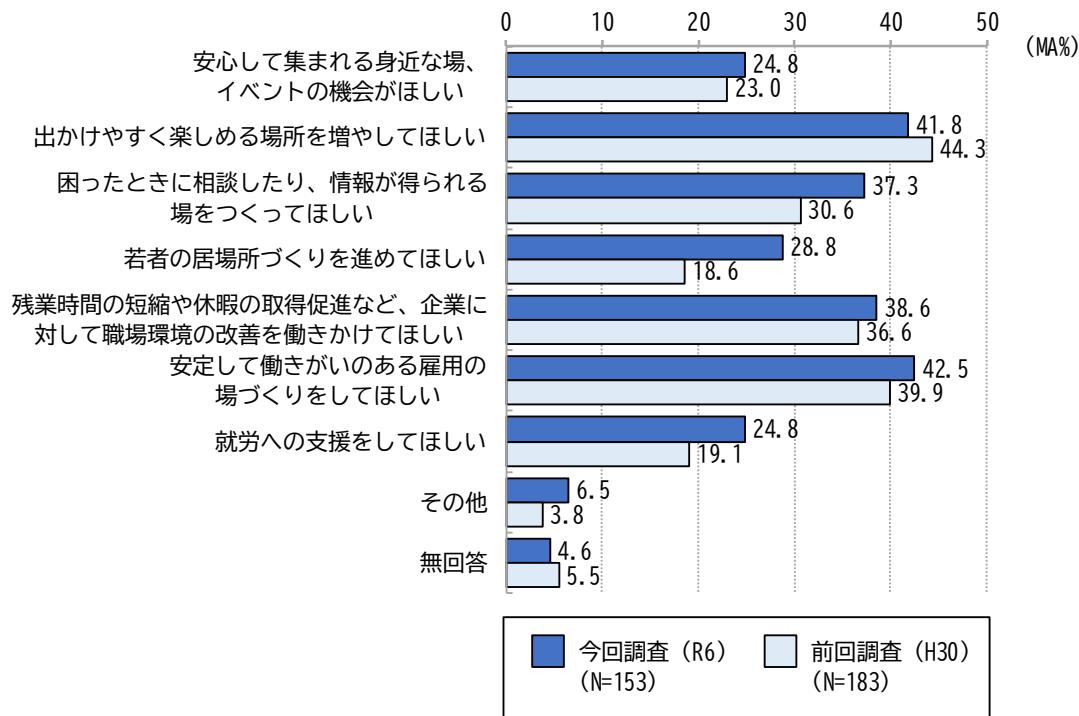
- ・子どもが欲しいか（現在、子どもがいない方限定設問）

子どもが「いない」とお答えの方に、将来子どもは欲しいかたずねたところ、「欲しい」が43.0%と最も多く、次いで、「子どもが欲しいとは思わない」が17.4%となっています。



④彦根市のこれからの若者支援について期待すること

彦根市のこれからの若者支援について期待することは「安定して働きがいのある雇用の場づくりをしてほしい」が42.5%と最も多く、次いで、「出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が41.8%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が38.6%となっています。



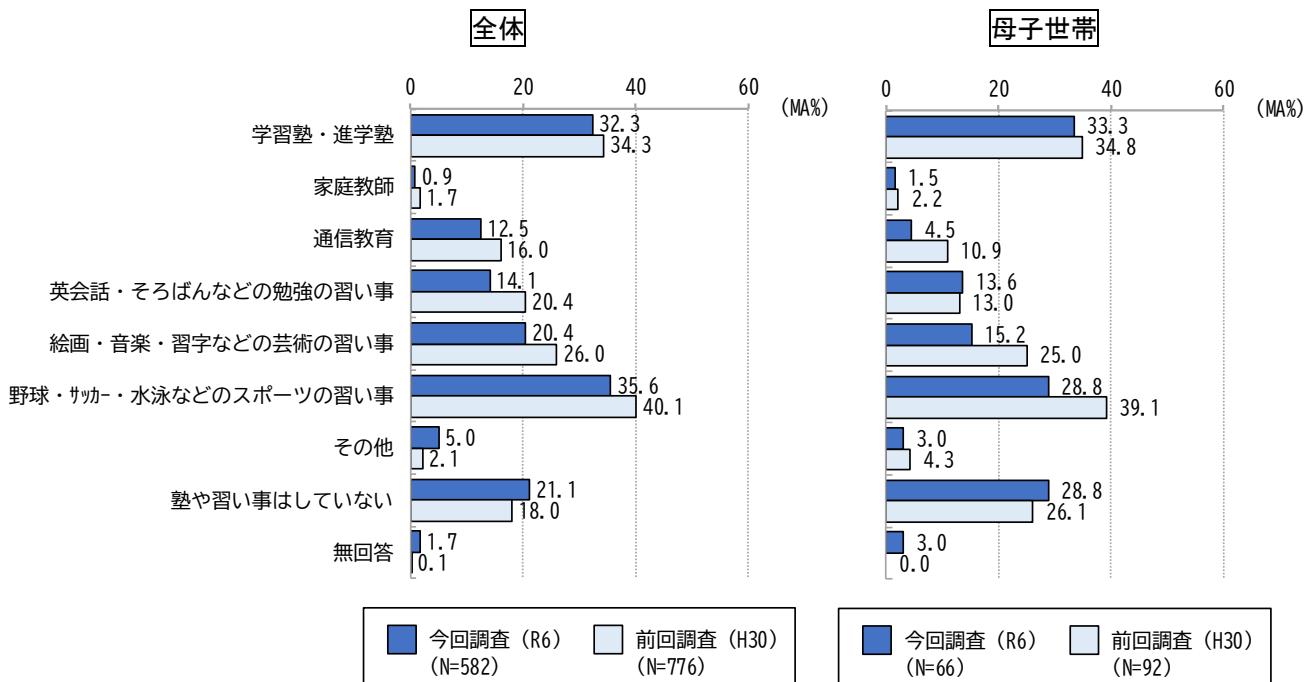
C 子どもの生活に関する調査

①子どもについて

・塾や習い事の状況

子どもの習い事の状況は、「野球・サッカー・水泳などのスポーツの習い事」が35.6%と最も多く、次いで、「学習塾・進学塾」が32.3%となっています。

母子世帯では、「学習塾・進学塾」が33.3%と最も多く、次いで、「野球・サッカー・水泳などのスポーツの習い事」、「塾や習い事はしていない」がそれぞれ28.8%となっています。



【学年・生活困難度別】

生活 困 難 度 別	学年	N	(MA%)										
			学習塾・進学塾	家庭教師	通信教育	事なごと会話の勉強の強さのところ	な英語の習な・芸音いと	な絵画の習な・芸音いと	水野の・習な・芸音いと	野球の・習な・芸音いと	その他の習	い塾なやい習い事はして	無回答
生 活 困 難 度 別	全体	582	32.3	0.9	12.5	14.1	20.4	35.6	5.0	21.1	1.7		
		58	19.0	0.0	6.9	13.8	15.5	24.1	5.2	34.5	0.0		
生 活 困 難 度 別	小学5年生	482	34.4	1.0	13.5	14.1	21.6	38.4	4.1	19.3	0.2		
		35	8.6	0.0	11.4	22.9	17.1	25.7	5.7	34.3	0.0		
生 活 困 難 度 別	中学2年生	263	24.0	0.4	16.3	20.9	27.0	57.0	5.3	13.3	0.0		
		23	34.8	0.0	0.0	0.0	13.0	21.7	4.3	34.8	0.0		
生 活 困 難 度 別		217	47.0	1.8	10.1	6.0	15.2	16.1	2.8	26.7	0.0		

※クロス集計表は、設問をかけ合せて集計することで関連性を明らかにすることが目的のため、表側の設問の「無回答」を除いており、全体のN値とは一致しません。

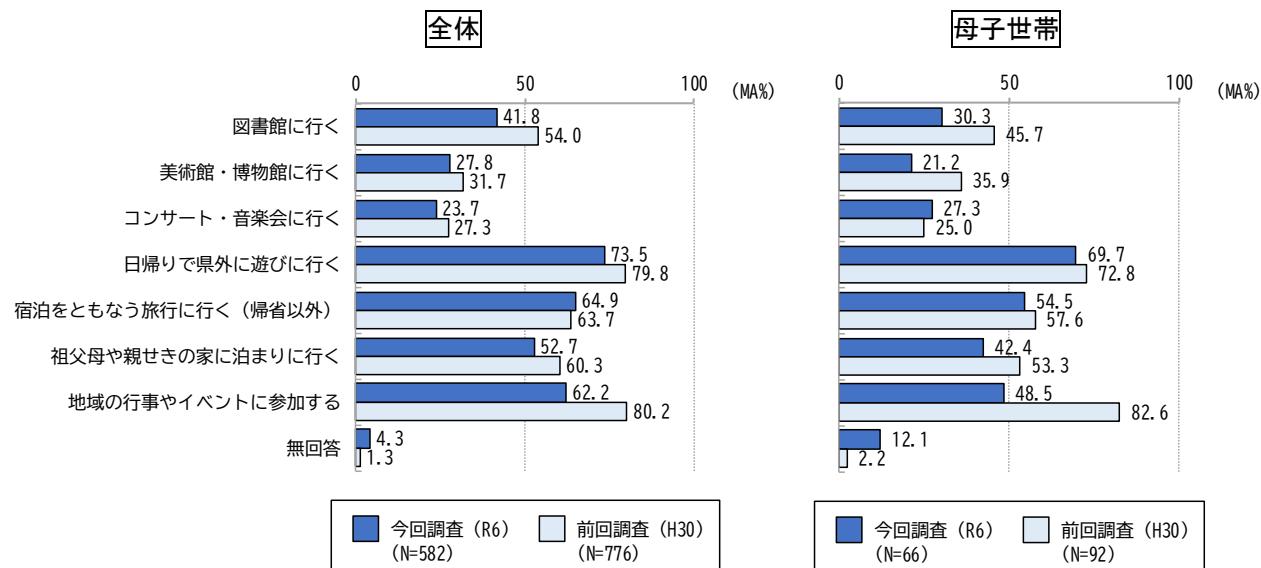
この調査での生活困難度は、等価可処分所得（世帯手取り収入額÷√世帯人数）を算出し、等価可処分所得が貧困線（127万円）以下の方を「生活困難世帯」と定義しています。また、等価可処分所得が貧困線より多い方を「非生活困難世帯」と定義しています。

・子どもが過去1年間体験したこと

子どもが過去1年間に体験したことは、「日帰りで県外に遊びに行く」が73.5%と最も多く、次いで、「宿泊をともなう旅行に行く(帰省以外)」が64.9%となっています。

母子世帯でも、「日帰りで県外に遊びに行く」が69.7%と最も多く、次いで、「宿泊をともなう旅行に行く(帰省以外)」が54.5%となっています。

また、生活困難世帯では、そうでない非生活困難世帯に比して、「図書館に行く」、「日帰りで県外に遊びに行く」、「祖父母や親せきの家に泊まりに行く」の回答割合が低い傾向が見られます。



【学年・生活困難度別】

生活 困 難 度 別	学年	N	(MA%)										
			図書館に行く	美術館・博物館に行く	コンサート・音楽会に行く	日帰りで県外に遊びに行く	宿泊をともなう旅行に行く（帰省以外）	祖父母や親せきの家に泊まりに行く	地域の行事やイベントに参加する	外宿に泊まる	宿泊親にまつわる	地域に参行する	無回答
生活困難度別	全体	582	41.8	27.8	23.7	73.5	64.9	52.7	62.2	4.3			
	全体	58	22.4	25.9	24.1	63.8	58.6	32.8	56.9	8.6			
		482	45.0	28.2	24.5	75.5	67.8	57.3	64.5	1.7			
	小学5年生	35	31.4	34.3	20.0	65.7	65.7	42.9	68.6	8.6			
		263	54.8	34.6	24.3	81.0	72.2	60.1	79.5	0.8			
	中学2年生	23	8.7	13.0	30.4	60.9	47.8	17.4	39.1	8.7			
		217	33.2	19.8	24.4	69.1	62.7	53.9	46.5	2.8			

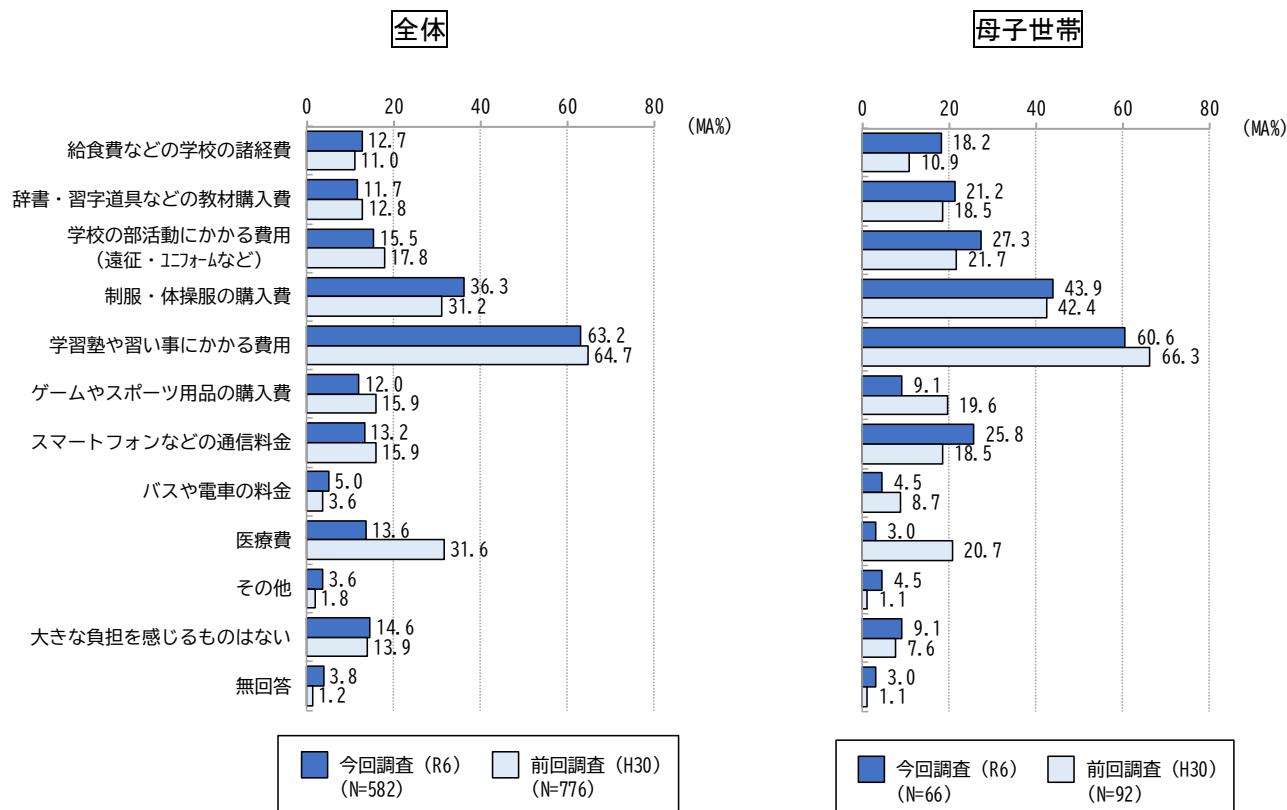
※クロス集計表は、設問をかけ合せて集計することで関連性を明らかにすることが目的のため、表側の設問の「無回答」を除いており、全体のN値とは一致しません。

②暮らしの状況

・経済的に負担が大きいと感じるもの

経済的に負担が大きいと感じるものについては、「学習塾や習い事にかかる費用」が63.2%と最も多く、次いで、「制服・体操服の購入費」が36.3%となっています。

母子世帯では、「学習塾や習い事にかかる費用」が60.6%と最も多く、次いで、「制服・体操服の購入費」が43.9%となっています。



【学年・生活困難度別】

		N	の給食費などの学校	の辞書教・材習購字入道費具な	る学校用のム(へ部な遠活動)(一にかこか)	入制服	か学習するや費用習い事に	用品の購入費	ゲームやスポーツ	スマートフォンな	バスや電車の料金	医療費	その他	大きな負担を感じ	無回答
生 活 困 難 学 年 度 別	全体	582	12.7	11.7	15.5	36.3	63.2	12.0	13.2	5.0	13.6	3.6	14.6	3.8	
	生活困難世帯	58	29.3	31.0	34.5	56.9	63.8	12.1	27.6	6.9	8.6	1.7	8.6	0.0	
	全体	482	11.4	9.8	14.3	35.1	66.0	11.8	11.4	4.8	14.9	4.1	15.8	0.6	
	生活困難世帯	35	25.7	40.0	22.9	60.0	62.9	8.6	11.4	5.7	5.7	2.9	14.3	0.0	
	小学5年生	263	12.9	10.6	12.2	33.8	62.7	15.2	10.6	4.9	9.5	4.2	18.3	0.8	
	中学2年生	217	9.7	8.8	17.1	36.4	69.6	7.8	12.4	4.6	21.7	4.1	12.9	0.5	

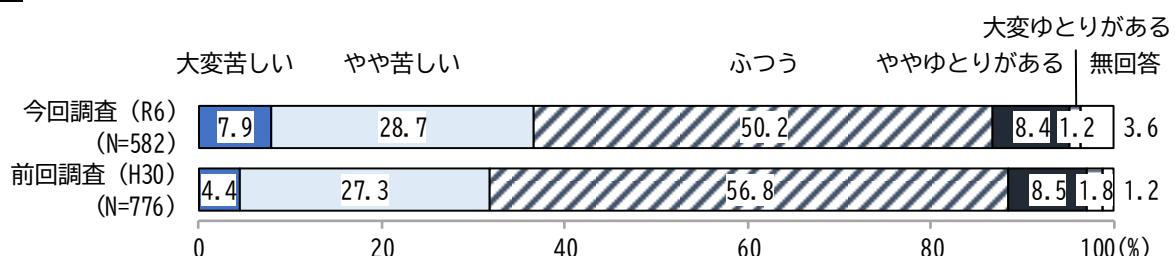
※クロス集計表は、設問をかけ合せて集計することで関連性を明らかにする目的のため、表側の設問の「無回答」を除いており、全体のN値とは一致しません。

・暮らしの状況

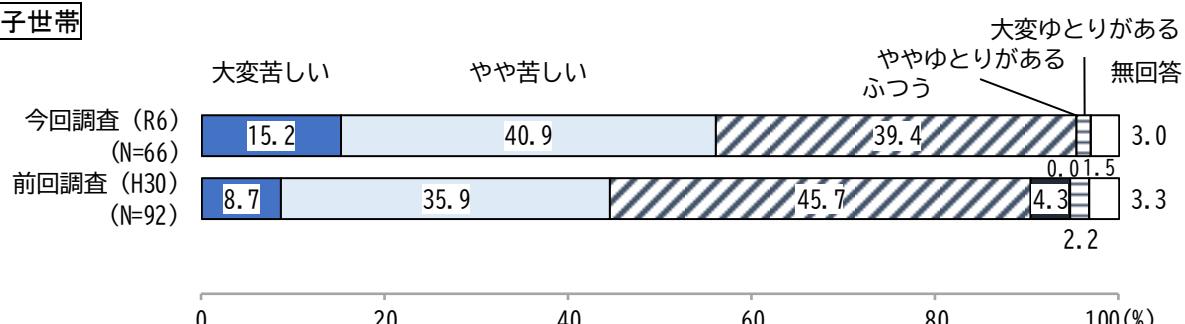
現在の暮らしの状況については、「ふつう」が50.2%と最も多くなっています。また、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』が36.6%となっています。

母子世帯では、「やや苦しい」が40.9%と最も多くなっています。また、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』が56.1%となっています。

全体



母子世帯



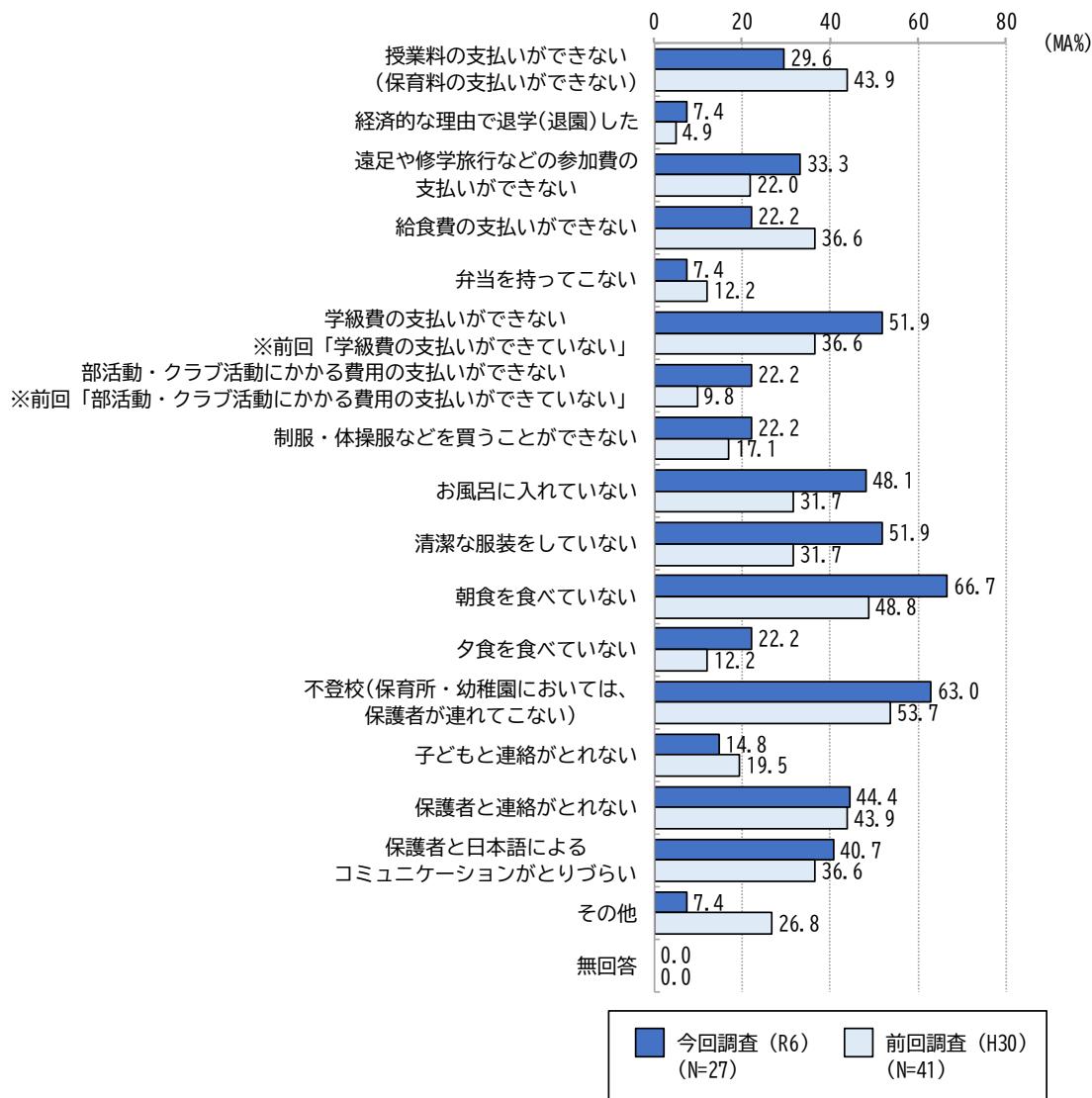
【学年・母子父子世帯別／学年・生活困難度別】

		N	大 変 苦 し い	や や 苦 し い	ふ つ う	や や ゆ と り が あ る	大 変 ゆ と り が あ る	無 回 答	「苦 し い」 の合 計	
学 年 ・ 母 子 父 子 世 帯 別	全 体	全 体	582	7.9	28.7	50.2	8.4	1.2	3.6	36.6
		ひと り親 家 庭	92	13.0	37.0	43.5	2.2	1.1	3.3	50.0
		うち、母子世帯	66	15.2	40.9	39.4	0.0	1.5	3.0	56.1
		うち、父子世帯	26	7.7	26.9	53.8	7.7	0.0	3.8	34.6
	小 学 5 年 生	全 体	319	6.6	27.0	53.6	9.4	1.3	2.2	33.6
		ひと り親 家 庭	51	11.8	37.3	47.1	2.0	2.0	0.0	49.1
		うち、母子世帯	37	13.5	40.5	43.2	0.0	2.7	0.0	54.0
		うち、父子世帯	14	7.1	28.6	57.1	7.1	0.0	0.0	35.7
	中 学 2 年 生	全 体	255	9.8	31.8	46.7	7.5	1.2	3.1	41.6
		ひと り親 家 庭	38	15.8	39.5	42.1	2.6	0.0	0.0	55.3
		うち、母子世帯	27	18.5	44.4	37.0	0.0	0.0	0.0	62.9
		うち、父子世帯	11	9.1	27.3	54.5	9.1	0.0	0.0	36.4
	学 年 ・ 生 活 困 難 度 別	全 体	582	7.9	28.7	50.2	8.4	1.2	3.6	36.6
		生 活 困 難 世 帯	58	17.2	48.3	29.3	5.2	0.0	0.0	65.5
		非 生 活 困 難 世 帯	482	6.8	27.4	54.8	9.1	1.5	0.4	34.2
		小 学 5 年 生	35	14.3	42.9	37.1	5.7	0.0	0.0	57.2
		非 生 活 困 難 世 帯	263	5.3	25.5	57.0	10.3	1.5	0.4	30.8
		中 学 2 年 生	23	21.7	56.5	17.4	4.3	0.0	0.0	78.2
		非 生 活 困 難 世 帯	217	8.8	30.0	51.6	7.8	1.4	0.5	38.8

※クロス集計表は、設問をかけ合せて集計することで関連性を明らかにすることが目的のため、表側の設問の「無回答」を除いており、全体のN値とは一致しません。

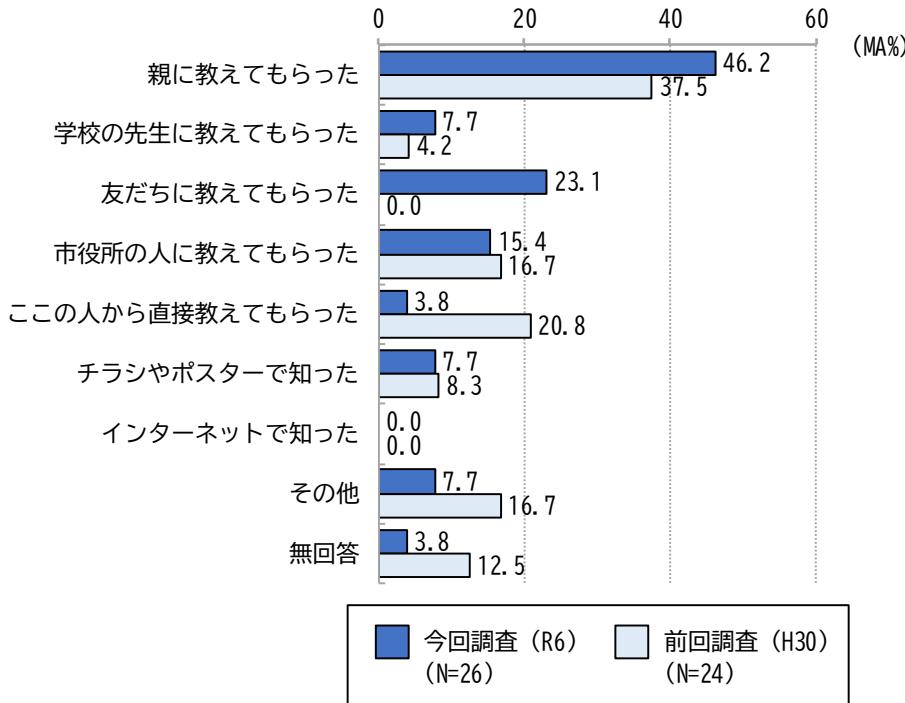
・困難な家庭の状況（子どもへの支援に関する調査（保幼小中高大対象））

困難な家庭の子どもや保護者と接することがあるとお答えの方に、困難な家庭の状況についてたずねたところ、「朝食を食べていない」が66.7%と最も多い、次いで、「不登校（保育所・幼稚園においては、保護者が連れてこない）」が63.0%、「学級費の支払いができない」、「清潔な服装をしていない」がそれぞれ51.9%となっています。



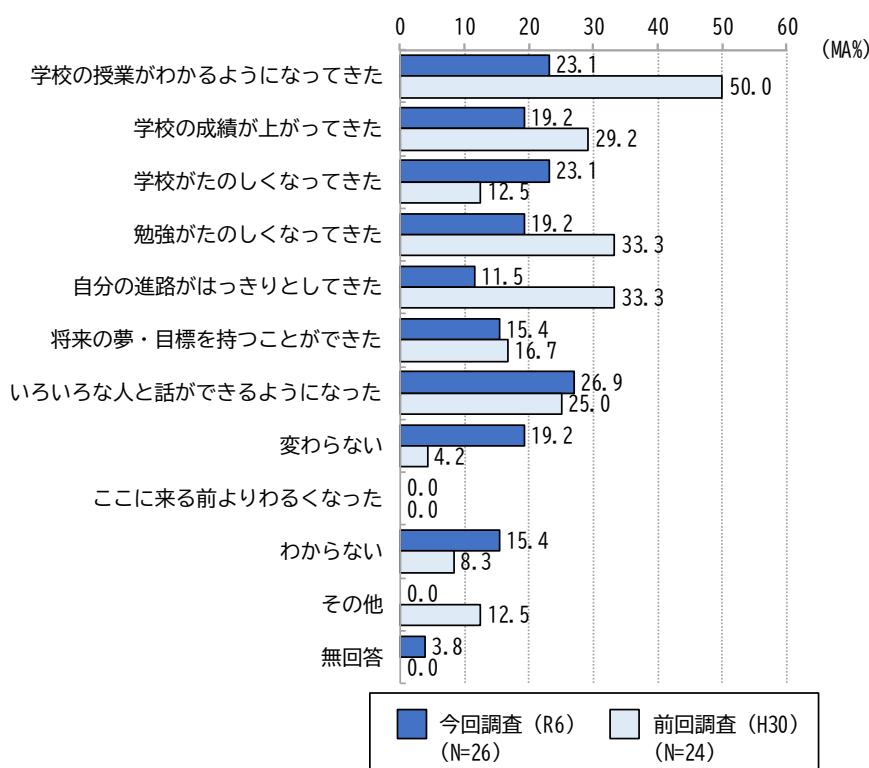
・学習支援に来ることになったきっかけ（子どもへの調査（学習支援児童生徒対象））

学習支援に来ることになったきっかけについては、「親に教えてもらった」が46.2%と最も多い、次いで、「友だちに教えてもらった」が23.1%、「市役所の人に教えてもらった」が15.4%となっています。



・学習支援に来ることで変化はあったか

学習支援に来ることであった変化については、「いろいろな人と話ができるようになった」が26.9%と最も多い、次いで、「学校の授業がわかるようになってきた」、「学校がたのしくなってきた」がそれぞれ23.1%となっています。

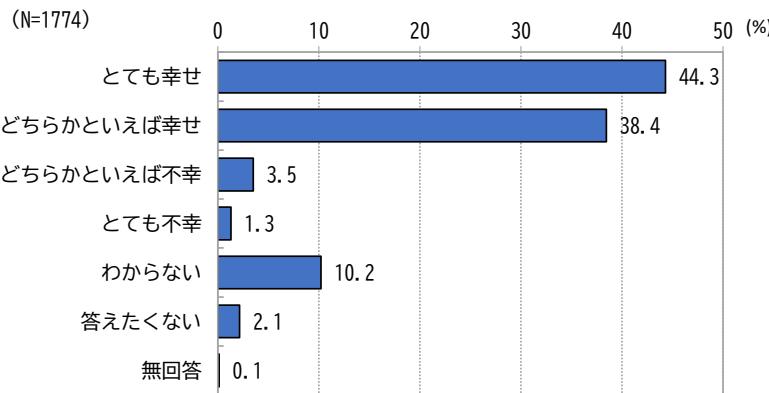


D 子どもの意識調査

①自分自身について

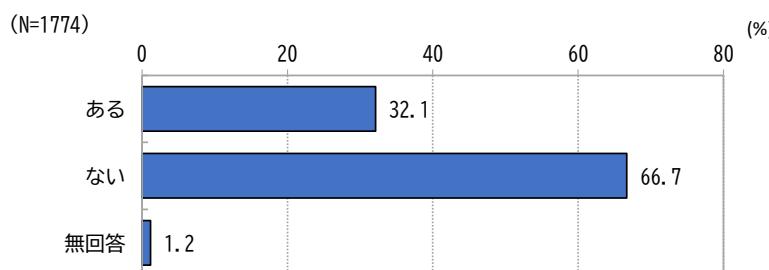
・回答者の幸福度

回答者の幸福度は、全体では「とても幸せ」が44.3%、「どちらかといえば幸せ」が38.4%で合わせて『幸せ』は82.7%と高くなっています。しかし、1割未満と少ないながらも、『不幸』を感じている子どもがいます。



・悩みや困っていることの有無

悩みや困っていることの有無については、全体では「ある」が32.1%、「ない」が66.7%となっており、幸福度の低い子どもの方が悩みや不安のある割合が高くなっています。また、幸福度の低い子どもの悩みや不安の内容は、家庭のことが最も多くなっています。

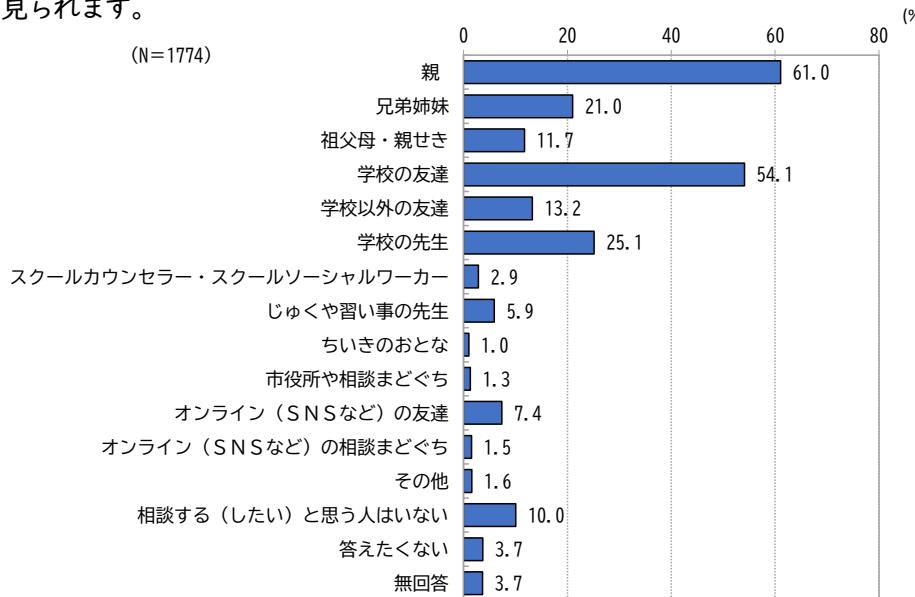


	合計	問4 悩みや困っていることの有無		
		ある	ない	無回答
全体	1774	32.1	66.7	1.2
幸福度	とても幸せ	786	19.1	80.2
	どちらかといえば幸せ	682	35.9	62.6
	どちらかといえば不幸	62	67.7	32.3
	とても不幸	23	73.9	17.4
	わからない	181	54.1	44.8
	答えたたくない	38	47.4	52.6

※クロス集計表は、設問をかけ合せて集計することで関連性を明らかにすることが目的のため、表側の設問の「無回答」を除いており、全体のN値とは一致しません。

・悩んだり、困ったときに相談する人

悩んだり、困ったときに相談する人は、全体では「親」が61.0%で最も高く、次いで「学校の友達」が54.1%となっています。また、悩みや困っていることを「相談する（したい）と思う人はいない」子どもが1割見られます。

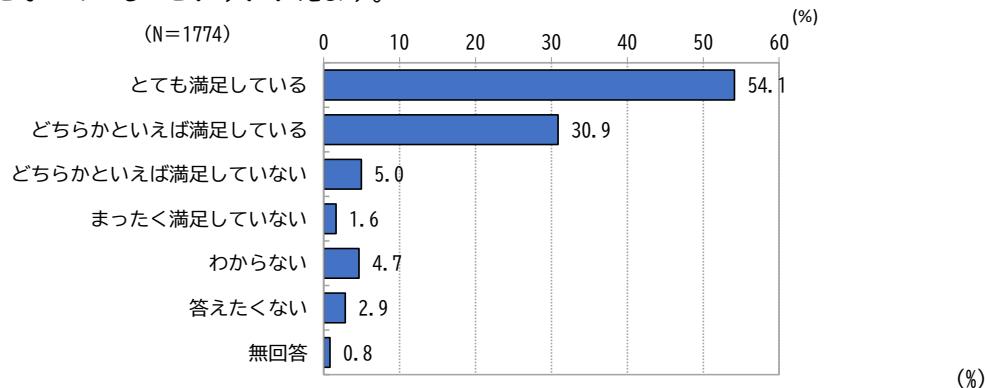


②家庭について

・自分の家庭の満足度

自分の家庭の満足度は、全体では「とても満足している」が54.1%で最も高く、「どちらかといえば満足している」の30.9%と合わせると『満足』が85.0%となっていますが、「どちらかといえば満足していない」「まったく満足していない」を合わせて、6.6%が自分の家庭に満足していないことがわかります。

また、幸福度と家庭の満足度は、相関関係が見られ、家庭への満足度が子どもの幸せにとって重要な要素となっていることがうかがえます。



	合計	問2 自分の家庭の満足度						
		とても満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば満足していない	まったく満足していない	わからない	答えたたくない	無回答
全体	1774	54.1	30.9	5.0	1.6	4.7	2.9	0.8
幸福度	とても幸せ	78.2	17.3	1.5	0.4	1.1	0.9	0.5
	どちらかといえば幸せ	41.5	47.4	4.7	0.4	2.9	1.9	1.2
	どちらかといえば不幸	11.3	33.9	32.3	14.5	1.6	6.5	0.0
	とても不幸	4.3	39.1	8.7	47.8	0.0	0.0	0.0
	わからない	23	28.7	11.6	1.7	27.6	6.1	1.1
	答えたたくない	181	28.9	18.4	2.6	0.0	7.9	42.1

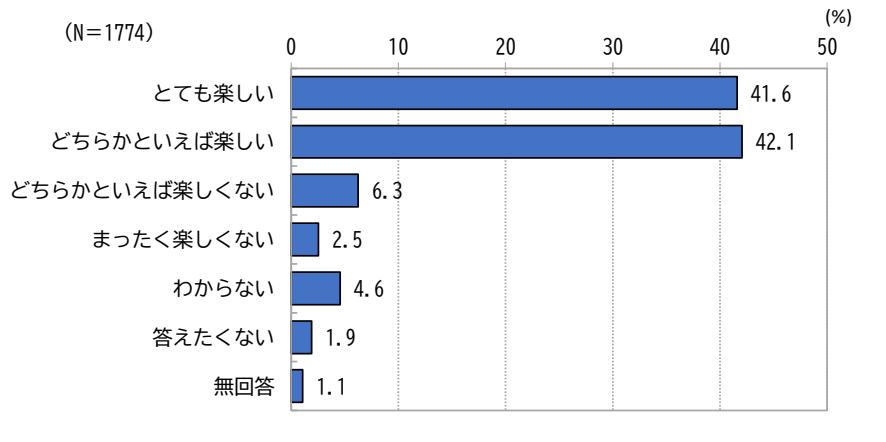
*クロス集計表は、設問をかけ合せて集計することで関連性を明らかにすることが目的のため、表側の設問の「無回答」を除いており、全体のN値とは一致しません。

③学校について

・学校は楽しいか

学校は楽しいかについては、「どちらかといえば楽しい」が42.1%と最も高く、「とても楽しい」の41.6%と合わせると『楽しい』が83.7%となっています。学校の楽しさと幸福度も相関関係が見られます。

(N=1774)



(%)

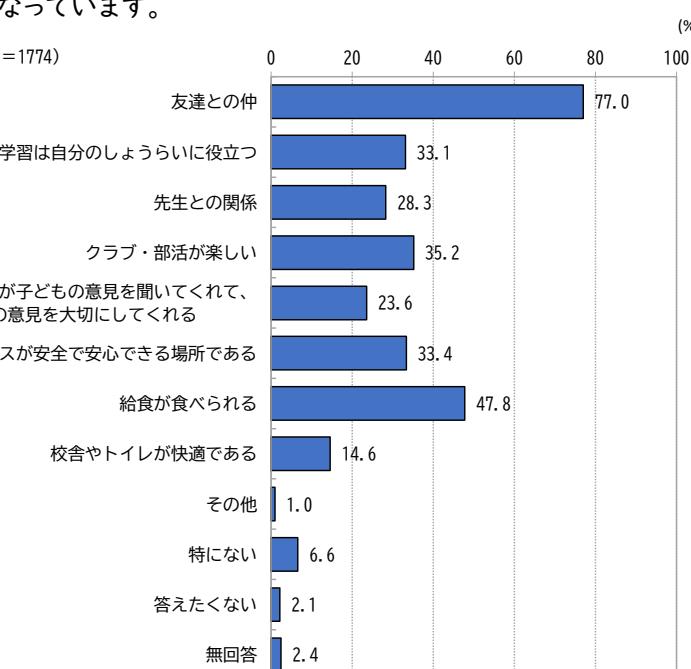
	合計	C 問1 学校は楽しいか							
		とても樂 しい	どちらか といえ ば樂 しい	どちらか といえ ば樂 しくな い	まっ たく 樂 しくな い	わ か ら な い	答 え た く な い	無 回 答	
全体	1774	41.6	42.1	6.3	2.5	4.6	1.9	1.1	
幸福度	とても幸せ	786	66.0	28.6	2.3	1.0	0.9	0.4	0.8
	どちらかといえば幸せ	682	26.0	60.6	6.9	1.0	2.8	1.2	1.6
	どちらかといえば不幸	62	19.4	25.8	33.9	14.5	4.8	1.6	0.0
	とても不幸	23	8.7	17.4	13.0	47.8	8.7	4.3	0.0
	わからない	181	13.8	42.0	9.9	4.4	26.5	2.8	0.6
	答えたくない	38	7.9	31.6	10.5	5.3	5.3	39.5	0.0

※クロス集計表は、設問をかけ合せて集計することで関連性を明らかにすることが目的のため、表側の設問の「無回答」を除いており、全体のN値とは一致しません。

・学校生活で満足に感じていること

学校生活で満足に感じていることは、「友達との仲」が77.0%と最も高く、次いで「給食が食べられる」が47.8%となっています。

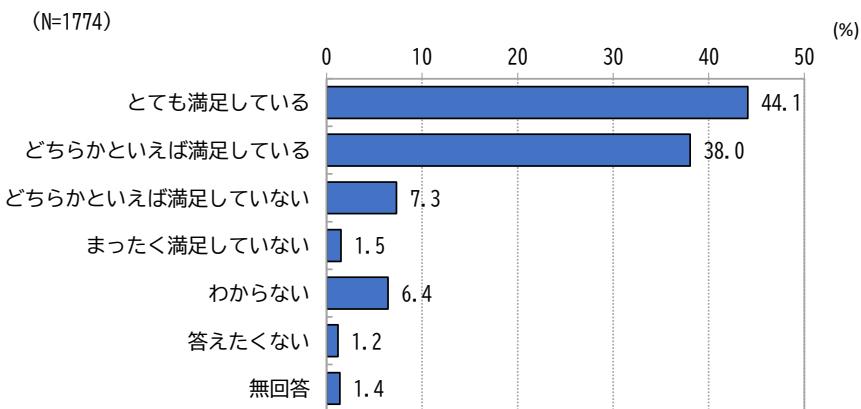
(N=1774)



④地域社会について

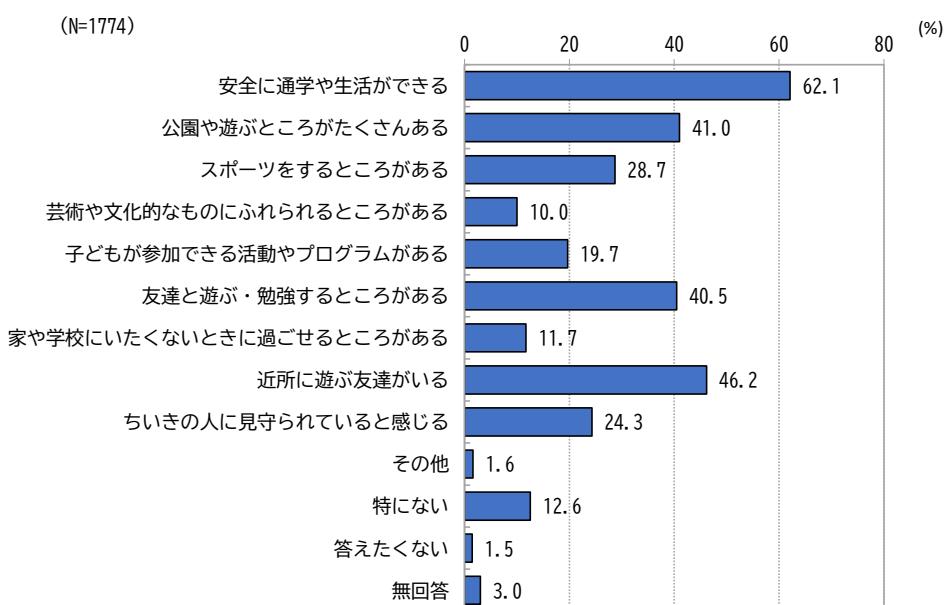
・自分の住んでいる地域の満足度

自分の住んでいる地域の満足度は、「とても満足している」の44.1%、「どちらかといえば満足している」の38.0%を合わせると『満足』が82.1%となっています。



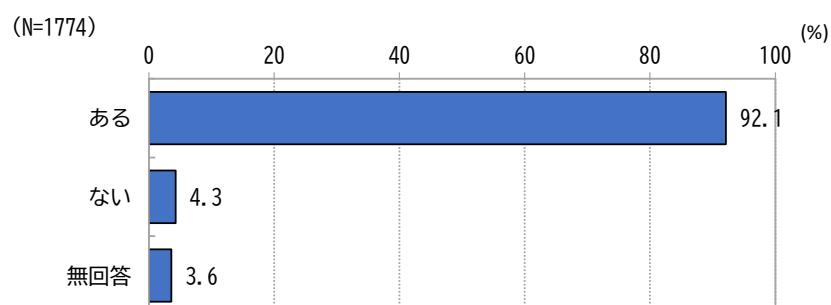
・地域で満足に感じていること

地域で満足に感じていることは、全体では「安全に通学や生活ができる」が62.1%で最も高く、次いで「近所に遊ぶ友達がいる」が46.2%となっています



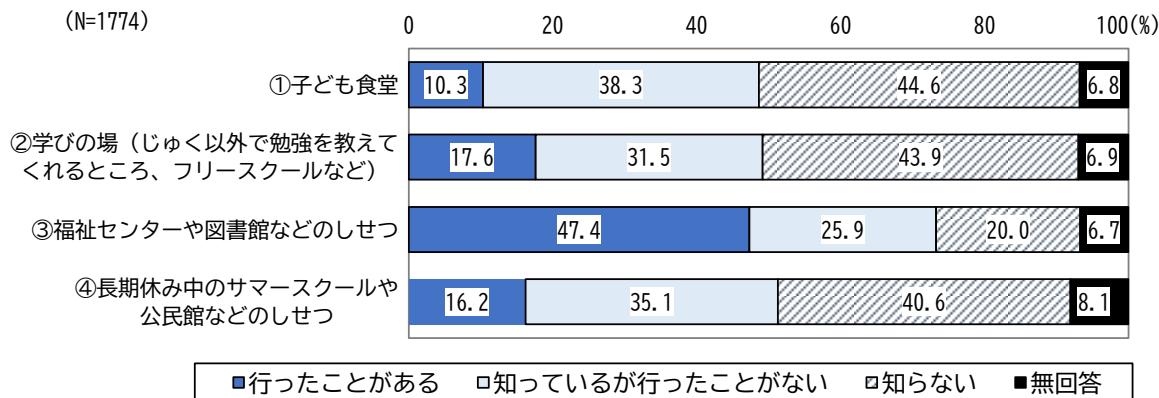
⑤子どもの居場所について

安心できる場所の有無については、全体では「ある」が92.1%、「ない」が4.3%となっています。



・学校以外の居場所

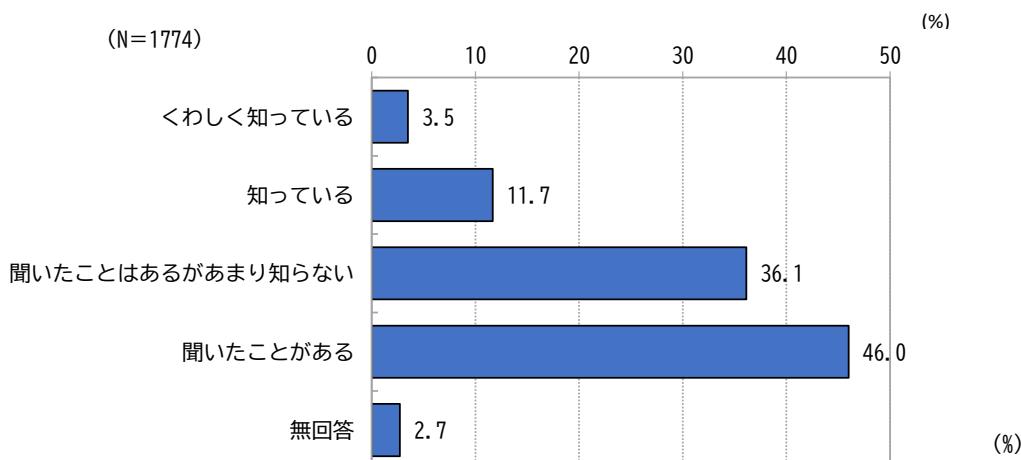
学校以外の居場所については、「行ったことがある」の中で「③福祉センターや図書館などのしせつ」が47.4%で最も高く、次いで「②学びの場（じゅく以外で勉強を教えてくれるところ、フリースクールなど）」が17.6%となっています。



⑥子どもの権利や尊重について

・子どもの権利条約の認知度

子どもの権利条約の認知度は、「聞いたことがある」が46.0%で最も高く、次いで「聞いたことはあるがあまり知らない」が36.1%となっています。

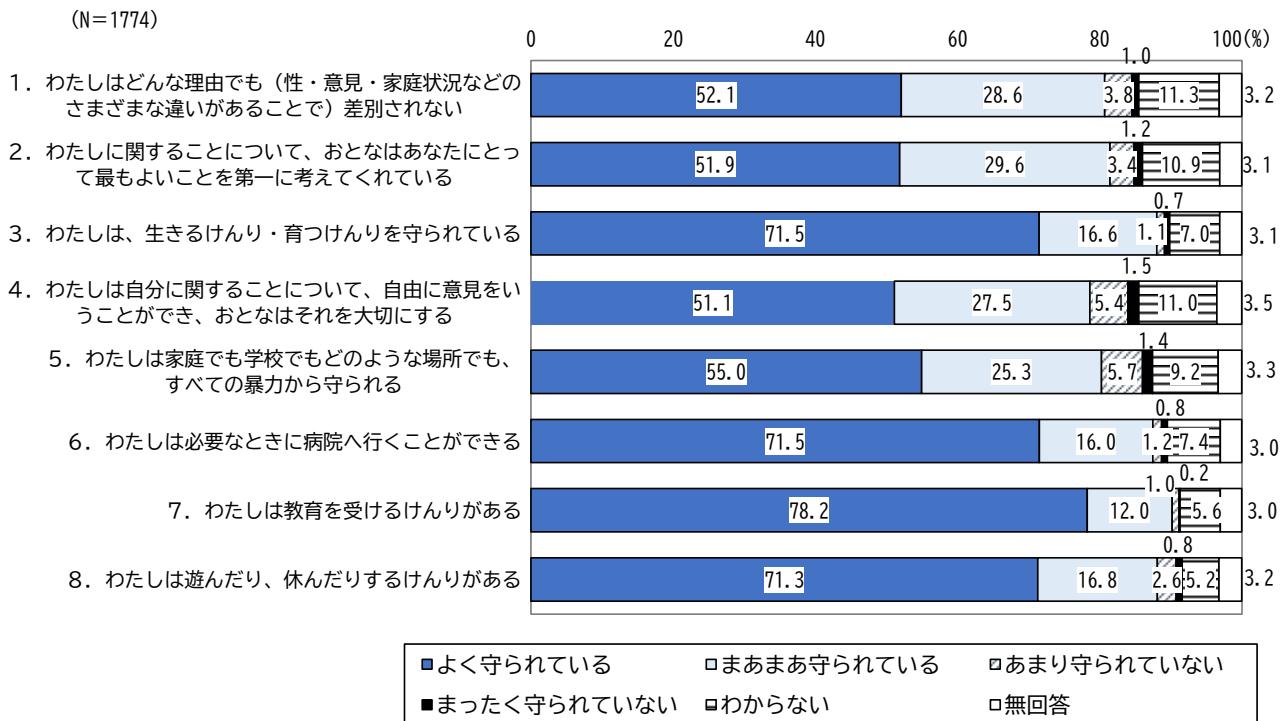


	合計	問1 子どもの権利条約の認知度				
		くわしく 知ってい る	知ってい る	聞いたこ とはある があまり 知らない	聞いたこ とがある	無回答
全体	1774	3.5	11.7	36.1	46.0	2.7
幸福度	とても幸せ	786	4.5	12.8	35.6	44.0
	どちらかといえば幸せ	682	2.2	10.4	37.1	47.5
	どちらかといえば不幸	62	3.2	14.5	41.9	40.3
	とても不幸	23	8.7	17.4	21.7	52.2
	わからない	181	2.2	8.8	36.5	50.8
	答えたくない	38	7.9	15.8	28.9	44.7

※クロス集計表は、設問をかけ合せて集計することで関連性を明らかにすることが目的のため、表側の設問の「無回答」を除いており、全体のN値とは一致しません。

・自分自身が守られている、大切にされていると感じるか

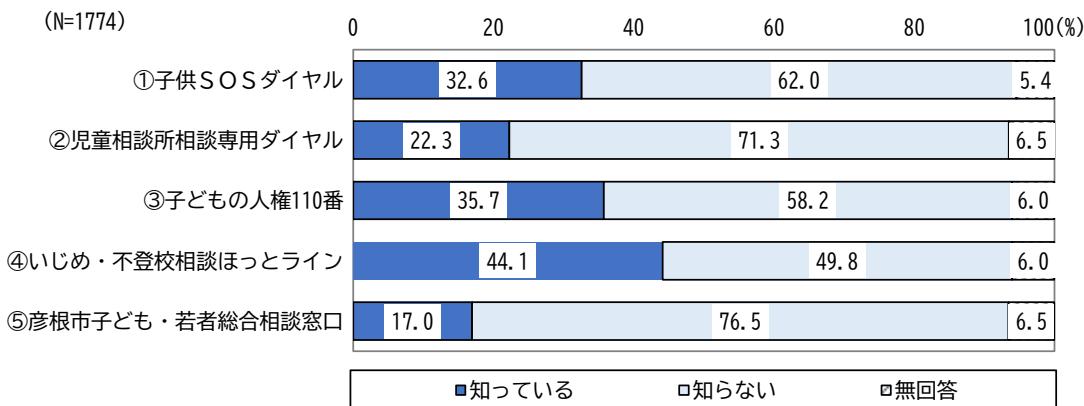
自分自身が守られている、大切にされていると感じるかについては、「よく守られている」は“7.わたしは教育を受けるけんりがある”が78.2%で最も高く、次いで“3.わたしは、生きるけんり・育つけんりを守られている”と“6.わたしは必要なときに病院へ行くことができる”が71.5%となっています。



⑦子どもの相談先について

・相談先の認知度

相談先の認知度は、「④いじめ・不登校相談ほっとライン」が44.1%で最も高いですが、それ以外は、どの相談先も5割以上が「知らない」と回答しています。



E フリースクール ヒアリング調査

日時：令和6年8月29日

ヒアリング対象者：フリースクールに通う小・中学生6人

1. 困っていることや悩み

- ・学校に行かなければいけないと思うが、行けない自分のことに悩んでいる。
- ・受験生なので、進路と勉強のこと。

1-1. 悩んでいるときに相談できる人はいるか、またそれは誰か

① 相談できる人の有無

ほとんどの子どもは相談できる人はいる

② 相談できる人は誰か

- ・フリースクールの代表の方・家族
- ・フリースクールの友達
- ・カウンセリングの先生
- ・病院の先生 等

2. フリースクールにくるきっかけや理由

- ・親が勧めてくれた。ひとりでずっと家にいたから、友だちとかしゃべる相手とか欲しかったから。
- ・学校のクラスにちょっとなじむのがしんどくなり、行く場所を探してたら、フェイスブックでこの記事をみつけて、それで行ってみたら楽しかったから。
- ・親が選んでくれた。
- ・心が落ち着くというか、気が休まるようなところだった。とにかく自分の好きなこととか、やりたいことを、いいよと認めてくれるところだったので通い始めた。

2-1. フリースクールの居心地

- ・普通にみんな気軽にしゃべれる人が多い。不登校というと暗いイメージがあるが、全然そんなことはなく、みんな明るくて楽しい。
- ・同じ境遇の子がたくさんいるので、自分が安心できた。
- ・来る前は鬱で、不登校は笑顔がない印象があったが、ここではみんなも笑っている。

3. 学校や先生に対して思うこと

- ・学校が厳しくて嫌だった。
- ・先生が、自分のことを認めてくれない。進学先についても自分がどうしてそこの学校に行きたいのか意見を聞いてもらえない。
- ・1クラスの児童や生徒の人数が多い。
- ・自分が頑張ったことを認めてくれる、一人ひとりと向き合ってくれる先生が好き、増えてほしい。
- ・同じ目線で友達みたいに接してくれる先生、怒らない先生が良い。

3-1. クラスの児童・生徒の人数は何人ぐらいが適正だと思うか

- ・20人から30人未満の意見が多く、少人数であれば、集中できたり、クラスにも馴染めたという意見があった。

3-2. 学校にいけなかつたときの思い

- ・みんな授業してるので、自分は家で一人でゲームやテレビを見ていて、休んだことについて周りがどう思っているのかとかいろいろ考えてしまい、現実逃避したくなり、精神的につらかった。
- ・友達からまた休んでいると思われていることなど現実から逃避したくなる。
- ・外出したら誰かに会うかもしれないなど周りの視線が怖く、外に出ない時期があった。

4. 彦根市にお願いしたいこと、変えていってもらいたいこと

- ・高校受験のプレッシャーをかけないでほしい。
- ・学校に自動販売機を設置。
- ・服装検査や校則が厳しすぎる。(携帯電話、スマホを学校でも禁止にしない。)
- ・先生のおかしな点は注意してほしい。
- ・給食をもっとおいしく。
- ・修学旅行私服で行けるようにしてほしい。
- ・授業で発表があるのがいやなので、やめてほしい。

5. 将来の夢

- ・スポーツ選手、お花屋さん、介護士とか保育士、香水をつくるお仕事、イルカトレーナー
花火師、海外に住みたい、は虫類カフェやふくろうカフェの店員さん、動物の殺処分なくしたい。

3 第2期計画の進捗状況の評価

第2期について、次の二つの視点に基づく点検・評価を行いました。

達成状況 評価	◇第2期計画で設定した指標について、令和5年度（2023年度）の実績値が計画値に達しているかを把握し、これを基礎データとした評価を行いました。
進捗状況 評価	◇第2期計画で掲載した施策や事業ごとに、それぞれの担当課により取組の実施状況を以下の3段階で評価し、これを基礎データとした評価を行いました。 1. 計画どおりに実施 2. 一部実施 3. 未実施

（1）達成状況評価

第2期計画の目標指標の達成状況は、以下のとおりです。 ◎は重点目標

分野と指標	現況値	目標値	実績値		
			平成30年度 (2018)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)
1 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり					
◎彦根市子ども・若者総合相談窓口（センター）の相談者数	延べ人数	590人	800人	827人	100.0% ○
	実人数	70人	100人	103人	100.0% ○
博物館体験学習参加実人数		5人	80人	87人	100.0% ○
子ども文芸作品応募数	5,093点	7,000点	6,590点	94.1%	△
図書館の未就学児の登録者数	840人	1,000人	687人	68.7%	▼
2 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり					
地域子育て支援センターの整備	3か所	4か所	4か所	100.0%	○
保育所待機児童の解消	29人	0人	1人	0.0%	△
利用児童数（2号、3号）	2,739人	3,057人	2,706人	88.5%	▼
保育士数	719人	834人	808人	96.9%	△
児童生徒の全国学力学習状況調査における正答率の全国平均との差（小学校）	-1.1%	0.6%	-0.9%	98.1%	▼
児童生徒の全国学力学習状況調査における正答率の全国平均との差（中学校）	-1.8%	0.6%	-2.9%	94.7%	▼
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（小5男子）	55.24点	56.00点	52.68点	94.1%	▼
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（小5女子）	56.30点	57.00点	52.29点	91.7%	▼
◎彦根市子ども・若者支援地域協議会実務者会議の参加団体・機関等数	31団体	40団体	39団体	97.5%	△
3 みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり					
家庭相談件数（実人数）	766件	947件	967件	100.0%	○
ひとり親家庭への就労支援による就職件数	14件	20件	8件	40.0%	▼
◎地域での子どもの居場所の整備（学べる場・子ども食堂）	9か所	24か所	27か所	100.0%	○
4 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり					
夜9時までに寝ている3歳児の割合	54.6%	59.0%	51.3%	86.9%	▼

分野と指標	現況値	目標値	実績値		
	平成30年度 (2018)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)	達成率 (%)	達成状況
むし歯のない3歳児の割合	84.7%	90.0%	92.6%	100.0%	○
小学校区単位で結成される自主防犯活動団体結成数	13団体	17団体	13団体	76.5%	□
子ども110番の家の設置数	2,069か所	2,236か所	2,067か所	92.4%	▼
◎養育支援訪問件数	1,253件	1,549件	1,490件	96.2%	△
乳児家庭全戸訪問率	98.0%	100.0%	96.4%	96.4%	▼
5 すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり					
家庭支援推進保育士の配置	11園	13園	13園	100.0%	○
就学援助認定基準の拡大	生活保護の基準の1.2倍	拡大	生活保護の基準の1.2倍	-	□
スクールソーシャルワーカーの配置	1名	2名	3名	100.0%	○
【再掲】◎地域での子どもの居場所の整備（学べる場・子ども食堂）	9か所	24か所	27か所	100.0%	○
若者の居場所の整備	2か所	3か所	4か所	100.0%	○
ひとり親家庭の子どもに対する学びと食の支援による居場所参加人数	12人	16人	10人	62.5%	▼
子育て短期支援事業受入施設数	4か所	6か所	8か所	100.0%	○
自立支援教育訓練給付・高等職業訓練促進給付金受給者数（延べ人数）	21人	52人	37人	71.2%	△
ひとり親家庭向け市営住宅の募集	1件/年間	1件/年間	1件/年間	100.0%	○
【再掲】◎彦根市子ども・若者支援地域協議会実務者会議の参加団体・機関等数	31団体	40団体	39団体	97.5%	△
◎地域資源を掘り起こし、育成する体制の構築	整備	構築	整備	-	□
6 教育・保育環境の整備					
利用者支援事業実施箇所数	2か所	2か所	2か所	100.0%	○
放課後児童クラブ受入児童数	1,393人	1,543人	1,572人	100.0%	○
【再掲】子育て短期支援事業受入施設数	4か所	6か所	8か所	100.0%	○
【再掲】乳児家庭全戸訪問の訪問割合	98.0%	100.0%	96.4%	1.0%	▼
【再掲】養育支援訪問件数	1,253件	1,549件	1,490件	96.2%	△
【再掲】地域子育て支援センターの整備	3か所	4か所	4か所	100.0%	○
保育所における一時預かり事業の実施	15園	18園	17園	94.4%	△
病児・病後児保育事業の利用人数	564人	660人	951人	100.0%	○
ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	181人	194人	154人	79.4%	▼
妊婦健康診査 受診回数	10,851回	13,300回	8,230回	61.9%	▼
計画目標値の達成率				89.8%	

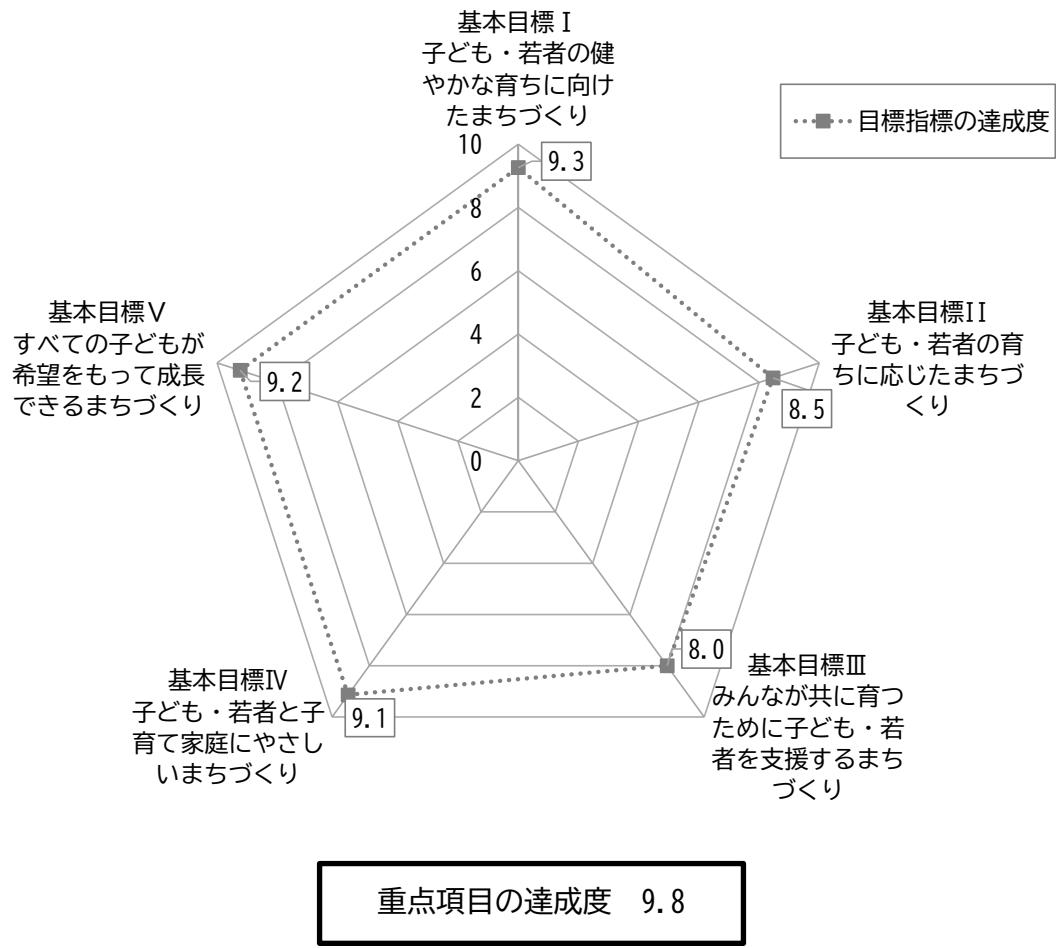
※達成率は、(令和5年度状況÷目標値)を%で表したもので。また、100%を超える場合は、100%としています。計算式が異なる場合は「-」としています。

※達成状況は、目標値が達成できた場合は○、目標値は達成できなかったが現況値よりも改善された指標は△、現況値から変更がなかった指標は□、現況値よりも後退した指標は▼としています。

基本目標別の目標指標の達成度について、100%を10点に換算すると、「基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり」が9.3で最も高くなっています。

また、7つの重点項目のうち、再掲を除き数値評価ができる4項目の達成度は、9.8と極めて高い達成率となっています。

※例：(基本目標Ⅰの目標指標の達成度 = 彦根市子ども・若者総合相談窓口の相談者数 (100%) + 彦根市子ども・若者支援地域協議会実務者会議の参加団体・機関等数 (97.5%) + 地域での子どもの居場所の整備 (学べる場・子ども食堂) (100%) + 養育支援訪問件数 (96.2%)) ÷ 4 × 10 = 9.8



(2) 施策の進捗評価

① 基本目標の進捗評価

【参考】「取組の進捗度」の基準

○具体的な評価にあたっては、すべての施策・事業の取組について3つの評価基準で点数化。

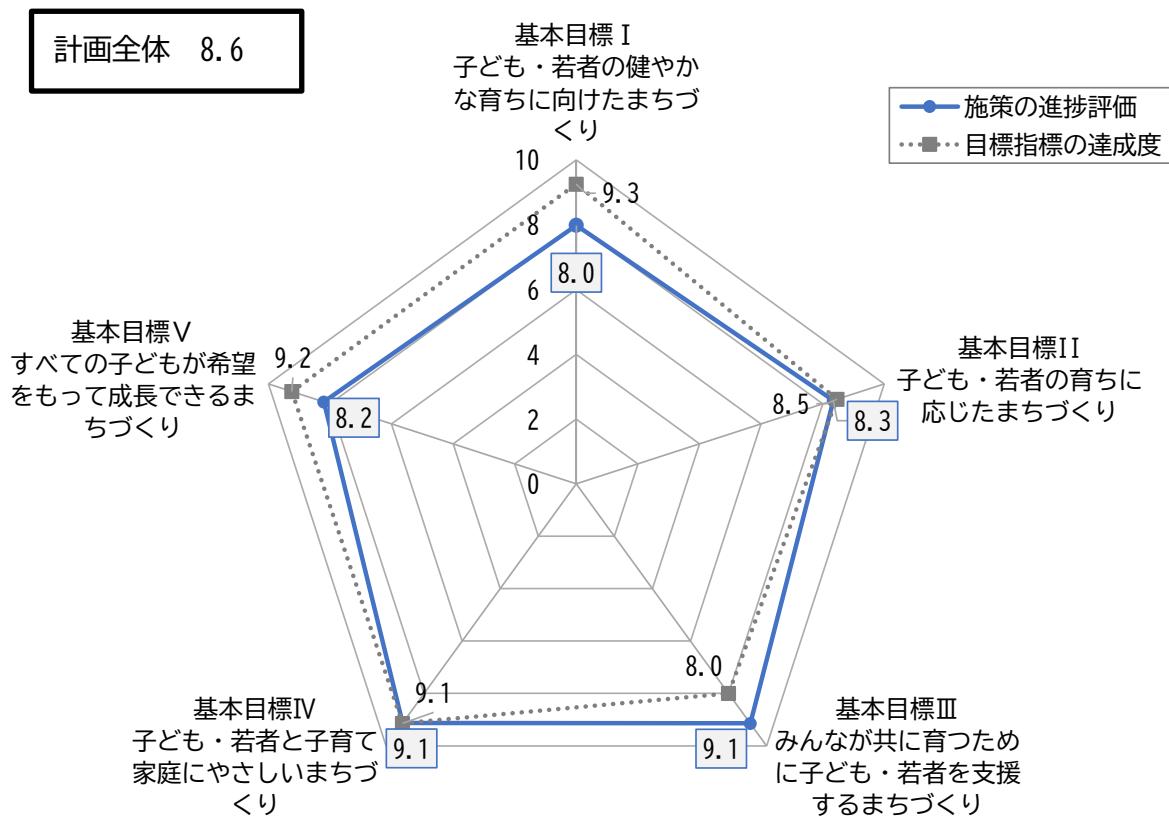
※ 1 : 計画通りに実施 = 10点 2 : 一部実施 = 5点 3 : 未実施 = 0点

○さらに、5つの基本目標や16の基本施策といった、上位の枠組みごとに平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。

第2期計画全体の評価は8.6となり、概ね計画どおりの進捗であると評価できます。

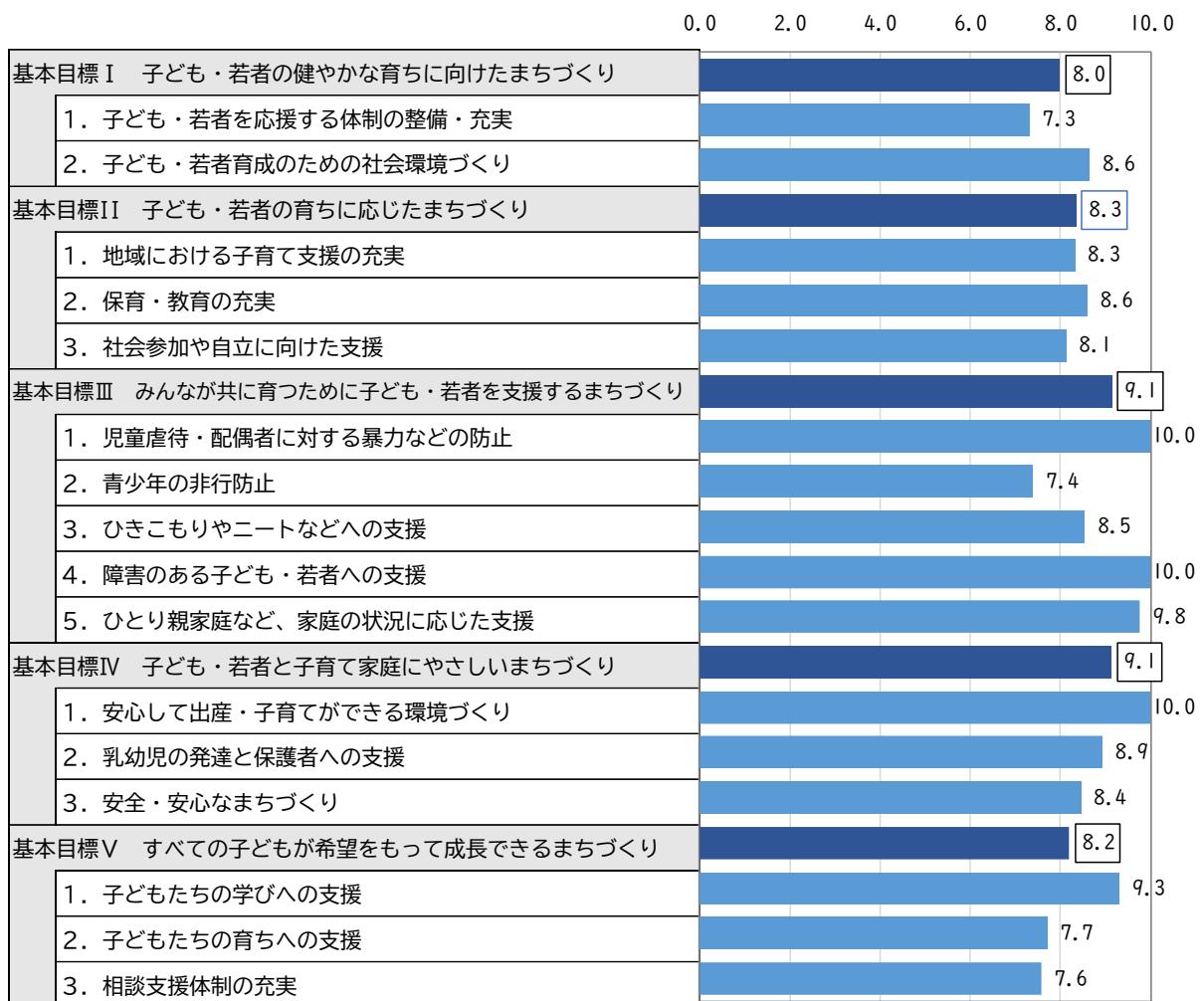
基本目標ごとに見ると、最も評価が高いのは「基本目標Ⅲ みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり」と「基本目標Ⅳ 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり」が9.1となっています。

目標指標の達成度との関係性を見ると、目標指標の達成度が9.3と最も高い「基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり」は、進捗評価が最も低い8.0となっています。



② 基本施策の進捗評価

基本目標と基本施策ごとの評価結果は以下のとおりです。



基本施策の評価については、最も低い施策は、「基本目標I 1. 子ども・若者を応援する体制の整備・充実」の7.3点となっています。

4 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く課題

本計画の策定にあたり、統計データや令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）にかけて実施した「子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識調査」の結果に基づく市民のニーズ等を踏まえ、本市の子どもや子育て家庭を取り巻く課題を整理しました。

課題1 妊娠、出産、育児期までの切れ目のない支援体制の構築

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近に相談できる相手がいないなど、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向があります。本市の6歳未満の子どものいる世帯も、8割以上が核家族世帯となっています。

就学前児童、小学生児童調査では、『不安や負担を感じる』が就学前では55.2%、小学生では55.9%と多くなっています。また、子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手や場所については、「いない／ない」が、就学前では3.6%、小学生では4.4%見られます。子育て支援情報のさらなる充実や気軽に相談できる体制づくりなどを求める意見が出されています。

妊娠中から産後までの期間は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自信がもてなくなったりするなど母親の孤立化等のリスクが高まる傾向が見られます。育児に対する困難感や不安感等が高い母親を早期に発見・支援していくため、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組みの構築が求められています。

課題2 子育て家庭が安心して子育てできる環境の整備

本市の有配偶の女性の就業率は、全国や県に比べ高くなっています。就学前児童調査からも、保育ニーズの高まりがうかがえ、一時預かりまたは緊急時のサポートなどを求める意見も多く、様々な状況に応じたサービスの提供が求められます。

乳幼児期は心身の発達に大きな影響を与える時期であることから、良好な保育環境において、子どもの発達段階に応じた遊びや保育、学びへの支援などが行われるよう取組を進めるとともに、子どもと直接関わる幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図り、教育・保育の質を高めていく必要があります。

就学前児童、小学生児童調査では、就学前児童の保護者の4割、小学生保護者の両親ともフルタイムの世帯では、7割が低学年のうち放課後を放課後児童クラブで過ごさせたいと考えており、小学生保護者は、前回（平成30年度（2018年度）調査）に比べ大きく増加しています。

また、子どもの意識調査からは、9割以上が安心できる場所があると回答していますが、学校以外の居場所施設については、福祉センターや図書館などの施設以外は4割以上が知らない状況で、「いつでも自由に行ける」「歩いて（自転車で）行ける場所にある」居場所が求められています。

心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育むためにも、すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所をもつことができるよう、子どもたちの意見を聞きながら地域・社会全体で支えていくことが必要です。

また、近年子どもが巻き込まれる事件・事故が多発している状況の中で、すべての子どもが安全・

安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後等の子どもの居場所の確保や、地域の協力を得ながら様々な人々とふれあいつつ成長できるような環境づくりを行っていく必要があります。

課題3　すべての子ども・若者の健やかな成長を支援

子どもの貧困、いじめ問題、虐待や自殺など、子どもを取り巻く状況は複雑になっています。

また、市の不登校児童数は、全国や滋賀県の割合に比べ高く、年々増加しており、施策の進捗も不十分な状況が見られます。

フリースクールでのヒアリング調査では、不登校のきっかけは、現在の学校への息苦しさ、その蓄積が主な要因であることがわかりました。こうした背景から、誰一人取り残されない学びの保障のためにも、不登校児童生徒等の早期発見・早期支援や学びの継続が重要です。

子どもの意識調査では、自分の性格や存在に自信がないなどの悩みが第2位の意見となっています。自己肯定感は、子どもが将来様々な困難や問題を乗り越える力を蓄える土台となります。自己肯定感・自己有用感の向上のため、学校や家庭などで、周りの大人が認めることにより、成功体験を感じさせるという一連の取組を継続的に行い、子どもたちの発達段階に応じた対応が重要です。

若者の意識調査では、将来には夢も希望もない若者が増えており、自らの将来を創り出す力を培う手法が課題となります。

困りごとがある割合は減っているものの、悩みがあっても相談しない割合は増加しており、若者の悩みや心配ごと、困っていることに対応していくために必要だと思う相談体制については、「親身に聴いてくれる相談体制」や「無料で相談できる相談体制」が求められています。

子どもの意識調査においても、3割以上は悩みや困っていることがあるとなっていますが、悩みや困っていることを「相談する（したい）人はいない」子どもも1割程度見られます。

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」の実現のためにも、すべての子どもたちが幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、学校教育をはじめ、健康、就職など様々な分野で、普段から子どもたちを注意深く見守ることや積極的に子どもたちに聞き取りを行い、幸せの阻害要因となる悩みをつけ、ライフステージ別の切れ目のない相談や支援を総合的に行うことが重要です。

課題4　特別な配慮を必要とする子どもと家庭への支援

子どもの生活に関する調査では、生活困難世帯において、基本的な生活習慣である「朝食を食べる頻度」「起床・就寝時間」「病院の受診」などが、その他の世帯の子どもに比べ、できていない状況が見られます。そのため困難を抱えている家庭の子どもをはじめ、すべての子どもの健やかな成長を支えるため、学校等、子どもの所属機関を窓口とした関係機関との連携により、相談体制を充実させ、育ちの支援に取り組む必要があります。

また、何らかの生活困難を抱える世帯では、習い事など学校以外の学びの機会についてもそれ以外の世帯の子どもと比較して少ない結果が出ており、保護者が希望する学歴についても、大学等への進学を希望する割合は、その他の世帯に比べ低い状況が見られます。家庭環境や経済的な状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけ、学習ができる環境づくりや、希望に応じた進学ができるよう相談や学習支援、経済的支援が必要です。

課題5 子ども・若者の権利の尊重

本市における児童虐待の通告受理件数は、年度により増減はありますが、概ね50件程度となっております。また、いじめについては、「子どもの意識調査」からは、差別やいじめをなくして欲しいという意見や将来の彦根市はいじめやハラスメントのない社会をめざすという意見が多く見られます。

虐待やいじめなどは子どもの権利侵害であるという認識を周知し、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したりすることなく、安全に安心して暮らすことができる体制づくりが重要です。

本市で、令和4年度（2022年度）に実施した「小・中学生の生活に関する調査」からは、週3日以上お世話している家族がいる小・中学生は1割弱となっており、学校の欠席、遅刻・早退などをする割合のほか、宿題ができていなかったり、忘れ物が多くなったりする割合が高くなっているなど、生活等への影響が見られました。また、お世話そのものの支援よりも、寄り添う支援が求められています。

そのため、福祉・介護・教育等、様々な観点からのフォローや対応に係る周知や啓発を行っていくことで、早期発見の上、適切な支援につなげていく体制を構築する必要があります。

子どもの意識調査では、幸福度は、全体では「とても幸せ」と「どちらかといえば幸せ」を合わせた『幸せ』は82.7%と高くなっています。しかし、1割未満程度と少ないながらも、『不幸』と感じている子どもがいます。

自分の家庭の満足度は、「とても満足している」と「どちらかといふと満足している」を合わせた『満足』が85.0%となっていますが、「どちらかといえば満足していない」「まったく満足していない」を合わせて、6.6%が自分の家庭に満足していないことがわかります。また、幸福度と家庭の満足度は相関関係が見られ、家庭への満足度が子どもの幸せにとって重要な要素となっていることがうかがえます。

子どもの幸せのためには、子どものみでなく、子どもを取り巻く家庭環境や親子間の適切な関係性の構築をサポートしていくことなど、家族全体に対する包括的な支援を行っていくことが重要であり、子どもにとって家庭が居心地の良い空間となるための家庭へのサービス・働きかけが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすまちの姿

子ども・若者は次の時代を担うかけがえのない存在であり、将来の彦根市に新たな活力を生み出す非常に大切な存在です。

こども基本法およびこども大綱では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、子ども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが求められています。

本計画では、次代の社会を担うすべての子ども・若者が、権利を擁護されながら健やかに成長し、置かれている環境等に関わらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会を実現するため、この計画の推進を通じて実現をめざす将来のまちの姿として、第2期計画の基本理念である「子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢をみんなで応援するまち ひこね」を継承し、これまで以上に、家庭や地域、保育所・幼稚園、学校、事業所などが子ども・若者の視点に立ち、その権利を十分尊重した上で、子ども・若者を支える社会を構築していきます。

【めざすまちの姿】

子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢を
みんなで応援するまち ひこね

【計画の全体像】

めざすまちの姿

子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢をみんなで応援するまち ひこね



3つの基本的な視点



基本目標

- I 安心して子どもを産み育てができる環境づくり
- II すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり
- III すべての子ども・若者が大切にされ、幸せに暮らせるまちづくり
- IV 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり

2 基本的な視点

基本的な視点とは、めざすまちの姿の実現に向けて、それぞれの施策や具体的な取組を実行していくときに常に常にもつべき考え方であり、本計画では次の3つの視点から、各種施策に取り組みます。

視点1 子ども・若者の権利、最善の利益が尊重され自分らしく幸せに生活できる視点

子ども・若者を権利の主体として認識し、「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」や「こども基本法」の理念を尊重し、すべての子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、日頃から子どもの声に耳を傾け、子どものこころに寄り添いながら支援を行います。

視点2 子ども・若者や子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援する視点

子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、社会全体でライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

子どもが健やかで安全・安心に成長できる子育て支援や環境づくりに取り組みます。

視点3 子ども・若者が将来に希望をもてるよう支援する視点

多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って、就労、結婚、子育てを含め自分が望む人生を実現できるよう取り組むとともに、若い世代の生活基盤の安定を図ります。

3 基本目標

めざすまちの姿の実現に向け、次の4つの基本目標を定め、諸施策の取組を推進します。

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

福祉・保健・医療の関係機関などとの連携により、妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような保健医療の提供体制を整備します。

学齢期・思春期の子どもたちが、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、こころと身体のバランスのとれた成長を促すために、家庭と連携した保健教育を推進します。

また、固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、男女ともに仕事と家庭・子育ての両立を支援する地域づくりを進めます。

基本目標Ⅱ すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり

すべての子ども・若者が、社会的に自立し、希望をもって活躍していく社会の実現のため、一人ひとりの子ども・若者の確かな学力や豊かな人間性、健康と体力などの向上に努め、生きる力の育成を支援します。

また、自分の生き方や進路を主体的に考えて選択し、社会の一員としての自覚をもって職業的に自立し、将来の生活を見通せるよう支援します。

ひきこもりやニートと呼ばれる状態、生活困窮などに陥った若者の複雑化・深刻化する問題や悩みに対して、柔軟に対応できる相談支援を充実します。

基本目標Ⅲ すべての子ども・若者が大切にされ、幸せに暮らせるまちづくり

すべての子ども・若者の最善の利益が実現されるよう、子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障します。そのため、子ども・若者が成長・発達に応じて意見を表明し、社会参画できるよう、意見形成を支援し、意見を表明しやすい環境を整えます。

貧困、虐待、いじめ等、困難な状況に置かれている子どもや若者、子育て世帯を誰一人取り残さず、良好な成育環境を確保しすべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにきめ細やかな支援を行います。

さらに、子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されず、子ども一人ひとりが自分の将来に希望がもてる社会の実現をめざして、子どもの貧困対策に社会全体で取り組みます。

基本目標Ⅳ 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり

子どもの発達と学びの連続性をもたせ、ライフステージに応じた子育て支援を展開するとともに、子どもや子育て家庭、若者の情報提供や相談支援の充実に向けて、相談窓口の活用の促進や支援体制の機能強化を図ります。

子ども・若者や子育て家庭が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぎ、安心して快適に暮らすことができるよう、家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、身近な地域においてすべての子どもや子育てを見守り、支え合うための包括的ネットワークを構築します。

みんなに応援されて育った子どもたちが、将来、地域社会に芽生える新しい命を応援する若者・大人に成長していくよう、支え合い・助け合いの輪が広がるまちづくりをめざします。

基本目標と各計画の対応関係

基本目標I 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

⇒「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画」「次世代育成支援行動計画」「こども計画」

基本目標II すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり

⇒「子ども・子育て支援事業計画」「市町村子ども・若者計画」「次世代育成支援行動計画」「こども計画」

基本目標III すべての子ども・若者が大切にされ、幸せに暮らせるまちづくり

⇒「次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」「子ども・子育て支援事業計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」「子どもの貧困対策計画」「こども計画」

基本目標IV 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり

⇒「次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」「子ども・子育て支援事業計画」「こども計画」

4 施策体系

基本目標		基本施策	施策の方向
子どもの誕生前から幼児期（学童期・思春期）	I 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	1. 安心して出産・子育てができる環境づくり 2. 親子の健康への支援 3. 共働き・共育ての推進	①妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援 ②身近で安心できる医療の充実 ①乳幼児の発達への支援 ②保護者への支援 ③学齢期・思春期のこころと身体の健康づくり ①家庭・企業・事業所に対する啓発
幼児期・学童期・思春期・青年期	II すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり	1. 幼児期の教育・保育の充実 2. 学校教育の充実 3. 次世代の子どもたちの健全育成支援 4. 社会参加や自立に向けた支援	①就学前の教育・保育の充実 ②教育・保育環境の整備 ③多様な保育サービスの充実 ①確かな学力の育成 ②学校教育環境の整備 ③子どもの生きる力の育成に向けた教育の充実 ①放課後児童クラブの充実 ②図書館などの充実 ①子ども・若者への就労支援の充実 ②社会参加や自立に向けた意識づくり ③ひきこもりへの支援 ④ニート・フリーターへの支援
すべての成長過程	III すべての子ども・若者が大切にされ、幸せに暮らせるまちづくり	1. 児童虐待・配偶者に対する暴力などの防止 2. 青少年の非行防止 3. 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実 4. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 5. いじめや不登校等への対応 6. 子どもの権利を保障する取組の推進	①児童虐待の防止と対応 ②配偶者に対する暴力の防止と対応 ①青少年の非行防止 ②有害環境や遊技場などへの対策 ①障害のある子ども・若者などへの支援 ②障害のある子どもへの発達支援 ③外国にルーツをもつ子ども・若者、その家族への支援 ④ヤングケアラーへの支援 ①子どもの貧困問題への対応 ②ひとり親家庭への支援 ③子育ての経済的負担への支援 ①いじめなど問題行動への対応 ②不登校への支援 ①子どもの社会参画や意見表明の機会の充実 ②すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取組の推進
すべての成長過程	IV 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり	1. 子ども・若者を応援する体制の整備・充実 2. 子ども・若者育成のための環境づくり 3. 地域における子育て支援の充実	①子ども・若者支援のネットワークづくり ②家庭と子ども・若者を応援する地域づくり ③みんなで子ども・若者を育てるまちづくり ④相談体制の整備・充実 ⑤市民への周知・啓発 ①安全・安心な地域づくり ②子どもたちの居場所づくり ①情報提供体制の充実 ②家庭・地域の子育て力の向上

第4章 施策の展開

※本計画に記載されている子どもの声・市民の声は、原文のまま掲載しています。

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

【目標指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
妊娠・出産について満足している者の割合	81.8%	85.0%
地域における子育て環境や支援についての保護者の満足度（5点満点）	就学前 2.78点 小学生 2.80点	3.3点
彦根市は子育てしやすいところだと思う保護者の割合	就学前 40.3% 小学生 36.2%	就学前 45.0% 小学生 42.0%

【活動指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
夜9時までに寝ている3歳児の割合	51.3%	59.0%

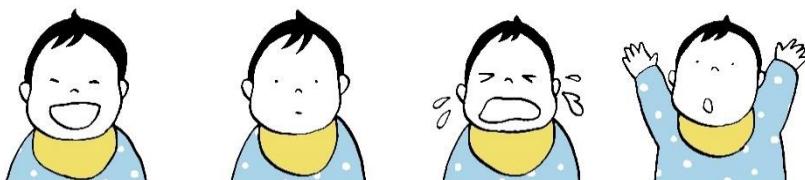
1 安心して出産・子育てができる環境づくり

【市民の声】

- 出産できるクリニックが減ったと聞きます。それに合わせて助産師の紹介もなくなったと聞きました。問い合わせや自分で調べないとわからない上に、出産できる場が極端に少ないことは産みにくい町だと思うので改善して欲しい。（就学前児童調査）
- 休日に受診できる病院がない。小児科の数を増やして欲しい。クリニックは3つほどあるみたいですが、いつもどこもいっぱいです、なかなか予約がとれない。（就学前児童調査）
- 就学前児童調査の集計結果では、彦根市のこれからの子育て支援施策として、3割以上の就学前児童の保護者は産後ケアサービスの充実に期待しています。

【取組の方向性】

- 福祉・保健・医療の関係機関などとの連携により、母子保健サービスの充実を図るとともに、身近で安心して出産や養育ができる生活環境を整備します。



①妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援

施 策	内 容
【1】 妊娠期からの切れ目のない伴走型支援	妊娠期から切れ目のない伴走型相談支援を継続し、出生後は新生児訪問や乳幼児健康診査や各種相談などを通じて、育児や子育てに悩む人への相談支援を行います。また、(仮称)彦根市こども家庭センターをはじめとした各関係機関の体制充実および連携強化を図ります。
【2】 母子健康手帳の交付・活用	母子健康手帳交付の面談時に妊娠・出産・育児についてのパンフレット等を用いて情報提供を行います。面談では、安心・安全なお産が迎えられるよう、睡眠や食生活、喫煙や飲酒をやめること、歯科健診の重要性などについて啓発します。
【3】 妊産婦健康診査の実施	妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認し、妊娠期の異常の早期発見や適切な指導を行う妊婦健康診査を実施し、妊婦が安心して妊娠・出産ができるように支援します。併せて、産後間もない時期の産婦の心身の健康状態を確認するため、産婦健康診査を実施し、産後の母子に対する支援を行います。
【4】 個別相談、個別訪問の充実	妊娠、出産、子育て期のすべての保護者等が気軽に悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面談など相談体制の充実を図ります。また、必要に応じて保健師や助産師などによる訪問指導や訪問支援が受けられる体制の充実を図ります。
【5】 支援が必要な妊産婦への対応とフォローの充実	こころや身体の健康面で問題を抱える保護者への早期対応とフォローのため、医療機関や関係機関との連携を強化します。また、産後ケア事業により、医療機関等において、出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児サポート等の支援を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。
【6】 不妊・不育に悩む人への支援	誰もが安心して不妊や不育症の検査や治療ができるよう不妊や不育の相談事業を行う不妊専門相談センターを周知し、利用促進を図ります。また、不妊に悩む方に対し、不育症の検査および治療に係る経済的負担の軽減を図ります。

②身近で安心できる医療の充実

施策	内容
【1】 定期的な会議、情報交換による連携	地域医療体制の確保・充実を図りつつ、医療機関との連携を強化するため、会議や情報交換の機会を積極的に設けます。
【2】 休日・夜間診療の維持	関係機関との協議、調整により、休日・夜間診療が維持できるよう働きかけます。
【3】 小児救急医療体制の維持	病院に勤務する小児科専門医などが不足し、小児科救急医療体制の確保が困難な中、関係機関との協議や調整を図り、その体制の維持に努めます。

2 親子の健康への支援

【市民の声】

- 健康診断の際に、専門家との面談、保育園や学校などに子育ての専門家に来てもらって、子どもと親との三者面談によるアドバイスが欲しい。（就学前児童調査）
- 母は産後から健康診断を受けられていないので子ども連れでも受けられる環境や託児サービスがあれば良いと思う。（就学前児童調査）

【取組の方向性】

- 乳幼児期から青年期まで、親と子どもが心身ともに健やかに育つため、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行います。
- 学齢期・思春期の子どもたちが、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、こころと身体のバランスのとれた成長を促すために、家庭と連携した保健教育を推進します。

①乳幼児の発達への支援

施策	内容
【1】 新生児訪問、乳幼児健康診査などでの早期発見	助産師、保健師による妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児健康診査などを通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関による支援のコーディネートを行います。
【2】 乳幼児健康診査の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健康診査および歯科健診について受診を促すとともに、市民のニーズ把握や育児不安の軽減に努めるため充実を図ります。
【3】 予防接種の推進	子どもを疾病から守るため、引き続き正しい知識の普及や適切な接種時期の啓発を行い、接種率向上を図ります。
【4】 発達を支援する教室の充実	乳幼児の心身発達の支援や親子のふれあいを育む育児指導を行う、各種教室の内容を充実します。
【5】 個別相談、個別訪問の充実	心身発達の支援のため、保健師、管理栄養士、発達相談員などが、専門的立場で発育・発達・育児などについての適切なアドバイスを行い、個別相談の充実を図ります。また、支援を必要とする子育て家庭が増加傾向にあることを踏まえ、乳幼児健康診査の未受診児や要支援児をはじめとした、支援が必要な乳幼児や保護者について個別訪問の充実を図ります。

②保護者への支援

施策	内容
【1】 乳児家庭への訪問	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。
【2】 保健指導の充実	子育て期の保護者に対して、食生活や生活リズム、う歯予防などの生活習慣の見直しや子どもの健全な発育を支援するため、個別指導、健康教室、健康診査などあらゆる機会を通して啓発・指導の充実を図ります。
【3】 精神面のフォローの充実	保護者が子育てにおけるストレスや悩みを解消でき、積極的に子育てができるよう支援します。また、産後うつ病の早期発見・対応のため、新生児訪問などでエジンバラ質問票などのツールを活用し、精神面でのフォローアップ体制の充実を図ります。
【4】 支援の必要な保護者への対応	外国籍の保護者やひとり親家庭、極低出生体重児や障害のある子どものいる家庭など、細やかな支援が必要と思われる保護者に対し、訪問や相談を通じて個別に対応し、関係機関と連携し支援します。
【5】 保護者の健康面に対する専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる健康相談や訪問指導を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。

③学齢期・思春期のこころと身体の健康づくり

施策	内容
【1】 こどもすこやか21の周知・啓発	規則正しい生活習慣への啓発を行うとともに、子どもたちの健康づくりのための指標を定め、計画的に取り組みます。
【2】 性に関する指導と知識の普及	生命の大切さなどを含めた、体系的な性に関する指導を学校において推進します。また、避妊や性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。
【3】 健康管理と生活習慣指導	養護教諭と保健師などとの連携体制を確立し、学校保健の充実を図るとともに、子ども自身が健康の増進を図るために、栄養や運動、生活リズムに関する教育を進めます。
【4】 命の大切さや妊娠、出産の正しい知識の普及啓発	中学校保健体育・小学校体育保健領域や学級活動などで、命の大切さについて学習します。また、学校における性に関する指導を充実し、児童・生徒が思春期におけるこころと身体の発達について理解し、性と生命を尊重する気持ちを育成します。

施策	内容
【5】 適切な栄養の摂取 による健康の保持増進	保育所対象に、毎月、給食標準モデル献立表を作成するとともに、簡単クッキングを通じて、食育の推進を図ります。また、乳幼児健康診査や乳幼児個別相談、栄養相談では、大人も含めた個々のライフスタイルに応じた食生活の改善につながる指導を行います。 小・中学校では、学校給食において栄養バランスのとれた食事を提供します。
【6】 望ましい食習慣や 生活習慣を形成する ための啓発	各保育所等を訪問し、栄養指導を行い、食習慣や生活習慣を整えるための啓発を行います。また、乳幼児健康診査などの様々な機会を活用し望ましい生活習慣について継続的に啓発します。小・中学校では、保護者や学校医などが、医療機関や学校と連携を図りながら、生活習慣病予防対策事業の取組を進めます。
【7】 喫煙・飲酒・薬物対策	タバコやアルコールの害についての教育を強化します。また、覚醒剤や薬物乱用の害についての指導を徹底強化します。



3 共働き・共育ての推進

【市民の声】

- 就学前児童調査の集計結果では、父親の育児休業の取得状況は 16.6%で、前回調査の 4.7%から大幅に増加しています。しかし、取得していない理由は、半数近くが「仕事が忙しかったから」となっています。
- 両親ともにフルタイムで働くには保育園や現状の放課後児童クラブだけでは不十分だと感じることが多々ある。(小学生児童調査)

【取組の方向性】

- 固定的な性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、男女ともに仕事と家庭・子育ての両立を支援する地域づくりを進めます。

①家庭・企業・事業所に対する啓発

施策	内容
【1】 家族の育児参画を促すための支援	妊婦やその家族が妊娠・出産・育児などについて学び、親としての自覚を高め、家族の育児参画を促すため、妊娠期から伴走型相談支援を実施します。
【2】 制度の普及・啓発	就労と子育てを両立できる環境づくりを促進するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進、労働時間短縮、フレックスタイム制などの柔軟な働き方の導入、男性の育児休業を含むその他の休暇の円滑な取得など、市広報やセミナー、相談支援などあらゆる機会を通じ、市民・企業に対して情報提供、啓発活動を行います。
【3】 仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりの促進	従業員の多様な働き方に理解を示し、従業員が働き続けやすい職場環境を整えるため、「イクボス宣言」の取組の啓発を行います。 また、女性の能力を活用している場合はもとより、仕事と家庭の両立を支援、働きやすい職場づくり等積極的な取組を行っている企業等を、男女共同参画推進事業者として表彰し、併せて、広報ひこねや市のホームページなどで公表します。



基本目標Ⅱ すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり

【目標指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
児童生徒の学校満足度	89.5%	90.0%
自分の将来について希望がある若者の割合	49.7%	55.0%

【活動指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
図書館における児童図書の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども一人当たり)	18.8 冊	22.0 冊
保育所待機児童の解消（4月1日時点）	1人	0人
教育・保育利用児童数（2号・3号）	2,706 人	3,000 人

1 幼児期の教育・保育の充実

【市民の声】

- 教育施設の老朽化も気になります。教育や子育てに予算をつけて、所得制限をなくしたり、教育の施設を新しくしたり人を増やしたりなどしてくださることを期待しています。（小学生児童調査）
- 集団生活に慣れさせ、家庭ではできない教育を受けさせたい。友達とたくさん遊ばせたい。身の回りのことを自分でやる練習をして欲しい。（就学前児童調査）
- ここ2年ほどで支援が急速に進んでいて、とてもありがたいと感じる。（就学前児童調査）

【取組の方向性】

- 子どもが豊かな感性をもち、心身ともに健やかに成長できるよう、就学前の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を適切に提供します。
- 保護者の働き方、生活スタイル、家族形態の多様化に柔軟に対応できるよう、きめ細かな地域の子育て支援サービスを提供します。



①就学前の教育・保育の充実

施 策	内 容
【1】 教育・保育の充実	保育士等の資質向上をめざし、市内保育施設すべてを対象に各種研修を開催し研鑽を図ります。 公立園、民間園、保育所や幼稚園など、どこに在籍していても質の高い保育・教育が受けられるよう、「彦根市幼児教育カリキュラム」の検証を行い内容の充実を図ります。
【2】 小学校との連携	令和4年～令和6年に城東小学校区で取り組んだ「架け橋プログラム」での成果をもとに、保幼小連携の会を通じ学校区ごとに接続期カリキュラムの見直しを適宜行い、保育所・幼稚園・こども園と小学校との接続のさらなる推進を図ります。
【3】 人権教育・保育の推進	保育所・幼稚園・こども園などにおいて、人権を大切にするこころを育てる教育・保育の実践を推進します。
【4】 保育士・幼稚園教諭の 人材確保	高校生等の「保育体験」を開催し保育士をめざすきっかけづくりや、「求人情報登録制度」による潜在保育士の就職に向けた就労支援等を行い、保育人材確保を図ります。 また「管理職マネジメント研修」をはじめとするステージ研修を行い、保育者すべての専門性と感覚のスキルアップを図り、安心して勤められる持続可能な職場環境づくりを行います。

②教育・保育環境の整備

施 策	内 容
【1】 保育所・こども園の 施設整備	減少する1号ニーズと増加する2・3号ニーズへの対応と、保育施設の老朽化対策として公立幼稚園の再編とこども園化を進めます。また、民間保育所等においては、安心・安全な保育環境の維持をめざし、長寿命化を見据えた老朽化対策への支援を行います。

③多様な保育サービスの充実

施 策	内 容
【1】 地域子ども・子育て支 援事業の充実	すべての子育て家庭を支援するため、未就学児の保護者が利用できる「一時預かり保育」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」や保護者の就労、疾病等の理由により利用できる「病児・病後児保育」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

2 学校教育の充実

【子どもの声】

- 今やるべきことを一生懸命して、将来大人になって働くときに国や地域のためになることをしたいです。(子どもの意識調査)
- 勉強を頑張って、将来困らないようにしたいです。(子どもの意識調査)
- トイレをきれいにしてほしいです。(子どもの意識調査)
- 教室の黒板は、ホワイトボードがいいです。黒板は発表するとき書きにくいです。(子どもの意識調査)

【市民の声】

- 学校が、塾に行かなくても十分学力がつき、またいろいろな体験のできる教育現場になって欲しい。(子どもの生活に関する調査)
- 教育の支援は、保・幼稚園、小学校、中学校を、卒業したら終わり、というのではなく、継続した校種間の連絡、連携が大事と考える。(子どもの生活に関する調査)

【取組の方向性】

- 子どもたちの「生きる力」を育成するために、個々に応じた指導の充実を図り、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能の習得に努めます。
- 豊かな人間性を育むため、自然体験などの体験活動の充実を図ります。
- たくましい身体を育むために、基本的な生活習慣の定着と「食」の大切さの理解や、運動に親しみ、身体を鍛えることを奨める教育を推進します。

①確かな学力の育成

施 策	内 容
【1】 学校教育における 学力保障	学力保障のための少人数の指導など、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を各校で実施します。
【2】 学力補充教室の拡充	各小・中学校の状況に応じて、希望者に学力向上に向けた補充学習を実施します。

②学校教育環境の整備

施 策	内 容
【1】 教職員の連携・研修や 情報交換	教育指導の方法・内容の改善策など、教職員が互いの連携のもとに問題解決に速やかに取り組めるよう、研修機会の充実や情報交換の場づくりを進めます。
【2】 子ども読書活動の推進	子どもの読書環境の整備、読書活動への支援を図ります。また、学校図書館図書の蔵書の充実を図ります。

施 策	内 容
【3】 家庭・地域への啓発	時代の変化に柔軟に対応し、学び続けるために重要な「非認知能力」を身につけることをめざして、「ひこねっこ こころそだての6か条」を新たに提言し、学校・園等と家庭・地域が一体となった取組を推進していきます。
【4】 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる学校支援	スクールソーシャルワーカーの配置・派遣を拡充し、児童・生徒や保護者、教職員を支援するとともに、スクールカウンセラーを各学校に派遣し、児童・生徒のこころの問題の解決に取り組みます。
【5】 地域学校協働本部事業の推進	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動を通じ、地域の教育力の向上を図ります。
【6】 学校での安全管理体制の強化	小・中学校の安全管理体制の強化や、職員への防犯意識の向上を図ります。また、子どもたちの発達段階に応じた安全教育を推進します。
【7】 学校教育施設の整備	彦根市学校施設等適正管理計画に基づき、小・中学校において老朽化対策として各所改修を行い、教育環境の充実をめざします。

③子どもの生きる力の育成に向けた教育の充実

施 策	内 容
【1】 学校教育の充実	自立して学び続ける学習者の育成をめざし、学校、家庭、地域が連携して協働的な学びを実現し、個に応じた多様な教育、国際理解教育や英語教育、多文化共生教育、福祉教育・学習、人権教育を推進することで、未来を生き抜くために必要な「生きる力」を育みます。
【2】 学校教育の場での体験の充実	児童生徒の体育活動の振興を図るため、各種体育行事（大会）への選手派遣に対し補助を行うとともに、各中学校部活動に対する支援を行います。また、文化庁や県・市が実施する芸術体験事業を周知し、子どもたちが体験する機会を提供します。
【3】 自然体験学習の推進	琵琶湖岸や河川、里山の多様な動植物にふれる自然体験学習を推進し、本市の自然環境の保全を担う未来の人材を育成します。
【4】 食育の推進	「ひこね元気計画21（第4次）」に基づき、健康教室や保育所・幼稚園・こども園・学校等を通じて保護者や子ども自身に対し食育を推進します。また、子どもが食に関して学ぶ機会を提供し、関係者が互いに連携しながら取組を進め、地域や家庭などで実践につながることをめざします。
【5】 休日部活動の地域移行	中学校における休日部活動の段階的な地域移行を推進し、学校と社会・地域が連携して生徒のニーズに応じたスポーツ・文化活動機会の提供について、市として検討します。

施 策	内 容
【6】 スポーツ大会などの機会の充実	近年の青少年は体力低下傾向にあることから、スポーツ・レクリエーション大会、学区スポーツ大会などに、子どもたちが気軽に参加できるよう、機会の充実を図ります。
【7】 文化芸術にふれる機会の充実	子ども・若者が文化・芸術を発表する機会や上質な芸術にふれあう機会の充実を図り、未来の彦根の文化芸術活動をリードできる人材を育成します。また、日本の伝統文化、芸術に親しむきっかけづくりとして、指定管理者の自主事業に体験型事業の実施を求める。

3 次世代の子どもたちの健全育成支援

【子どもの声】

○きれいで過ごしやすい静かな図書館を広範囲にもっとたくさんつくって欲しい。
(子どもの意識調査)

【市民の声】

○図書館の閉館時間を繰り下げるとかして、仕事が終わってからも利用できるようにしてほしい。(小学生児童調査)
○小学生低学年のうちは、学校が終わってから過ごす時間が長い場所では教育的なことが行われる場所があってほしいと思います。(小学生児童調査)

【取組の方向性】

○地域社会の中で、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所となる放課後児童クラブや図書館などの公共施設の整備・充実を図ります。

①放課後児童クラブの充実

施 策	内 容
【1】 放課後児童クラブの内容充実	希望するすべての児童が利用でき、児童および保護者が安全かつ効率的に利用できるように、学校をはじめとする関係機関との連携による適切な児童支援にて、放課後等の子どもたちの遊び・生活の支援を行います。また、特色ある保育にも取り組むことで児童の健全な成長を見守り、内容の充実に努めます。

②図書館などの充実

施 策	内 容
【1】 図書館や地域文庫の充実	生涯学習の拠点施設として、図書館に対するニーズの高度化・多様化に応え、図書や情報を収集・整理・提供できるよう、資料と専門職員の充実を図るとともに、新たに旧ひこね燐ばれすを(仮称)図書館中部館とする再整備事業を進め、図書館サービスの向上に努めます。また、図書館から遠い地域や子どもたちに、本を読む楽しさを伝えるため、動く図書館「たちはばな号」による図書の貸出や地域文庫活動の支援を行います。

施 策	内 容
【2】 地域総合センターの充実	各種子育て支援事業や相談業務などを通じて、子育て家庭の交流や親子のふれあいを促進するなど、地域総合センターの設備や事業の充実を図ります。
【3】 公民館の充実	生涯学習の拠点施設として市民の多様な活動を支援するとともに、地域の子どもや若者が公民館に集えるような活動に取り組みます。

4 社会参加や自立に向けた支援

【子どもの声】

- 今やるべきことを一生懸命して、将来大人になって働くときに国や地域のためになることをしたいです。(子どもの意識調査)
- 将来に環境をよくするためにごみ拾いやボランティア活動を活発的に行うことができると思います。(子どもの意識調査)

【若者の声】

- 若者調査の集計結果では、将来の夢や希望については、「将来の夢(希望)がある」(49.7%)が最も多くのもの、「自分の将来には夢も希望もないと思う」(7.8%)は、前回調査に比べやや増加しています。また、彦根市のこれからの方々支援について期待することは「安定して働きがいのある雇用の場づくりをして欲しい」が42.5%と最も多くなっています。

【取組の方向性】

- 自分の生き方や進路を主体的に考えて選択し、社会の一員としての自覚をもって職業的に自立し、将来の生活を見通せるよう、若者の就労を支援します。
- ひきこもりやニートと呼ばれる状態、生活困窮などに陥った若者の複雑化・深刻化する問題や悩みに対して、柔軟に対応できる相談支援を充実します。

①子ども・若者への就労支援の充実

施 策	内 容
【1】 進学を選択しなかった子どもへの支援等の充実	子ども・若者総合相談窓口や青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」などにおいて、子ども・若者たちに個別に寄り添い、子どもたちの就業に向けた支援や職場適応と定着化の促進のため、関係機関と連携しながら支援を行います。
【2】 地域の事業所と協力し、職場体験ができる仕組みづくり	子ども・若者の働く意欲を養い職業能力の向上を図るため、短期的な就労や社会体験を積み重ね、就業や社会参画が可能になるよう事業所・関係機関などと連携して就労支援を行うとともに、地域への協力を呼びかけ、協力事業所の開拓を推進します。

②社会参加や自立に向けた意識づくり

施 策	内 容
【1】 職場体験の実施	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するために職業体験を実施します。
【2】 社会参画の促進	「二十歳のつどい」（成人式）を実行委員会形式で実施することで、若者が社会との関わりの中で目的意識をもって、大人としての自覚をもち、自立して社会参画ができるように啓発に努めます。
【3】 自立に困難を有する 子ども・若者の包括的な支援体制の充実	すでにある多様な相談・支援体制を充実するとともに、相互に事例を検討できる包括的な支援のネットワークづくりによって、自立に困難を有する子ども・若者一人ひとりの状況に即した対応を行います。
【4】 国際理解や多文化共生 を学ぶ機会の創出	若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。
【5】 ライフプランに関する 学習の実施	小・中学校の教科学習等において、ライフプランに関する学習に取り組みます。また、自分の進路について考える時間や、自己決定ができるキャリア教育を充実させます。
【6】 子どもの環境意識の 向上	子どもの環境やごみ減量などに対する意識を高めるため、教育機関や関係団体と連携し、環境学習や自然観察会などを実施します。

③ひきこもりへの支援

施 策	内 容
【1】 子ども・若者の 居場所づくり	ひきこもりと呼ばれる状態の子ども・若者が集う場を設け、自己と向き合い、社会的な参加が可能となった若者に就労・就学を通した自立の機会を支援します。また、関係機関が連携し、チームで支援できる体制づくりなど、本人の居場所づくりを検討します。
【2】 ひきこもりや ニートへの支援	ひきこもりやニートと呼ばれる問題を抱えた若者に対しては、子ども・若者総合相談窓口による個別支援に加え、ソーシャルスキルの向上や就学・就職に向けた相談、訪問、交流機会、社会参画への取組を含めたより多くの部局や機関が加わった支援体制を検討します。また、小・中学校での不登校を背景にひきこもりの状態が続く若者に対しては、教育機関と連携した少年期からの継続的な支援を行います。

④ニート・フリーターへの支援

施 策	内 容
【1】 子ども・若者支援の ネットワークの充実	ひきこもりやニートと呼ばれる状態など社会生活を円滑に営む上で の困難のある子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援 を効果的かつ円滑に実施するため、(仮称)彦根市子ども・若者総合支 援地域協議会の充実を図ります。
【2】 職場適応と定着化の 促進	学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう若者の割合は、依然 高い状況にあることから、相談活動を充実し、就職後の職場定着支援を 進めます。
【3】 小・中学校、高等学校 との連携	進路の決まっていない高校中退者などに対して、早期の支援が実施 できるよう、中学校、高等学校卒業後、中退後のひきこもりと呼ばれる 状態の予防を目的とした小・中学校、高等学校への連携訪問やケース会 議等を実施することで、高校から「地域若者サポートステーション」等 への円滑な誘導や、子ども・若者総合相談窓口が必要に応じて自宅など への訪問支援(アウトリーチ)を行うなど、ニート状態になることの未 然防止を図ります。
【4】 就業などに向けた支援	働く意欲を養い、職業能力の向上を図るとともに、短期的な就労や社 会体験を積み重ねながら、正規の就業や社会への参画が可能となるよ う誘導します。



基本目標Ⅲ すべての子ども・若者が大切にされ、幸せに暮らせるまちづくり

【目標指標】

	令和6年度 (2024年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
子どもの権利条約の認知度	15.2%	20.0%
子どもの幸福度	82.7%	85.0%
どのような場所でも暴力から守られていない と感じている子どもの割合	7.1%	減少

【活動指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
就学援助認定基準の拡大	生活保護の基準の1.2倍	生活保護の基準の1.3倍
母子・父子自立支援プログラム策定申込件数	14件	20件
ひとり親家庭の子どもに対する学びと食の支 援による居場所の年間参加人数（延べ人数）	209人	250人
不登校児童・生徒数 (不登校児童・生徒在籍比率)	小学校：177人(2.96%) 中学校：221人(7.22%)	令和10年度（2028年度） 前年度を下回る

1 児童虐待・配偶者に対する暴力などの防止

【子どもの声】

○子どもの意識調査の集計結果では、「私は家庭でも学校でもどのような場所でも暴
力から守られている」について、「まったく守られていない」と「あまり守られて
いない」を合わせた『守られていない』が7.1%となっています。

【市民の声】

○面前DVや自身が虐待を受けたりして、大人を信じられなくなっている子どももも
いる。（子どもの生活に関する調査）

【取組の方向性】

○子どもの命と安全を守るために、児童虐待の未然防止・早期発見や相談・支援体制を
充実します。

○令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女
性支援新法）の趣旨を踏まえながら、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女
平等」といった視点に立ち、DVも含めた困難な課題を抱える女性への支援を行
います。

①児童虐待の防止と対応

施 策	内 容
【1】 虐待相談など、 多様な相談への対応	児童虐待相談を含む多様な相談に対し、適切な対応を行うため、(仮称)彦根市こども家庭センター、子育て支援拠点などの専門職による身近な相談体制の充実を図ります。また、障害のある子どもや保護者が関係する相談では、特に障害福祉分野との連携を進めます。
【2】 (仮称)彦根市こども家庭センターによる 支援	妊娠出産から子育て期まで、切れ目のない実情の把握、子ども等に関する相談全般からより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援を行うことで児童虐待の防止と対応に努めます。
【3】 相談・支援体制の充実	子どもへの虐待、不適切な養育など課題を抱える家庭への訪問を含めた相談を行い、適切な支援に結びつけるため、地域や関係機関・関係者による(仮称)彦根市子ども・若者総合支援地域協議会を中心とした連携の充実を図ります。また、育児不安を抱える保護者に対して、保健師などの専門職による相談や訪問指導を行うことにより、虐待予防に努めます。

②配偶者に対する暴力の防止と対応

施 策	内 容
【1】 相談・支援体制の充実	DVについて、相談ができる窓口を設置するとともに、国・県をはじめ専門的な相談援助機関等との連携を強化し、被害者の回復に向けた対策に取り組みます。 併せて市内の相談窓口および相談員同士の連携を図り、多様な支援機関のネットワーク化を図ります。特に、DV被害者が早期に相談できるよう、滋賀県配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関との連携を密にします。
【2】 市民への啓発	DVの根絶に向けた市民啓発を行います。



2 青少年の非行防止

【取組の方向性】

- 地域社会全体で少年を見守る気運を醸成します。
- 非行に走る青少年に初期の段階で、必要な注意、助言、指導などを行うことにより、青少年の健全育成・非行防止を推進します。
- 青少年の成長に悪影響を及ぼす有害環境から青少年を守ります。

①青少年の非行防止

施 策	内 容
【1】 非行防止活動の充実	少年センターを中心に、地域、学校、警察など関係機関が一体となって地域合同補導、街頭補導などの補導活動、電話相談などの相談活動、街頭啓発、非行防止教室などの啓発活動を行い、非行に走る青少年に初期の段階で必要な注意、助言、指導などを行うことにより、青少年の健全育成・非行防止を推進します。
【2】 立ち直り支援活動の充実	非行に走る可能性のある青少年や、非行や罪を犯してしまった青少年の立ち直りを支援するため、青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」において、個別指導で就職・就学などの支援を実施するとともに、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。
【3】 地域ぐるみの見守り	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを踏まえて見守ることができるよう啓発します。 また、事業所などと連携して、「青少年健全育成に協力する店」のステッカーの掲示依頼や見守り活動などに取り組みます。

②有害環境や遊技場などへの対策

施 策	内 容
【1】 携帯端末などへの対策	携帯端末などの使用についての教育を行い、有害サイトやアプリなどの危険性の周知に努めます。さらにSNSなどによる中傷、いじめなどの行為の防止・対応を図ります。
【2】 遊技場などへの対策	学校や地域、関係機関と連携し、カラオケルーム・ゲームセンターなどを対象として、非行防止を図るためのパトロールや指導および店舗への啓発に努めます。
【3】 有害図書などの販売についての自主規制	市内の書店、コンビニエンスストアなどに対し、有害図書を子どもに「見せない、買わせない、触れさせない」ことを目的に協力を要請します。

3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実

【子どもの声】

- 障害がある子どもがない子に偏見的な目に見られたりしないようにしたり、ない子と同等に扱うなどの、「子どもの人権の基本を徹底的に守る」という方が良いと思います。(子どもの意識調査)

【市民の声】

- 発達障害児に対するサポートにももう少し積極的に取り組んでいただけたら助かります。(就学前児童調査)
- ご家庭のルーツが、海外にある方が、その市町にそういう施設がないのであれば、広域でサポートができる体制を図ることができればいいと考えている。(子ども・若者会議)

【取組の方向性】

- 障害のある子ども・若者やその家族に適切な支援を行います。
- 外国にルーツをもつ子ども・若者とその家族に対して、日本語指導の充実による学力保障・進路指導などのきめ細やかな支援を行います

①障害のある子ども・若者などへの支援

施 策	内 容
【1】 障害のある人や障害への理解を深める教育の推進	障害のある人や障害への理解を深めるために、学校などにおいて障害福祉の教育が実施・促進されるよう、講師の選定ができる障害者団体などに関する情報や体験ができる障害福祉事業所の情報の提供、車いすの貸出などを行います。
【2】 相談・支援体制の充実	障害のある子ども・若者、その家族の相談は、障害の内容によっては、重層的で多岐にわたることもあるため、専門職による相談に加え、関係機関と連携するなど、相談・支援体制の充実を図ります。
【3】 発達障害のある子ども・若者への支援	発達障害のある子ども・若者、その家族に対して、早期に医療、保健、福祉、教育および労働などの関係機関が連携して、その特性に応じた支援を行います。
【4】 障害のある子ども・若者の社会参加への支援	障害のある子ども・若者が、社会に参加し、いきいきと暮らせるよう、様々な就労や社会参加のための支援、日中活動の場の提供、コミュニケーション支援、外出のための移動支援や相談支援などのサービスを提供します。
【5】 特別支援教育の推進	将来の自立した生活と社会参加の実現には、障害の種別や程度に応じた適切で一貫した教育を受けられることが重要であることから、相談支援を充実させ、進路などに関して学校・関係機関などの連携を強化します。

②障害のある子どもへの発達支援

施 策	内 容
【1】 早期療育の推進	障害のある子どもに対するサービスの充実と、保護者の障害に対する理解を深められるような相談・支援体制を充実させます。
【2】 障害児保育・特別支援教育の推進（就学前）	障害のある子どもの保育を充実するために、保育士の適正配置に努め保育環境の充実を図ります。また、専門機関との連携を強化し、保育者の資質向上を図ります。
【3】 成長に応じた支援の持続的提供	精神発達相談、子育て教室などの相談体制の充実を図るとともに、専門的な支援ができる職員の確保に努めます。また、関係機関が連携してサービスの調整を行い、成長に応じた生活支援などの持続的な提供を進めます。
【4】 放課後や余暇活動の充実	障害のある子どもの学校休暇中や放課後における生活や活動の場を提供する、放課後等デイサービスや日中一時支援事業など各種サービスの充実に努めます。

③外国にルーツをもつ子ども・若者、その家族への支援

施 策	内 容
【1】 子育て支援情報の取得支援	「広報紙」や「子育てガイドブック」の翻訳、各相談窓口などでの相談において必要な場合は通訳を派遣するなど、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人住民が子育て支援に関する情報などを取得できるよう、支援をします。
【2】 母語教室の開催	母国語を体系的に学び、外国人住民親子のコミュニケーションがとれるようになること、外国人児童・生徒自らのアイデンティティを確立させ、学習や生活に意欲をもつことができるよう支援します。
【3】 外国人児童生徒への就学支援	就学年齢期の外国人の就学を促進し、必要に応じて母語がわかる外国人児童生徒支援員を学校に派遣し、児童生徒や保護者への支援を進めます。

④ヤングケアラーへの支援

施 策	内 容
【1】 ヤングケアラーの支援	当事者である子ども・若者からの相談に適切に対応できるよう、関係機関や地域へ啓発を行います。 また、子ども・若者がケアを行っている家族や事象に対する支援を包括的に提供できるよう関係機関との連携を密にします。

4 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【市民の声】

- 経済的な負担が大きく感じるので、継続的な給付金など、改善策の検討をお願いします。(就学前児童調査)
- 給食費、学級費、備品代、校外学習費用など、義務教育に係る費用は、積み重なると負担なので、少しでも公的に補助していただきたい。(小学生児童調査)



【取組の方向性】

- 保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るため、家庭の実態に対応した経済的支援策を適切に実施します。

①子どもの貧困問題への対応

施 策	内 容
【1】 子ども・若者を取り巻く貧困問題への対応	国の大綱に基づき、経済的困難を抱える家庭への支援やひとり親家庭への支援を図るとともに、貧困が世代を超えて継承されることがないよう、自立の前提となる子どもの学びを支援します。
【2】 学習支援	生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、福祉事務所や家庭でのマンツーマン学習や通信添削を基本とした、一人ひとりの学力に合った学習支援を実施します。
【3】 学校を窓口とした関係機関との連携	児童生徒の家庭環境などを踏まえた、支援体制の充実を図ります。特に学校を窓口として、学校生活の中で子どもの様子に気づき、貧困の問題解決に向け、学校、教育委員会、福祉関係機関に加えて地域の支援活動団体などが連携し、リユース品による就学支援など総合的な子どもの貧困対策を展開します。
【4】 身近な地域での声かけ	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代交流サロンを通じて声かけを行い、生活困窮世帯等の孤立を防ぎます。

②ひとり親家庭への支援

施 策	内 容
【1】 ひとり親家庭への相談・福祉資金貸付の相談や家事・育児支援による家庭への支援	ひとり親家庭の相談については、母子・父子自立支援員などの専門の相談員が対応します。その中で経済的に困窮している際には、福祉資金貸付などの情報提供を行うとともに、貸付の相談に応じます。また、相談支援を行う中で、必要に応じて関係機関と連携して支援を行い、世帯の生活の安定と向上をめざします。

施 策	内 容
【2】 ひとり親家庭の就労支援	ひとり親家庭の親からの就労相談等により、個々の状況やニーズ等に応じた自立支援プログラムを策定するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を行いながら、必要な助言や情報提供を行うことで継続的な支援を実施します。また、資格取得が有効であるひとり親家庭の親が指定の教育訓練講座を修了した場合に自立支援教育訓練補助金の助成を行います。さらに仕事または育児と修業の両立が困難である方に対して、資格取得をめざして修業する期間の生活費として高等職業訓練促進給付金を支給します。
【3】 ひとり親家庭の子どもが過ごせる居場所づくり	ひとり親家庭の子どもが学習支援や食事の提供を通じて社会的な経験が得られるような居場所を提供します。
【4】 養育費に関する債務名義取得費用の補助	ひとり親家庭の生活の安定およびひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長を目的として、養育費に関する公正証書等の債務名義取得を勧めるとともに、その費用の補助を行います。

③子育ての経済的負担への支援

施 策	内 容
【1】 妊娠や子育て世帯への経済的支援	妊娠や子育て世帯に対して、子育てに関する情報提供や身近で相談に応じる伴走型相談支援と併せて給付金による経済的支援を一体的に実施します。
【2】 就学に向けた経済的支援	子どもが経済的理由で希望する教育を受けられないことがないよう、就学に要する諸経費などの援助を行います。
【3】 医療費の負担軽減	18歳の年度末を迎えるまでの子どもを通院および入院医療費助成の対象とし、自己負担金について撤廃することで、医療費の負担軽減に努めます。
【4】 市独自の奨学金の給付	「彦根市奨学金給付事業基金」を活用し、学業成績および人物評価が優秀であり、かつ経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、奨学金を給付し、有能な人材の育成を図ります。
【5】 就学援助支援の充実	就学援助制度や特別支援教育就学奨励費制度の周知・徹底を図り、必要とする家庭の支援を図ります。
【6】 学校給食費の負担軽減	学校給食費食材価格高騰対策事業により食材価格の値上がり分を一部公費負担することで、保護者負担の軽減を図ります。

5 いじめや不登校等への対応

【子どもの声】

- 将来どんな子供でも平等に暮らせる町にしていきたいと思う。そのために、いじめをなくしていきたい。（子どもの意識調査）
- 不登校の人でも安心して行ける学校をつくりたい。（子どもの意識調査）

【市民の声】

- 教育支援の先生や臨床心理士と相談できる機会がもっとあると助かります。長年不登校児と向き合っていますが、本人が家から出にくいので、勉強がほとんどできていません。そのような子どもたちにも、家にいながら学習支援が受けられる制度が、もっと充実して欲しいです。（子どもの生活に関する調査）

【取組の方向性】

- 学校・家庭・地域社会・関係諸機関が連携し、不登校やいじめ、問題行動等への対応と相談体制の充実を図ります。

①いじめなど問題行動への対応

施 策	内 容
【1】 支援が必要な 児童生徒への対応	様々な学校不適応問題に対応するため、家庭・関係機関との連携のもとに各学校のきめ細かな教育相談事業の充実を図ります。
【2】 いじめなど 問題行動の防止	いじめなど問題行動の未然防止・早期発見・適切対応を行います。
【3】 教職員の資質や 専門性の向上	学校におけるいじめ等により不安定な児童生徒に適切に対応できるよう、教職員の情報交換の場づくりや研修の充実に努めます。

②不登校への支援

施 策	内 容
【1】 課題の早期発見対応	不登校の兆候に対して適切に対応できるよう、学校における支援体制と、家庭や地域、関係機関との協力体制を確立します。また、学校生活などについて児童生徒が相談しやすい環境を整備し、相談・支援体制の充実を図ります。
【2】 不登校児童生徒への 支援	不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう、校内では校内教育支援教室やオンライン授業、また校外ではフリースクール等民間施設や関係機関と連携し、個々の状況に応じて適切に支援します。また「彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助事業」により、フリースクール等民間施設の利用に要する費用の一部を補助します。

6 子どもの権利を保障する取組の推進

【子どもの声】

- すべての子どもが平等に扱われ、しっかりと自分たちの意見を聞いてくれる大人たちがいるまちにしたい。子ども議長などに積極的に参加する。(子どもの意識調査)
- 彦根市に住んでいる私たちが積極的に意見を言い、住民の意見がしっかり反映される地域になって欲しい。(子どもの意識調査)

【取組の方向性】

- 子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益が図られるよう取り組みます。
- 子ども・若者の発達や成長の度合いに応じて、意見表明や社会参画するために欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

①子どもの社会参画や意見表明の機会の充実

施 策	内 容
【1】 子ども・若者の視点に立った情報提供の充実	市の施策や取組に関する情報について、子ども・若者が受け取りやすいよう情報発信の方法や内容を充実します。 また、意見聴取の結果についても発信します。
【2】 様々な分野で子ども・若者が意見表明できる機会の充実	子ども・若者が様々な方法で自主的に意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりについて検討します。
【3】 地域貢献活動の推進	子どもたちが地域の行事に積極的に参加するよう呼びかけます。さらに、中学校では、「中学生地域貢献プロジェクト」として、学校が地域の各自治会と連携を図り、中学生が地域の方々とふれあいながら活動し、地域に貢献する取組を推進します。

②すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取組の推進

施 策	内 容
【1】 人権教育の推進	子どもたちが将来、人権尊重の実践的態度を備えた市民として十分な役割を果たせるように、人権教育を推進します。
【2】 男女共同参画の啓発	男女共同参画の理念を浸透させるため、「広報ひこね」や市ホームページなどあらゆる情報媒体を通じた情報提供を行います。また、ワーク・ライフ・バランスやまちづくり、ハラスメント、防災などを切り口に、性別役割分担意識の払拭をアピールするなど若者にも啓発を行います。
【3】 子ども・若者の 権利についての啓発	こども基本法や子どもの権利条約に関する理解促進を図るため、「広報ひこね」をはじめ各種広報媒体、広報機会を通じて多様な啓発活動を推進します。

基本目標IV 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり

【目標指標】

	令和6年度 (2024年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
安心できる居場所がない子どもの割合	4.3%	2.0%
子どもの地域満足度	82.1%	85.0%
子どもの家庭満足度	85.0%	90.0%

【活動指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
スクールソーシャルワーカーの配置	3人	3人
相談受付したもののうち、関係機関で対応した割合	88.0%	85.0%
相談ニーズを把握したもののうち、家庭等への訪問を行った世帯の割合	17.0%	20.0%

1 子ども・若者を応援する体制の整備・充実

【子どもの声】

- 地域で助け合いができる彦根市を作りたい。近所の人とのコミュニケーションをしっかりとる。(子どもの意識調査)
- 不安なことがいっぱいあるのに、誰に言えばいいかわからない。(子どもの意識調査)

【市民の声】

- 子育てについて地域の理解を高めて欲しい。(小学生児童調査)
- 公的な相談窓口などがあることは知っていますが、かなりハードルが高いです。まずは困りごと総合窓口でコーディネーターがいて、必要に応じて専門窓口へのつなぎが必要なのではないかとも思います。(小学生児童調査)

【取組の方向性】

- すべての子ども・若者とその家族が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、子ども・若者を包括的に支援するネットワークを構築します。
- 様々な困りごとや課題を抱える子ども・若者と子育て家庭への相談支援や、連携・協働における課題を解決し、安心して相談できる環境を整えるため、関係団体・関係機関との連携に基づく重層的で包括的な相談体制の構築を進めます。

①子ども・若者支援のネットワークづくり

施 策	内 容
【1】 青少年の健全育成に 関わるネットワークの 充実	青少年育成市民会議や各学区(地区)青少年育成協議会が、関係機関・団体・地域住民との連携を図り、青少年の健全育成に関わるネットワークを充実させます。
【2】 地域協議会によるネッ トワーク体制の構築	すでにある多様な相談体制や機関の充実を図り、彦根市内の関係機関がもつ知識や技能を活かした支援ネットワークとして(仮称)彦根市子ども・若者総合支援地域協議会の充実を図ります。
【3】 福祉部門と教育委員 会・学校などとの 連携強化	(仮称)彦根市こども家庭センターの体制充実や、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣の拡充などを図り、学校と福祉機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。

②家庭と子ども・若者を応援する地域づくり

施 策	内 容
【1】 身近な地域での 声かけの促進	健やかな子ども・若者の育成を地域全体で支援するという視点から、主任児童委員と民生委員・児童委員の活動を支援し、身近な地域でのあいさつや声かけなどを促進します。
【2】 家庭の孤立化防止への 支援	子ども・若者、子育て家庭の孤立化を防止するため、主任児童委員や民生委員・児童委員など地域の関係団体等と連携を密にして個別訪問や相談支援、子ども・若者支援活動を実施します。

③みんなで子ども・若者を育てるまちづくり

施 策	内 容
【1】 ともに関わり、支える まちづくり	ファミリー・サポート・センターや赤ちゃんの駅(おむつ交換や授乳ができる場所)など子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく仕組みづくりを通して、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう気運を盛り上げます。また、子ども・若者のこころの健康の維持・増進に努め、自殺予防などに取り組みます。
【2】 各種団体への 支援、連携	青少年育成市民会議や社会教育団体など、子ども・若者支援に関わる団体に対して、活動への支援および連携に努めます。
【3】 各種サークル活動など への支援	子育てサークルや自発的な交流・学習活動などを行う組織が活動を展開できるよう、地域資源を活用しながらニーズに合った支援体制の充実を図ります。また、これらの活動が広く地域に広まり、安定的な活動が継続するよう支援に努めます。

施 策	内 容
【4】 家庭づくりの推進	毎月第3日曜日の「家庭の日」を「家族ふれあいサンデー」と位置づけ、親子がともに過ごせる時間を確保し、対話やふれあいの中で、家族の一員としての役割意識や責任感を育てる機会をできるだけ多くもてるよう啓発します。
【5】 ボランティアの充実	地域ボランティアの担い手を参加啓発しながら、自らの経験を活かして子育て支援に関するサポートができる人材を育成し、「地域の子ども・若者は地域全体で育てる」という市民協働による子育て支援に努めます。
【6】 地域との連携における育ちの機会の提供	青少年育成市民会議が推進している「あいさつ運動」や地域行事を通して、青少年の人間性や社会性を育む様々な機会を提供します。

④相談体制の整備・充実

施 策	内 容
【1】 身近な場所での相談体制の充実	未就園児とその保護者を対象とした広場（園庭開放）を保育所・こども園で実施し、一番気軽で身近な相談窓口として、子育てに関する悩みや子どもへの声の掛け方、子どもとの関わり方などの助言を行います。
【2】 地域での子育て支援	子育てに関する不安への対応を強化するため、関係機関や地域との連携を進めます。また、子育て世帯を地域全体で支えるため、民生委員・児童委員との連携を強化するとともに、地域住民やボランティア団体との関係構築を図ります。
【3】 相談・支援体制の充実	相談を適切な支援に結びつけるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。
【4】 教育・子育て関連施設等による早期発見・早期対応	地域子育て支援施設（拠点・ひろばなど）や保育所・幼稚園・こども園、小・中学校、放課後児童クラブ、（仮称）彦根市こども家庭センターなど、あらゆる子どもに関わる場所における保護者からの相談や子どもの様子を通して、子どもや家庭の課題に気付き、必要に応じてアドバイスを行うとともに、関係機関による包括的な支援を行います。
【5】 地域との連携による早期発見	自治会長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設などの地域による支え合いの形をつくります。また、社会福祉協議会と協力し、地域での見守り合い活動や多世代交流サロンを通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、関係機関による包括的な支援を行います。

⑤市民への周知・啓発

施 策	内 容
【1】 図書館での啓発	子どもの貧困の現状や関係機関の取組などについて、関連図書を通して多くの利用者に知ってもらうための啓発を行います。
【2】 子どもの貧困対策の 情報収集と提供	各機関が実施する子どもの貧困対策に関する情報を収集し、一元化した上で、彦根市ホームページ、ガイドブックなどで情報提供します。

2 子ども・若者育成のための環境づくり

【子どもの声】

- 地域の人たちが安全・安心にしてくれるので、とっても嬉しいし安心できる。(子どもの意識調査)
- 道路や歩道などを安全に通れるようにして欲しい。(子どもの意識調査)
- 親がいなくても一人で過ごせたり長時間いられる場所が欲しい。(子どもの意識調査)

【市民の声】

- 放課後子どもたちが自分たちだけで行くことができる安心、安全な場所。特に小学校高学年や中学生が使える放課後の場所がない。(小学生児童調査)
- 通学路の交通量が多く、事故が多い交差点を通るので、安全に通える対策をして欲しい。(小学生児童調査)

【取組の方向性】

- 子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぎ、子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができる環境を整えます。

①安全・安心な地域づくり

施 策	内 容
【1】 防犯対策の強化・充実	子ども・若者を犯罪から守る地域の自主防犯体制の強化を図るとともに、スクールガードをはじめ、地域の見守りボランティアと連携をとりながら、子どもの生命を交通事故や不審者から守る取組を進めます。また、「子ども110番の家」が増えるよう、地域の協力を求めるとともに、協力市民や事業所に対して、いざというときの対処方法の指導などを行います。
【2】 子ども・家庭への 防災意識の喚起、防災 教育・防災訓練の実施	小・中学校において、学校・家庭・地域・関係機関との連携のもと、正しい防災知識、防災意識、自助・共助・公助の防災精神の取得をめざした教育と避難行動訓練を実施します。

施 策	内 容
【3】 交通安全対策の充実	「彦根市子どもの移動経路交通安全プログラム」に基づき、児童生徒が登下校する通学路、未就学児が日常的に集団で移動する経路における子どもたちの安全を確保するため、学校や保育所・幼稚園・こども園関係者、警察、道路管理者、スクールガードやおうみ通学路交通アドバイザーなど地域とも連携し、危険箇所の点検を行い、道路の改修やルートの変更、啓発・見守りなどによる安全対策を図ります。
【4】 交通安全教室の充実	保育所・幼稚園・こども園や学校において年齢層に応じた交通安全教室を開催します。

②子どもたちの居場所づくり

施 策	内 容
【1】 公園の充実	各地区の公園・広場については、地区住民の意向や要望を聞きながら整備・充実を図ります。また、住民が主体となって管理できるよう連携と協力体制の確立、維持管理に努めます。
【2】 子どもセンターの充実	子どもたちが荒神山の豊かな自然の中で活発に遊び、学べるよう、遊具や設備の充実、学習機会の提供に努めます。また、これらによって、異年齢の交流を促し、子どもたちの社会性や創造性を育みます。
【3】 子どもの居場所の確保	放課後や休日に、子どもたちが気軽に立ち寄り、交流や学びの場として活用できる居場所を確保するため、企業やNPO等の民間団体と連携し、積極的に働きかけを行います。

3 地域における子育て支援の充実

【市民の声】

- 単身赴任家庭や祖父母が遠方などの家庭、母親の就労にとっては特に苦労する点が多い。サービスはあるようですが利用しやすいのであれば周囲もたくさん利用しているはず。知らないと言うことは告知方法に問題があるか利用しづらいのかかもしれない。（小学生児童調査）
- 一緒に子育てできる友人が近くにいなかったので、子どもセンターやウィズ、いろいろな公民館などでお世話になりました。先生方のお話が聞けたり、声を掛けてもらえてほんとに助けてもらいました。また、民生委員さんがチラシを持ってきてくれて地域で子育て支援されてるところがあると教えて下さいました。初めてのお母さんは孤独で、あのとき助けてもらえて感謝しかないです。（小学生児童調査）

【取組の方向性】

- 妊産婦や子ども・若者、子育て家庭に必要な情報や支援が届くよう、既存のパンフレット等による情報提供のほか、スマートフォン等携帯端末を活用したプッシュ型広報など、行政の情報発信や広報を改善・強化します。
- 子育て家庭を地域全体で支え、子育ての孤立化や不安を防ぐため、子育て支援拠点や地域の人々と交流できる機会の充実を図ります。

①情報提供体制の充実

施 策	内 容
【1】 ひこねすくすくアプリによる情報発信	妊娠期、出産、子育て期に必要な情報が妊産婦や子育て世帯に届くように情報発信を行います。
【2】 子育てに関する情報提供体制の充実	子育て情報を収集して一元化し、子育て家庭に情報が届くように周知するとともに、市ホームページ、子育て応援サイト「ひこねっこ！」、子育てガイドブックなどで提供します。 利用者からの子育て等に関する相談や施設・サービスの紹介、情報提供を行う窓口の質的充実を図り、ニーズに合ったサービスの提供を行います。

②家庭・地域の子育て力の向上

施 策	内 容
【1】 絵本の読み聞かせによる親子のふれあい	ボランティアと連携しながら、定期的なおはなし会や、読書につながる児童行事を開催し、乳幼児から読書の楽しさを体験する大切さを保護者や地域の大人が共有する機会を図ります。
【2】 地域子育て支援施設等の充実	地域子育て支援施設等（拠点・ひろばなど）において、子育てに関する講座や情報提供、相談、助言を行うなど、子育て家庭の交流と親子のふれあいを促進し、子育て家庭の孤立の防止を図ります。

「ひこねすくすくアプリ」

妊娠中または子育て中の方を応援するスマートフォン向けアプリ「ひこねすくすくアプリ（ひこすく）」は、妊娠中や子育てに役立つ機能がたくさんあります。

○主な機能

- ・予防接種のスケジュール管理
- ・地域の育児情報の取得
- ・お子さんの成長記録（写真付きで記録し、家族間で共有することもできます）
- ・母子保健事業の予約
　乳幼児健康診査（10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児健康診査）
　びよびよサロン、離乳食教室、乳幼児個別相談



第5章 量の見込みと確保方策

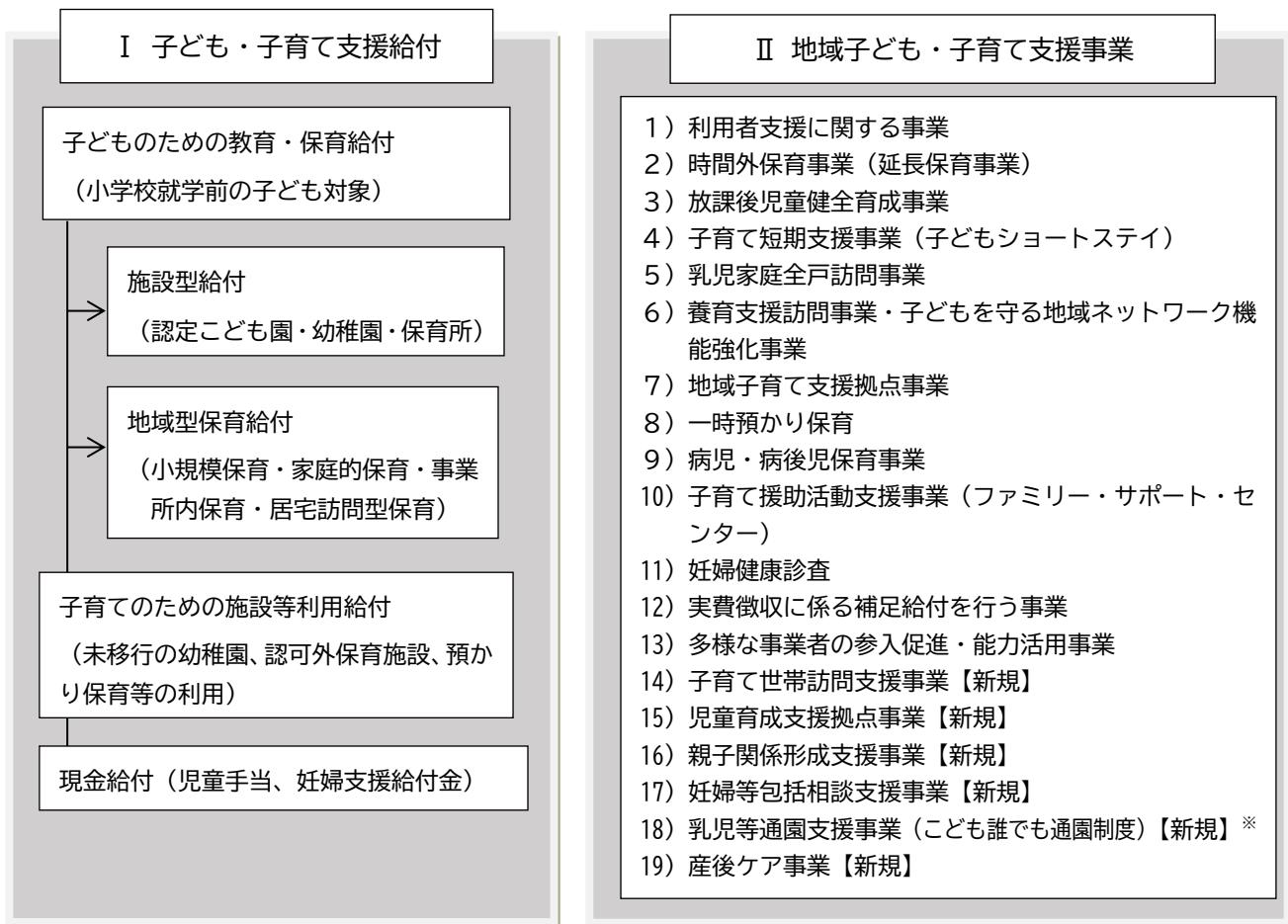
○子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、第3期計画では今までの地域子ども・子育て支援事業（13事業）に追加して、新たに6つの事業に取り組んでいくとされています。

【制度における給付・事業の全体像】



※乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）は、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられる。

(2) 対象となる施設・事業

①子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設種別	教育・保育 給付認定	利用できる保護者	対象となる 子ども	内 容
幼稚園	1号	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	2・3号	就労・介護などの理由により家庭で保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護および教育を行います。 0～2歳の住民税非課税世帯と3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	1号	制限なし	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せもつ施設です。 0～2歳の住民税非課税世帯と3歳以上は利用料無償となります。
	2・3号	就労・介護などの理由により家庭で保育ができない保護者		

② 地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、待機児童の多い0歳児から2歳児を対象とする事業です。

地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育 (障害児向け)	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1での保育を行います。
居宅訪問型保育 (待機児童向け)	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行います。

③ 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	月額 2.57 万円まで無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）の利用料を無償化。
認可外（無認可）保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、月額 3.7 万円まで無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、月額 3.7 万円まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。

④ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

本市の教育・保育提供区域は、以下のように設定します。

【彦根市の教育・保育の提供区域】

本市における「教育・保育提供区域」を設定するにあたり、小学校区（17区域）・中学校区（7区域）では、各区域が小さく、「量」の見込みは可能であっても、各区域で提供施設やサービス、児童人口に差が見られること、また、区域を超えた施設やサービスの利用も見られるなど、各区域内において「量」の調整や確保が難しいことが考えられます。そのため、今後も安定した教育・保育事業を展開するためには、ある程度集約された施設整備状況および人口単位をもとに設定する必要があることから、本市では市全域を一つの区域として設定しました。

2 子どもの将来人口推計

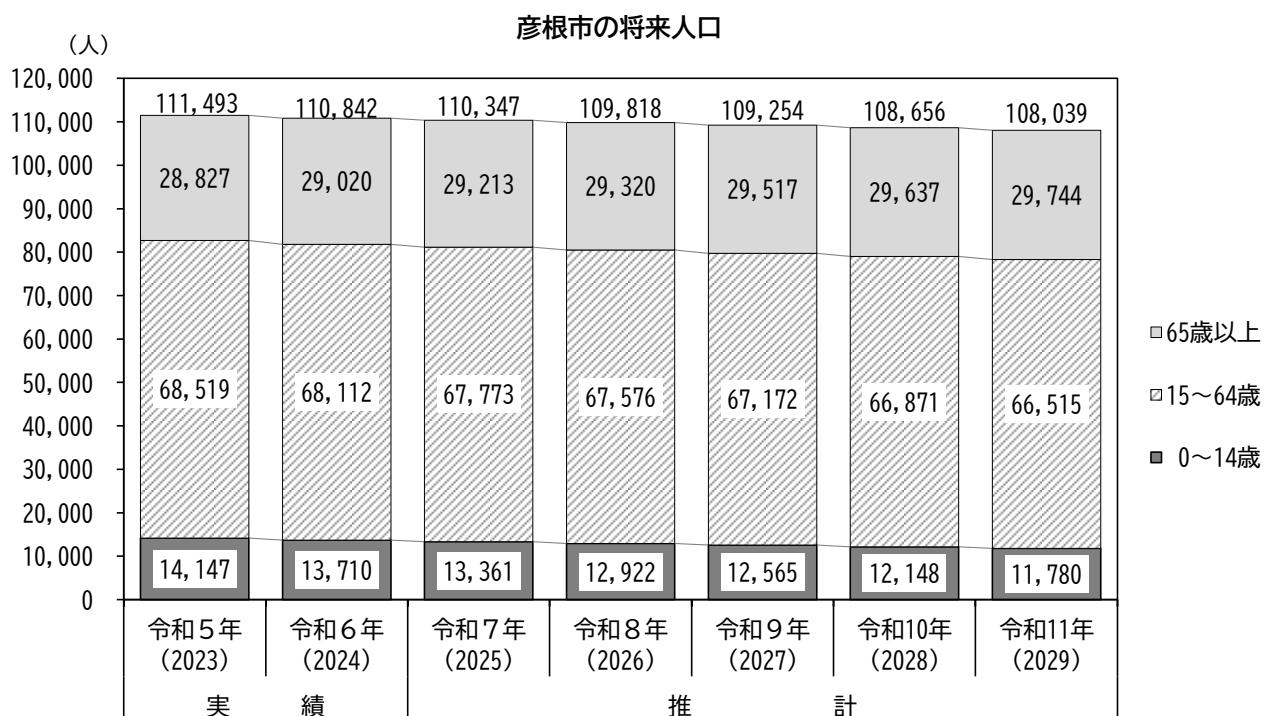
<推計方法>

平成31年（2019年）から令和6年（2024年）の住民基本台帳（各年3月末）における6年間の実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

（1）彦根市の将来の子ども人口の推計

①彦根市の将来人口

彦根市の総人口は今後も減少し、令和6年（2024年）の110,842人から令和11年（2029年）には108,039人にまで減少する見込みです。



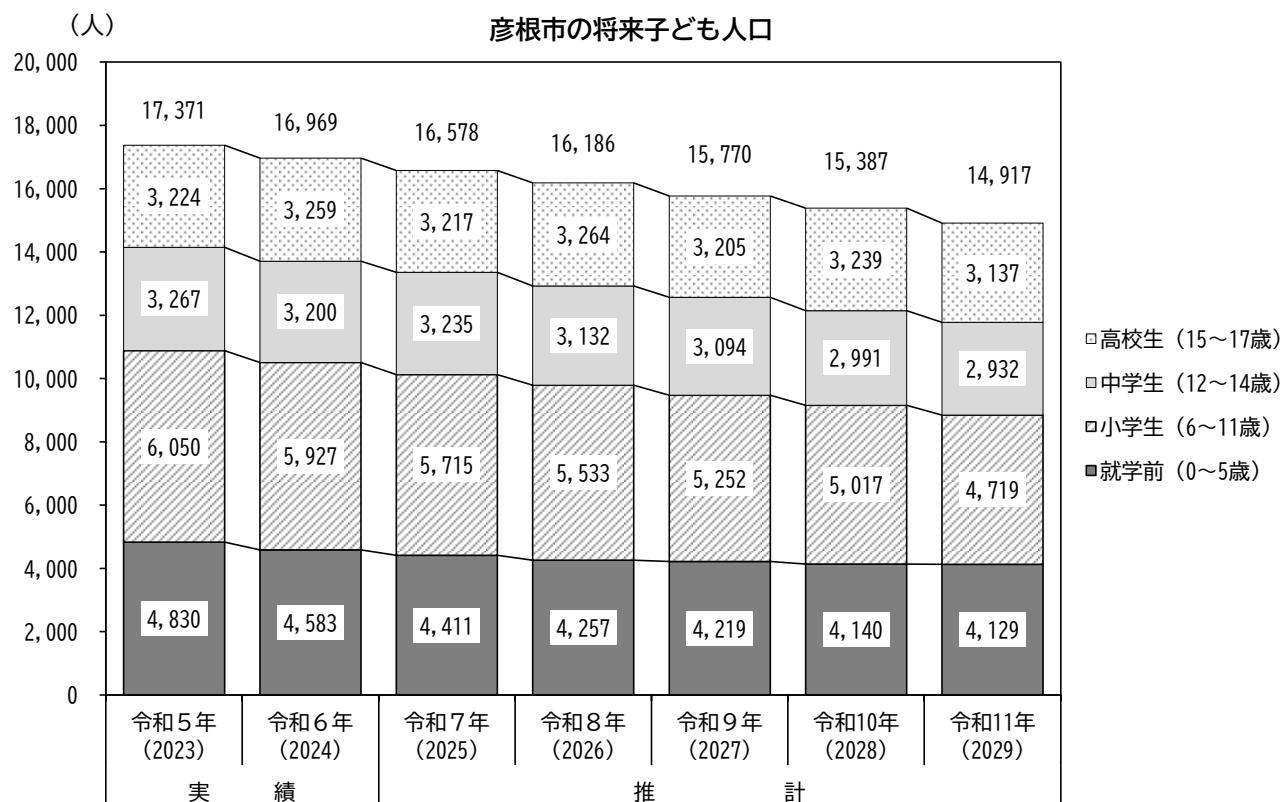
	実 績		推 計					
	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	
総 数	111,493	110,842	110,347	109,818	109,254	108,656	108,039	
0~14歳	14,147	13,710	13,361	12,922	12,565	12,148	11,780	
15~64歳	68,519	68,112	67,773	67,576	67,172	66,871	66,515	
65歳以上	28,827	29,020	29,213	29,320	29,517	29,637	29,744	
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
0~14歳	12.7%	12.4%	12.1%	11.8%	11.5%	11.2%	10.9%	
15~64歳	61.5%	61.4%	61.4%	61.5%	61.5%	61.5%	61.6%	
65歳以上	25.9%	26.2%	26.5%	26.7%	27.0%	27.3%	27.5%	

※実績は住民基本台帳（各年3月末時点）

②彦根市の将来子ども人口（0～17歳）

彦根市の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、令和6年（2024年）の16,969人から令和11年（2029年）には14,917人と、5年間で2,052人減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、4,583人から4,129人と454人の減少、小学生（6～11歳）については5,927人から4,719人と1,208人の減少、中学生（12～14歳）については3,200人から2,932人と268人の減少、高校生（15～17歳）については3,259人から3,137人へと122人の減少が、それぞれ見込まれます。



	実績		推計					
	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	
子ども人口	17,371	16,969	16,578	16,186	15,770	15,387	14,917	
就学前（0～5歳）	4,830	4,583	4,411	4,257	4,219	4,140	4,129	
0歳	690	668	730	718	706	696	686	
1歳	779	697	671	733	721	709	699	
2歳	733	768	688	662	723	711	699	
3～5歳	2,628	2,450	2,322	2,144	2,069	2,024	2,045	
小学生（6～11歳）	6,050	5,927	5,715	5,533	5,252	5,017	4,719	
低学年（6～8歳）	2,926	2,838	2,730	2,608	2,414	2,287	2,111	
高学年（9～11歳）	3,124	3,089	2,985	2,925	2,838	2,730	2,608	
中学生（12～14歳）	3,267	3,200	3,235	3,132	3,094	2,991	2,932	
高校生（15～17歳）	3,224	3,259	3,217	3,264	3,205	3,239	3,137	
子ども人口の対人口比	15.6%	15.3%	15.0%	14.7%	14.4%	14.2%	13.8%	

※実績は住民基本台帳（各年3月末時点）

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等により保育を必要とする子どもの割合が増加している状況を踏まえ、今後の彦根市における教育・保育の量の見込みについては、第2期計画期間中の実績値（待機児童数を含む）をもとに、彦根市の将来の児童人口の変動を見込んだ上で算出しました。

※量の見込みに比べ確保の内容が大きい場合、受け入れ体制に十分な余裕があります。

（1）1号認定（教育：幼稚園、認定こども園）

【確保方策】

幼稚園・こども園において、1号認定のニーズに応える体制を確保します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		646	592	574	559	562
②確保の内容		1,275	1,275	1,233	1,113	1,033
内 訳	認定こども園、幼稚園 (特定教育・保育施設)	960	960	918	798	718
	確認を受けない幼稚園	315	315	315	315	315
②-①		629	683	659	554	471

（2）2号認定（保育：認定こども園・保育所等）

【確保方策】

民間保育所等による新設・増改築等の施設整備への支援、保育人材の確保、預かり保育の実施により、2号認定のニーズに応える体制を確保します。

- ・令和8年度（2026年度）までは、令和6年4月1日時点の利用定員数を計上。
- ・令和9年度（2027年度）以降は、次期施設整備計画に基づき、開園予定施設の整備量を見込んだ数値とする。（令和9年度（2027年度）民間認定こども園1園、令和10年度（2028年度）民間認定こども園1園、令和11年度（2029年度）民間認定こども園1園が開園予定）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,645	1,523	1,466	1,436	1,454
②確保の内容		1,854	1,854	1,832	1,833	1,827
内 訳	認定こども園、保育所 (特定教育・保育施設)	1,854	1,854	1,832	1,833	1,827
	地域型保育	0	0	0	0	0
②-①		209	331	366	397	373

(3) 3号認定（保育：認定こども園・保育所等）

【確保方策】

民間保育所等の整備への支援、保育人材の確保等により、3号認定のニーズに応える体制を確保します。

- ・令和8年度（2026年度）までは、令和6年4月1日時点の利用定員数を計上。
- ・令和9年度（2027年度）以降は、次期施設整備計画に基づき、開園予定施設の整備量を見込んだ数値とする。（令和9年度（2027年度）民間認定こども園1園、令和10年度（2028年度）民間認定こども園1園、令和11年度（2029年度）民間認定こども園1園が開園予定）

① 0歳児

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		122	120	118	117	115
②確保の内容		223	223	223	227	228
内 訳	認定こども園、保育所 (特定教育・保育施設)	199	199	199	203	204
	地域型保育	24	24	24	24	24
②-①		101	103	105	110	113

② 1歳児

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		377	412	405	399	393
②確保の内容		407	432	412	417	417
内 訳	認定こども園、保育所 (特定教育・保育施設)	366	391	371	376	376
	地域型保育	41	41	41	41	41
②-①		30	20	7	18	24

③ 2歳児

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		438	422	460	453	445
②確保の内容		471	446	468	473	471
内 訳	認定こども園、保育所 (特定教育・保育施設)	425	400	422	427	425
	地域型保育	46	46	46	46	46
②-①		33	24	8	20	26

4 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援に関する事業

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供および必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業。

【確保方策】

子ども・子育て支援に係る情報提供や相談支援など、福祉センターおよびくすのきセンターで、利用者支援事業特定型、こども家庭センター型（統括支援員の配置・児童福祉機能、母子保健機能）を実施します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	特定型・こども家庭センター型(か所)	2	2	2	2	2
確保方策	特定型・こども家庭センター型(か所)	2	2	2	2	2

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

【確保方策】

すべての保育所、認定こども園、地域型保育事業所で延長保育を実施します。

公立保育所 1 園、民間保育所 3 園廃止、民間こども園 3 園開園を想定

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	578	554	548	538	539
②確保方策（人）	578	554	548	538	539
②-①（人）	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労や疾病等の理由で、昼間家庭にいない小学生に対して、学校などで、放課後に適切な生活の場、遊びの場を提供する事業。

【確保方策】

各学校の利用状況に応じて、専用棟および学校施設等を活用して事業を実施します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	1年生（6歳）	405	393	333	346	310
	2年生（7歳）	403	385	373	316	329
	3年生（8歳）	355	335	320	310	263
	4年生（9歳）	233	230	217	207	201
	5年生（10歳）	134	131	129	122	117
	6年生（11歳）	51	50	49	48	46
	計（人）	1,581	1,524	1,421	1,349	1,266
② 確保方策	提供量（人）	1,581	1,524	1,421	1,349	1,266
	施設（学校）数 (か所)	17	17	17	17	17
②-①（人）		0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

【事業概要】

児童を養育している家庭の保護者が病気や出産、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業。

【確保方策】

里親登録者の受け手を増加させ、支援の実施につなげます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	105	105	105	105	105
②確保方策（人）	105	105	105	105	105
②-①（人）	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【確保方策】

生後4か月頃までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、様々な育児不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供したり、必要な相談支援やサービスにつなぐことで乳児のいる家庭の孤立を防ぎます。生後4か月頃までに対象者全員に会えるよう新生児訪問等を実施します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（件）		730	718	706	696	686
確保方策	実施体制	新生児訪問在宅助産師 7人、健康推進課保健師				
	実施機関	健康推進課				

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業。

【確保方策】

母子保健部門と児童福祉部門の職員が連携し、養育について指導が必要と思われる世帯について訪問し支援します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（件）		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保方策	実施体制	(仮称) 彦根市こども家庭センター（子育て支援課、健康推進課）職員				
	実施機関	(仮称) 彦根市こども家庭センター（子育て支援課、健康推進課）				

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や乳幼児およびその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。

【確保方策】

拠点施設を4か所開設し、市内全域で受入体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	49,120	47,405	46,982	46,102	45,980
②確保方策（人）	49,120	47,405	46,982	46,102	45,980
②-①（人）	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり保育

【事業概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童に関し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かりが必要な保護を行う事業。

①幼稚園における一時預かり

【確保方策】

公立・私立すべての幼稚園・こども園等で一時預かりを実施します。

・令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度) | 園あたり10人×200日として積算

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園（1号・2号認定） 利用者数（人）	646	592	574	559	562
量の 見込み (人日)	1号認定による利用	16,191	14,840	14,407	14,020
	2号認定による利用	753	690	669	651
	計（①）	16,944	15,530	15,076	14,671
確保 方策	延べ人数（②）（人日）	26,000	26,000	26,000	24,000
	か所数（公立）（か所）	8	8	7	5
	（私立）（か所）	5	5	6	7
	②-①（人日）	9,056	10,470	10,924	9,329
					9,239

②幼稚園以外における一時預かり

【確保方策】

・1園あたり利用者数 週1日×50週×1日2人 年間100人日利用として算出

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）		1,451	1,441	1,447	1,460	1,485
確保方策	延べ人数（②）（人日）	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	か所数（公立）（か所）	2	2	2	2	2
	（私立）（か所）	15	15	15	15	15
②-①（人日）		249	259	253	240	215

（9）病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士、看護師等が一時的に保育等する事業。

【確保方策】

- ・定員 6人
- ・休所日（土・日、祝日）
- ・利用：定員6人×240日=1,440人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	914	877	867	852	852
②確保方策（人日）	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
か所数（か所）	1	1	1	1	1
定員（人）	6	6	6	6	6
②-①（人日）	526	563	573	588	588

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【確保方策】

現在の提供体制を確保するとともに、依頼会員となる対象者への事業周知を図りながら実施します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	800	774	749	724	699
②確保方策（人）	800	774	749	724	699
②-①（人）	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【確保方策】

妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認し、妊娠期の異常の早期発見や適切な指導を行う妊婦健康診査を実施します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	752	740	727	717	707
一人当たりの健診回数（回）	12	12	12	12	12
健診回数（受診人数× 一人当たりの健診回数）（回）	9,024	8,880	8,724	8,604	8,484
確保方策	実施場所	医療機関等			
	検査項目	子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重、妊娠初期検査、血液検査、超音波検査、B群溶血性連鎖球菌、ノンストレステスト 他			
	実施時期	通年			

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

【確保方策】

低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育などを受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用など、実費負担の部分について、国の制度に合わせて補助を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

【確保方策】

市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者など、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入など、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業概要】

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事および養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業。

令和4年の児童福祉法改正により新たに創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な整備を進めることとされました。

【確保方策】

家事・育児に係る援助のニーズに応えるため、委託先の民間事業者を確保するほか、訪問する支援員の研修を継続的に実施することで、事業効果を高めます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	690	690	690	690	690
②確保方策（人）	690	690	690	690	690
②-①（人）	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業概要】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談および関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業。

【確保方策】

計画上の量の見込みおよび確保方策の設定はありませんが、その他の子育て支援施策等を通じて適切に支援するとともに、今後の実施に向けて検討します。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

【事業概要】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童およびその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業。

【確保方策】

計画上の量の見込みおよび確保方策の設定はありませんが、その他の子育て支援施策等を通じて適切に支援するとともに、今後の実施に向けて検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

【事業概要】

妊婦等に対して、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健および子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。

【確保方策】

妊娠時から妊婦やその家族に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談（妊娠届出時、妊娠8か月頃、新生児訪問等）や継続的な情報提供を実施します。

※妊娠8か月頃の面談は希望者に行います。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（回）		1,512	1,488	1,462	1,442	1,421
確保方策	（仮称）彦根市こども家庭センター（回）	1,512	1,488	1,462	1,442	1,421
	上記以外（回）	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業概要】

保育所等に入所していない3歳未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業。

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけ

【確保方策】

計画上の量の見込みおよび確保方策の設定はありませんが、すべての子育て家庭に対して、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化します。

(19) 産後ケア事業【新規】

【事業概要】

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職がサポートをする事業。

令和6年6月の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な提供体制の整備を進めることとされました。

【確保方策】

出産後1年以内の母子で産後ケアを必要とする人に、医療機関等において宿泊や日帰りで産後の母子のケアや授乳相談などを実施します。

【ケアの内容】

○産後の母体ケア ○授乳相談 ○赤ちゃんの健康状態、発育チェック ○育児相談、沐浴指導

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	短期入所（泊） (ショートステイ) 型	28	28	28	24	24
	通所（日） (デイサービス) 型	6	6	6	6	6
確保方策	短期入所（泊） (ショートステイ) 型	28	28	28	24	24
	通所（日） (デイサービス) 型	6	6	6	6	6

5 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進

(1) 教育・保育の一体的提供

子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園への移行支援について、対象となる地域の保育施設利用状況を基に、認定こども園の制度内容や情報提供を行い、移行に向けた説明、相談を実施していきます。

(2) 質の高い教育・保育の提供

「彦根市幼児教育カリキュラム」に基づき、市内のどの施設においても、質の高い教育・保育を受けることができるようになります。幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上に向けた職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

(3) 架け橋期の教育・保育の推進

幼児教育の後期から小学校1年生の「架け橋期」において、幼児期で培った力を小学校教育に活かせるよう、幼・保・小の交流や接続を推進し、教育・保育の充実を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査、関係法令に基づく是正指導等において、滋賀県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めています。

第6章 計画の推進に向けて

1 市の推進体制

子ども・若者、子育てに関する施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、計画策定担当課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携し、本計画の取組を着実に推進します。なお、関係各課の施策や事業については、「彦根市子ども・若者会議」において具体的な数値や事業内容について評価を受けることにより、目標値達成に向けて計画的に進めてまいります。

2 計画の進行管理

本計画は、「彦根市子ども・若者会議」において、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)といった一連のPDCAサイクルに基づき、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、子ども・若者、子育て家庭の取り巻く環境、経済、社会情勢、国の施策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応できるよう、市民ニーズの変化や国における新たな施策等を適切に把握し、必要に応じ、適宜見直しを行います。事業の継続・拡大についても、必要な事業費を毎年度の予算編成の中で検討し、精査するとともに、事業手法の見直しや、国・県の補助制度の活用などの財源確保、適切な受益者負担についても隨時検討することとし、効果的・効率的な事業実施に努めます。

3 市民・事業所・関係機関・市との連携

本計画は、市役所だけでなく、市民、事業所、子育てに関する関係機関・民間団体・NPOの方々の連携と協力が不可欠であることから、市民・事業所・関係機関・市との協働を推進します。

(1) 市民・事業所・関係機関との協働

社会全体で子ども・若者、子育てを支援するためには、市民や事業所、関係機関の理解と協力なくしては実現できません。そのため、市のホームページや広報などを活用し、計画の周知・啓発を進めるとともに、市民・事業所・関係機関などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

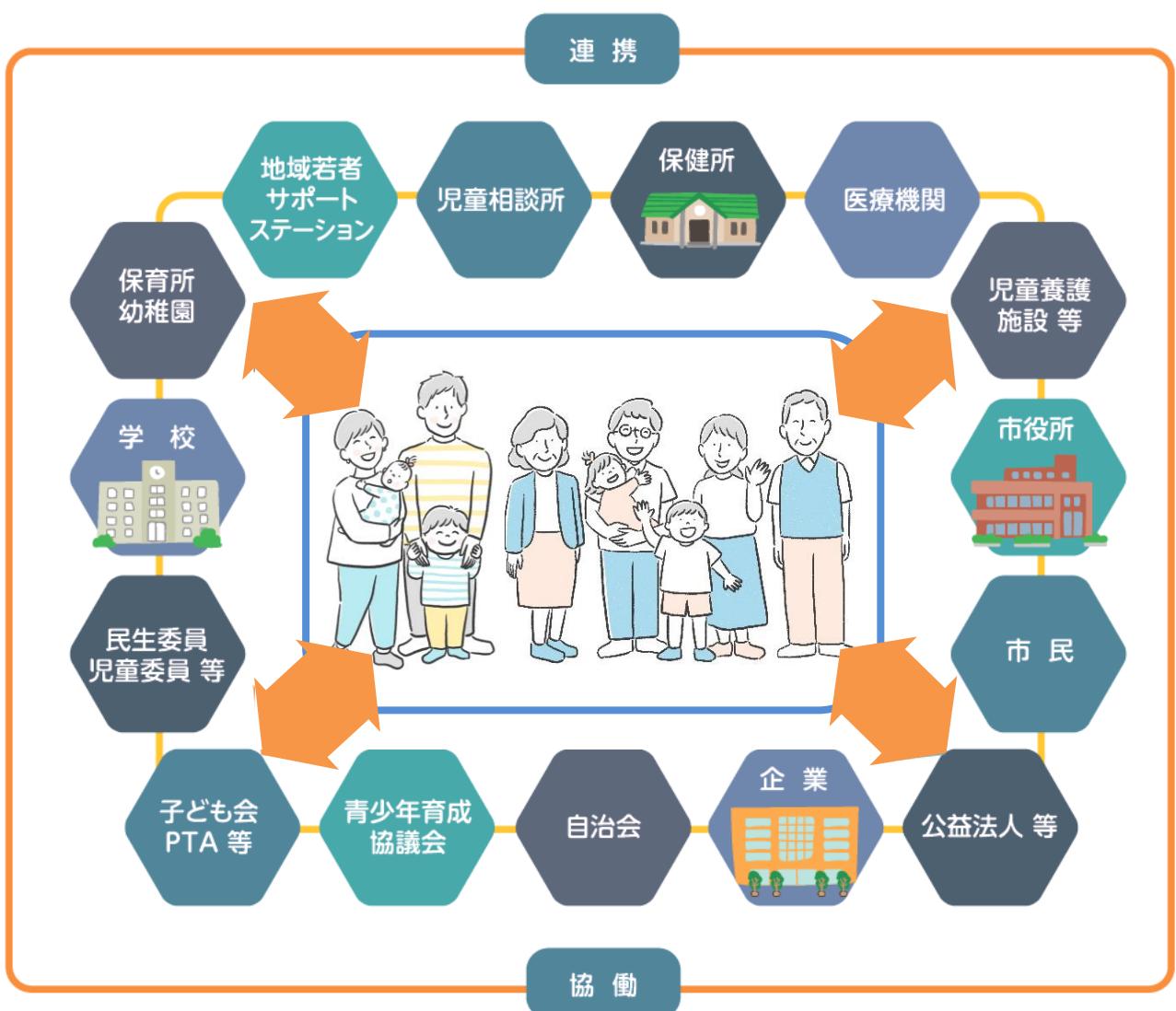
(2) 市の役割

子ども・若者、子育てに対し多様化する市民ニーズに対応するため、教育・保育環境についての量的な整備や質の向上をはじめ、児童虐待への対応、障害のある子どもやひとり親家庭への支援、子どもの貧困への対応など、セーフティネットの構築については、市が主体的に施策の推進を図ります。特に、子ども・若者に関する専門的な知識および技術を要する支援や施策については、県との連携のもと、着実な事業展開を図ります。

なお、本計画においては、第4章で施策の展開、第5章で教育・保育環境の整備を示しています。これらの施策の実施や目標値の達成のためには、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。さらに、保育士や保健師、看護師、臨床心理

士といった専門的職員の確保に向けて取り組むとともに、各種施策の展開にあたっては、必要に応じて、国・県に対して要望してまいります。

■子ども・若者とその家族、地域が寄り添い・つながり・協力するイメージ図



資料編

1 彦根市子ども・若者会議条例

(平成 25 年 6 月 27 日条例第 36 号)

改正 平成 26 年 3 月 27 日条例第 17 号 平成 29 年 3 月 24 日条例第 4 号
令和 5 年 6 月 15 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子どもおよび若者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、彦根市子ども・若者会議(以下「子ども・若者会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・若者会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項各号に掲げる事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもおよび若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・若者会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもおよび若者に関する施策に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第 5 条 子ども・若者会議に会長および副会長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・若者会議の会務を総理し、子ども・若者会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・若者会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長および副会長が選任されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・若者会議は、会議において必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・若者会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、前項の委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 前条(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項および第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・若者会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・若者会議の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年3月27日条例第17号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第4号)抄

(施行期日)

I この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和5年6月15日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 彦根市子ども・若者会議委員名簿

(任期：令和5年8月1日から令和7年7月31日まで)

(50音順、敬称略)

氏名	所属団体	備考
大久保 貴生	滋賀県高等学校長協会湖東ブロック	
川崎 敦子	特定非営利活動法人 芹川の河童	副会長
北村 幸子	彦根保護区保護司会	
木ノ内 江以子	彦根市民生委員児童委員協議会連合会	
朽木 弘寿	特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀	
糸田 憲治	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	
坂本 拓行	市内幼稚園・認定こども園	
沢村 保代	公募	
柴田 雅美	特定非営利活動法人 L I N K S	
鈴木 祥子	認定特定非営利活動法人NPOぽぽハウス	
田中 裕子	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	
磨谷 絵美子	彦根市P T A連絡協議会	
永井 敬一	株式会社平和堂	
西川 正晃	岐阜聖徳学園大学	会長
野瀬 純一	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	
麓 裕史	彦根市小・中学校校長会	
村田 朋弥	彦根地区労働者福祉協議会	
森田 清子	彦根市保育協議会	
山口 真奈	彦根市保育園保護者会連絡協議会	
山下 吉和	NPO法人フリースクールてだのふあ	

3 彦根市子ども・若者プラン策定経過

開催事項		年月日	協議事項・結果概要
令和5年度 (2023年度)	第1回 子ども・若者会議	令和5年 10月23日	(1)彦根市子ども・若者会議の役割について (2)会長・副会長の選出について (3)彦根市子ども・若者プラン令和4年度実績について (4)第3期彦根市子ども・若者プランについて (5)特定教育・保育施設の利用定員の設定と認可について
	第2回 子ども・若者会議	令和6年 3月18日	(1)彦根市子ども・若者プラン 令和6年度新規・拡充事業（案）について (2)第3期彦根市子ども・若者プランに係るアンケート調査について (3)特定教育・保育施設の利用定員の設定と認可について
令和6年度 (2024年度)	子ども・子育て、 若者支援に関する 市民の意識調査	令和6年 3月～4月	○就学前児童調査（4月1日～4月19日） ○小学生児童調査（3月19日～4月11日） ○若者の意識調査（4月1日～4月19日） ○子どもの生活に関する調査 ・市内の小学5年生、中学2年生の子どものいる世帯（3月19日～4月11日） ・市内の支援団体・行政機関・児童福祉施設（4月1日～4月19日） ・市内の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・大学（4月1日～4月19日） ・定期的な学習支援を利用している児童・生徒（4月1日～4月19日）
	第1回 子ども・若者会議	令和6年 6月5日	(1)彦根市子ども・若者プラン令和5年度実績について (2)第3期彦根市子ども・若者プランに係るアンケート調査結果について (3)第3期彦根市子ども・若者プランに係る子どもの意見用アンケート調査について
	第2回 子ども・若者会議	令和6年 7月26日	(1)第3期彦根市子ども・若者プランに係るアンケート調査報告書について (2)彦根市の子ども・若者を取り巻く現状と課題について (3)第3期彦根市子ども・若者プランに係る子どもの意見用アンケート調査について

開催事項	年月日	協議事項・結果概要
子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識調査	令和6年 8月～9月	○子どもの意識調査（8月28日～9月20日） ○フリースクール ヒアリング調査（8月29日）
第3回 子ども・若者会議	令和6年 10月8日	(1)第3期彦根市子ども・若者プランに係る子どもの意見用アンケート調査結果について (2)第3期彦根市子ども・若者プランの骨子案の確認について (3)第2期彦根市子ども・若者プランの達成状況について (4)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保方策について
第4回 子ども・若者会議	令和6年 12月5日	(1)第3期彦根市子ども・若者プランに係る子どもの意識調査報告書について (2)第3期彦根市子ども・若者プランの素案の確認について (3)第3期彦根市子ども・若者プランに係るパブリックコメントおよび今後のスケジュールの確認について
意見公募（パブリックコメント）の実施	令和7年 1月14日 ～2月13日	○「彦根市子ども・若者プラン（第3期：令和7～11年度）」（素案）に対する意見公募
第5回 子ども・若者会議	令和7年 3月7日	(1)第3期彦根市子ども・若者プランに係るパブリックコメント実施結果について (2)第3期彦根市子ども・若者プラン（案）について (3)彦根市子ども・若者プラン 令和7年度新規・拡充事業（案）について (4)特定教育・保育施設等の利用定員の設定について



4 指標一覧

本計画においては、成果指標となる目標指標と、施策の進捗を測る活動指標を設定しています。目標達成のために、各施策を着実に推進するとともに、本計画の「第6章 計画の推進に向けて」に示す手法によって、計画の達成状況や進捗状況の管理・評価を行うものとします。

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

【目標指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
妊娠・出産について満足している者の割合	81.8%	85.0%
地域における子育て環境や支援についての保護者の満足度（5点満点）	就学前 2.78 点 小学生 2.80 点	3.3 点
彦根市は子育てしやすいところだと思う保護者の割合	就学前 40.3% 小学生 36.2%	就学前 45.0% 小学生 42.0%

【活動指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
夜9時までに寝ている3歳児の割合	51.3%	59.0%

基本目標Ⅱ すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり

【目標指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
児童生徒の学校満足度	89.5%	90.0%
自分の将来について希望がある若者の割合	49.7%	55.0%

【活動指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
図書館における児童図書の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども一人当たり)	18.8 冊	22.0 冊
保育所待機児童の解消（4月1日時点）	1人	0人
教育・保育利用児童数（2号・3号）	2,706 人	3,000 人

基本目標Ⅲ すべての子ども・若者が大切にされ、幸せに暮らせるまちづくり

【目標指標】

	令和6年度 (2024年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
子どもの権利条約の認知度	15.2%	20.0%
子どもの幸福度	82.7%	85.0%
どのような場所でも暴力から守られていない と感じている子どもの割合	7.1%	減少

【活動指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
就学援助認定基準の拡大	生活保護の基準の1.2倍	生活保護の基準の1.3倍
母子・父子自立支援プログラム策定申込件数	14件	20件
ひとり親家庭の子どもに対する学びと食の支 援による居場所の年間参加人数（延べ人数）	209人	250人
不登校児童・生徒数 (不登校児童・生徒在籍比率)	小学校：177人(2.96%) 中学校：221人(7.22%)	令和10年度（2028年度） 前年度を下回る

基本目標Ⅳ 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり

【目標指標】

	令和6年度 (2024年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
安心できる居場所がない子どもの割合	4.3%	2.0%
子どもの地域満足度	82.1%	85.0%
子どもの家庭満足度	85.0%	90.0%

【活動指標】

	令和5年度 (2023年度) 現状値	令和11年度 (2029年度) 目標値
スクールソーシャルワーカーの配置	3人	3人
相談受付したもののうち、関係機関で対応し た割合	88.0%	85.0%
相談ニーズを把握したもののうち、家庭等へ の訪問を行った世帯の割合	17.0%	20.0%

5 用語解説

用語	説明	ページ
あ行		
あ	アイデンティティ	自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。自分は何者であり、何をなすべきかという個人の心の中に保持される概念。
	アウトリーチ	相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けた仕組みづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。地域福祉では、手を差し伸べる活動を示す。
い	生きる力	確かな学力（基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力）と、豊かな人間性（自らを律しつつ、人とともに協調し思いやりの心や感動する心など）と、健康・体力（たくましく生きるために健康や体力など）のバランスのとれた力のこと。
	育児休業	育児休業とは、原則1歳未満のこどもを養育するための休業で、育児・介護休業法という法律に定められている。令和7年（2025）年の改正では、子の看護休暇の見直しや所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大、育児のためのテレワーク導入の努力義務化等が段階的に施行。
	イクボス宣言	「イクボス」とは、部下や同僚等の育児や介護・ワークライフバランス等に配慮・理解のある上司のこと、「イクボス宣言」とは組織のトップや幹部がイクボスを目指すことを宣言すること。
う	う歯	口腔内の細菌が糖質から產生される酸によって、歯が溶かされる疾患をう蝕といい、細菌による感染症と位置付けられている。う蝕された歯をう歯（むし歯）という。
え	エジンバラ質問票 (エジンバラ産後うつ病質問票)	産後うつ病を発見するために開発された自己記入式質問票で、全10項目の質問に点数をつけ、その合計点数で産後うつ病かどうかを調べる。
	M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働率、労働参加率)または就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。
か行		
か	架け橋プログラム	文部科学省が推進している事業で、施設類型を越えた保幼小連携を目指し、接続期の教育の質的向上を図ることを目的とする。
き	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
こ	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。日本の人口維持に必要な合計特殊出生率は約2.08前後とされる。
	こども家庭センター	すべての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。

用語		説明	ページ
こ	子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。	1
	子ども食堂	子どもが一人で食事をすることを防ぐため、子ども一人でも利用しやすく、無料または低額で食事ができる場もしくは取組。	51
	子どもの貧困	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在および生活状況。	1
	こどもまんなか社会	子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンのこと。全ての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目標としている。	1
	子ども110番の家	地域ぐるみで子どもたちの安全を確保することを目的として、身の危険を感じた時などの「緊急時に安心して助けを求め駆け込める場所」として各自治体・学校等が民家、店舗、事業所等に協力を依頼して設置されたもの。	52
	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることとしており、平成21年（2009年）7月1日に成立し、平成22年（2010年）4月1日から施行されている。	1
	子ども・若者計画	不登校、ひきこもり、ニート等、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、このような状況の中ですべての子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、困難を有する子ども・若者の支援を社会全体で総合的に推進する計画のこと。	2
	子ども・若者総合相談窓口	何らかの生きづらさのある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、サポートあるいはコーディネートするための総合相談窓口。	19
さ行			
さ	産後うつ	産後に発症するうつ病で、10~20%に生じるとされている。1日中気分が沈む、日常生活の中で興味や喜びを感じられない、赤ちゃんに何の感情も湧いてこない、食欲もなく体重が減る、不眠・睡眠過多などがサインとなる。	67
し	児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉の脅しや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。	17
	児童扶養手当	父母が離婚するなどして、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童の養育者に対して支給される手当。	21
	就学援助	学校教育法上の実施義務に基づき、学校給食費や学用品費などの支払いが経済的に困難な保護者の方に対し、申請に基づいて費用の一部を援助する制度。	21
	食育	平成17年（2005年）7月に施行された食育基本法に基づいた取組で、同法では「生きる上で基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」と位置づけられている。	2
	少子化	子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。	1

用語		説明	ページ
す	スクールカウンセラー	学校現場において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。	26
	スクールガード	あらかじめ各小学校に登録した地域住民の方が子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティア。	90
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎながら、問題や悩みを抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、解決に向けて支援する専門家。	26
せ	青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」	中学生(ケースによっては小学校高学年)から20歳未満の青少年に対し、生活改善、就学、就労、家庭支援、自分探しなどを支援する場。	75
	性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固的に分ける考え方のこと。	60
そ	ソーシャルスキル	対人関係における、挨拶・依頼・交渉・自己主張などの技能。社会的スキル。	76
た行			
た	待機児童	希望する保育所に入所申請したにもかかわらず、定員などの関係で入所することができない児童。	16
	多文化共生	地域に暮らす住民同士が、国籍や民族、文化、言葉などの「ちがい」を認め合い、支え合う関係を持って暮らしていく状態、またはそのような環境。	73
	男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。	2
ち	地域学校協働本部	従来の学校支援を基盤にしながら、地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関など、幅広い地域住民などの参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する体制。	73
	地域子育て支援センター	公共施設や保育所、児童館など、地域の身近な場所において、育児に関する不安や悩みを相談したり、子育てを行う保護者同士が気軽に交流したりできる場。	51
	地域若者サポートステーション	厚生労働省が、若者雇用対策の一環として15~39歳の若者の職業的自立を支援することを目的に全国に設置した、就職に向けた相談窓口。	77
ど	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。	98
	特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う教育。	81

用語	説明	ページ
な行		
に	ニート 就労、求職、就学のいずれもせず、就労のための訓練も受けていない若者。	61
は行		
は	発達障害 自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（A D H D）、学習障害（L D）などの脳機能の障害を指す。通常、低年齢からみられる脳機能の障害。社会性やコミュニケーション能力の発達に偏りがあったり、興味・関心の範囲が狭かったり、反復行動、想像力の未発達などの特徴がある。	81
	ハラスメント いろいろな場面での言葉、態度等による嫌がらせ、いじめのこと。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。	58
	伴走型相談支援 すべての妊婦や乳幼児期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう自治体が面談や情報発信を行う取組で、妊娠期から出産・子育てまで各段階のニーズに合わせて、一貫して相談に応じ、継続的に支援すること。	65
ひ	ひきこもり 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。	18
ふ	不育症 妊娠はするけれども、流産や死産または生後1週間以内の早期新生児死亡を繰り返すこと。	65
	不登校児童・生徒 病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的な要因・背景により年間30日以上登校しないあるいはしたくともできない児童や生徒。	24
	プッシュ型広報 行政が能動的に市民に情報やサービスを提供する広報手法。市民が自ら情報を探す手間を省き、行政サービスを必要とする市民へのサービスの提供や受給率の向上を図るもの。	92
	フリースクール 一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のことで、その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。	29
	フレックス タイム制 労働者自身が一定の時間帯の中で、始業および終業の時刻を決定することができる労働時間制。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的である。	69
ま行		
み	民生委員・児童委員 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。	88

用語	説明	ページ
や行		
や	ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。	63
ら行		
ら	ライフステージ 生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、各々の段階。	1
	ライフプラン 就学や就職、結婚、子育て、住宅の購入、病気・事故などを見通した人生設計のことであり、主に金銭面からの生活設計を指すことが多い。	76
り	リユース 一度使用して不要になったものなどを、元の形のままで再利用すること。	83
ろ	労働力人口 生産年齢人口（労働に適する年齢すなわち満15歳以上の人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数をいう。就業者と完全失業者の合計数で表される。	1
わ行		
わ	ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のこと。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを提唱する考え方。	69
アルファベット（略語）		
D	D V ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略語。夫婦、恋人など親密な関係にある（あった）者から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力などを含む。	78
N	N P O 民間非営利組織 (Non Profit Organization) の略語。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。	91
S	S N S 「Social Networking Service」の略語で、個人同士のつながりや、個人と企業などの団体のつながりを促進・サポートするインターネット上のサービス。代表的なS N Sとして、LINE、Facebook、X、Instagramなどがある。	80



彦根市子ども・若者プラン

(第3期：令和7～11年度)

編集・発行：彦根市子ども未来部 子ども・若者課

住 所：〒522-0041

滋賀県彦根市平田町670番地

TEL：0749-49-2251

FAX：0749-26-1768

発行年月：令和7年3月

